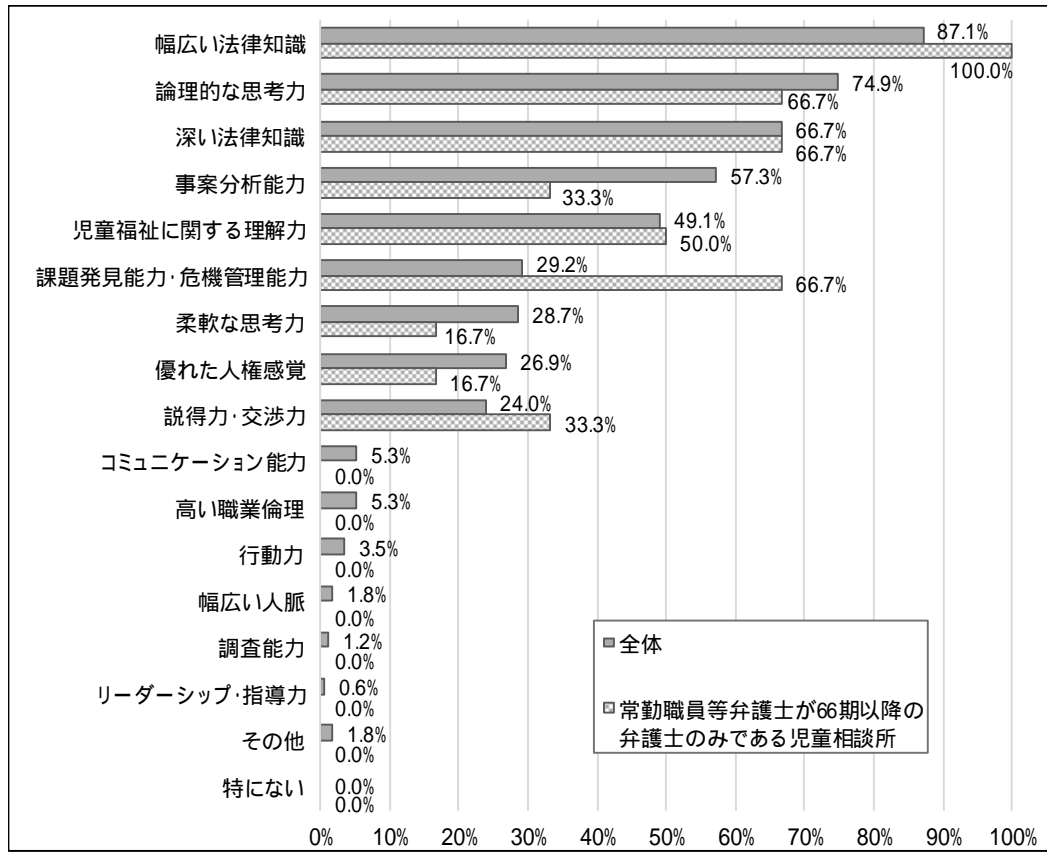


【図表4 - 6】連携している弁護士の評価点(5つまで選択)



	全体		常勤職員等弁護士が66期以降の弁護士のみである児童相談所	
	回答数	(割合)	上記における回答数	(上記に占める割合)
幅広い法律知識	149	(87.13%)	6	(100.00%)
論理的な思考力	128	(74.85%)	4	(66.67%)
深い法律知識	114	(66.67%)	4	(66.67%)
事案分析能力	98	(57.31%)	2	(33.33%)
児童福祉に関する理解力	84	(49.12%)	3	(50.00%)
課題発見能力・危機管理能力	50	(29.24%)	4	(66.67%)
柔軟な思考力	49	(28.65%)	1	(16.67%)
優れた人権感覚	46	(26.90%)	1	(16.67%)
説得力・交渉力	41	(23.98%)	2	(33.33%)
コミュニケーション能力	9	(5.26%)	0	(0.00%)
高い職業倫理	9	(5.26%)	0	(0.00%)
行動力	6	(3.51%)	0	(0.00%)
幅広い人脈	3	(1.75%)	0	(0.00%)
調査能力	2	(1.17%)	0	(0.00%)
リーダーシップ・指導力	1	(0.58%)	0	(0.00%)
その他	3	(1.75%)	0	(0.00%)
特になし	0	(0.00%)	0	(0.00%)

(6) 弁護士との連携に関する要望等

全ての児童相談所に対し、弁護士との連携に関する要望等について尋ねたところ、【図表4 - 7】のとおり、 弁護士の配置や体制作りなどに関するもの、 弁護士に対する要望等、 弁護士の育成に関するもの、 弁護士の活動に対する評価等が寄せられた。

【図表4 - 7】弁護士との連携についての要望等(自由記載・一部抜粋)

(以下、原文のまま掲載)

弁護士の配置や体制作りなどに関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 現在は、中央児童相談所に1名非常勤の弁護士が配置となっているが、非常勤で良いので当児童相談所に定期的に勤務できる弁護士の配置が望まれる。・ 児童相談所の規模から常に法的対応に追われる事がない環境でもあるため、配置がない現状があり、必要な時に随時相談できる体制や、業務を委託できる体制は整えられているが、日常的に連携が図られる環境ではないため、配置がなくとも近隣に顔の見える関係で相談体制が構築できると良いと感じる。・ 常勤弁護士の配置・ 児童相談所へ弁護士を配置することについて、適格な人材の確保と県の財政負担に課題があるため、所管省庁から優秀な弁護士を派遣・配置するなど、安定して運営できる仕組みがあるとよい。・ 現在、突発的に法的な助言、判断を頂きたい場合に電話などの対応を依頼しているところであるが、電話のみでは十分な説明になっていなかったり、時間的な制約があったりすることがある。児童の権利を守り、かつ、必要時に即応できる体制が望ましい。同時に弁護士が児相で常駐で働くための様々な保障(兼業も含めて弁護士が児相で働きやすい環境の整備等)があることが結果的に弁護士との連携を強化することにつながると思料される。・ 一時保護にも司法審査が入る方向もあり、28条申し立てや一時保護の延長等、法的対応を求められるケースが今後更に増していくことが予想されるため常勤配置の方向で検討していくことが望ましいと思われる。・ 管内の他の児童相談所でも弁護士を配置していることから、所として複数弁護士と連携できており、利益相反で一方の弁護士が対応不可な場合でも他方に相談ができるなど、柔軟に対応可能。・ 権利擁護の観点から、今後は一時保護児童や施設入所児童の意思確認等が想定され、嘱託弁護士の協力の可能性も考えられる。・ 児童相談所に限らず行政全般において弁護士との連携ができるような仕組みが望ましい。・ 全国的に経験年数が少ない職員が多くなっており、スーパーバイザーの役割が過渡的ではあるが増加している状況にある。当所も経験年数3年未満が2/3を占める。法律家にいつでも相談できる体制、または、面接に同席してもらえる体制ができると望ましい。

- ・ 緊急に弁護士に相談したい時に備えて、国が弁護士会と児童相談所との専用ホットラインを設置していただくと、迅速に相談できるので安心できます。
- ・ 日弁連等と連携した公式・公認された体制づくりに期待する。
- ・ 児童福祉法 28 条措置、一時保護延長の承認など審理手続きに関しては、アドバイザー契約をしている契約弁護士事務所に相談。その他日常的な法的判断、職員研修、一時保護児童の権利擁護に係る聴き取りなどは非常勤弁護士(月に 5 ~ 6 日が相談日)とすみ分けできている。
- ・ 本来的には常駐が望ましく、量的観点では課題があるが、連携という観点からは不満はない。

弁護士に対する要望等

- ・ 児相職員が通常業務として行っていることの法的な意味づけや意義等について、法曹界の視点から、引き続き助言を賜りたいと考えている。
弁護士からの助言・指導等が、児相職員の業務改善・自己点検等にも資するものと考えている。
- ・ 28 条や 33 条5項については、職員が書面作成し、弁護士から助言をもらっているが、書面作成まで弁護士契約できるとありがたい。
- ・ 児童福祉法 28 条や 33 条の書面については、裁判所の思考に沿う形で事実や主張を盛り込み作成する必要があるが、法務経験が豊富な職員でないと作成に時間がかかるのが実態である。代書とまではいかなくとも、書類作成の初期段階から専門家である弁護士に手厚く関わってもらえるような体制策ができると児童福祉司の負担が大幅に軽減すると思われる。
- ・ 法的対応だけでなく、一時保護所の子どもの権利擁護が図られるような関わりをお願いしたい。
- ・ 児童の安全を守るという同じ目的に向かっているにもかかわらず、そこへのアプローチの方法が児童福祉と司法とで違うことがある。当然のことではあるが注意を払う必要があると感じる。

弁護士の育成に関するもの

- ・ 児童相談所内部の弁護士に限らず、外部の弁護士とも連携するため、児童福祉の分野に理解のある人材の育成に力を入れてほしい。
- ・ 採用後に経験年数に応じた研修制度があると良い。
- ・ 採用の募集をしても応募が少なく、継続的に配置できるようにすることが難しい。
- ・ 現在配置されている弁護士については、児童福祉に対する造詣が深く更に児童福祉司等からの相談へも丁寧に助言をいただき、威圧的な保護者への対応等にも同席していただくなど、児童相談所業務を遂行するに当たり大変心強い存在である。
前記対応は弁護士個々の信念によるところが大きいと感じている。今後も児童福祉司と同じ熱量で業務連携できる弁護士の育成、配置を要望する。
- ・ 現在来てくれている弁護士は、とても児童福祉に理解があり、熱心に関わってくれるのでありがたいが、いつ担当弁護士が変わってしまうのかわからないという不安が常にある。担当が変わっても大丈夫なように、若い弁護士の研修に力を入れて欲しい。
- ・ 当所は、児童福祉にも非常に造詣の深い弁護士に業務を受託してもらえたが、特に地方部では、児童福祉に関して知識が豊富な弁護士を確保するのに苦労する。研修の機会を増やし、児童相談所業務に理解を示していただける弁護士の育成に努めていただきたい。

弁護士の活動に対する評価等

- ・ 当所では令和2年度から嘱託弁護士が配置されており、主に児童福祉法第 28 条に関する相談が大半を占めている。また、養子縁組離縁についての調停申立の手続きを依頼し、対応してもらった。今後も様々なケースで弁護士の意見を求めることが想定されるが、今後更なる確かつ柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 法的な立場からの助言や指導により、心強く感じている。
- ・ 弁護士との連携によって、職員の人権意識が大変向上しました。また、業務への直接・間接のバックアップがあり、児相に欠くことができない配置だと思えます。
- ・ 常勤ではないため、緊急に確認を要する案件がある時に、タイムラグが生じてしまう時があるが、相談体制(電話相談等)や相談内容については柔軟に対応していただけるため、全体的に弁護士との連携が、業務の円滑な遂行に繋がっている。
- ・ 複雑なケースへの対応も、弁護士との連携が取れるようになって以降はある程度自信と勇気をもって進めることが出来るようになってきている。
- ・ 気になる点としては、弁護士によって解釈や判断に若干の差異が生じることがあるが、そうした悩ましい事案について例えば全国的にはどのような趨勢となっているのか等、広く周知・共有・ケーススタディ出来る場面があると良いように思われる。

3 調査結果の分析

児童相談所に対するアンケート調査を実施した結果、ほとんどの児童相談所が、弁護士と連携することによって、児童福祉法第 28 条の措置等の申立手続や一時保護等の権限行使の判断、子どもの養育環境等に関する事実の把握、関係機関との連携、保護者や児童への対応、職員に対する研修、個別ケースへの対応等のあらゆる場面において、以前よりも、より適切に対応できるようになったと感じていることが明らかになった(【図表 4 - 3】参照)。その一方で、一部の児童相談所から、現在、非連携業務となっているもの(例えば、「指導に応じない保護者への対応」、「触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続」、「DV 案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続」等)があり、これらについても、弁護士と連携する必要性を認識しているとの回答があったほか(【図表 4 - 4】参照)、多くの児童相談所から、弁護士との連携の更なる拡充を求める声が寄せられた(【図表 4 - 7】参照)。こうした結果から、児童相談所においては、法的措置に係る申立手続や法的な判断を要する場面のみならず、保護者等に対するものを含む対外的な対応や事実等の調査、職員のスキルアップのための研修等、あらゆる場面において、弁護士の積極的な関与が求められているものと思われる。

【図表 4 - 5 - 1】のとおり、弁護士と連携している業務に対する児童相談所(全体)の評価は、「満足している」が 70.2%、「どちらかといえば満足している」が 26.9%、その評価の加重平均は 4.66 と非常に高く、否定的評価も弁護士の配置形態を理由とするものが 2 つの児童相談所(1.2%)から出されたのみであって、

弁護士への活動や資質・能力に対する不満は認められなかった。また、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した 6 つの児童相談所の回答を集計した結果も、「満足している」、「どちらかといえば満足している」がそれぞれ 50% を占めており、否定的な評価をしたものはなく、その評価の加重平均も 4.50 と、好評であったと認められる。

加えて、弁護士との連携についての要望等に係る回答(自由記載)においても、弁護士との連携により得られた効果等について評価する声に加え、常勤職員等弁護士の追加配置等、より弁護士と連携しやすい体制の構築や、児童福祉に理解のある弁護士の更なる育成等を期待する声が数多く寄せられていた(【図表 4 - 7】参照)。

こうした調査結果によれば、現在、児童福祉の分野で活動する弁護士については、司法修習期 66 期以降の弁護士も含め、全体として、その関係者から高い評価を得られているものと認めることができる。

なお、【図表 4 - 6】の「連携している弁護士の評価点」を見ると、全体の回答と常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した 6 つの児童相談所の回答とでは、「論理的な思考力」、「事案分析能力」、「柔軟な思考力」、「優れた人権感覚」について、後者の回答における評価が全体の回答における評価よりも低く、「幅広い法律知識」、「課題発見能力・危機管理能力」、「説得力・交渉力」について、後者の回答における評価が全体の回答における評価よりも高くなっている。上記評価は、第 3 で述べた企業に関する調査の結果とは必ずしも一致しない部分もあるが(【図表 3 - 9 - 1】参照)、事案分析能力等、弁護士としての経験の長さがその能力の程度に影響を及ぼすものもあるように思われる。

もっとも、本調査では、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した児童相談所の数自体が極めて少ないことに加え、全体の回答には、常勤職員等弁護士の司法修習期が分からないと回答した児童相談所の評価も相当程度含まれている³⁷。そうしたことからすれば、上記のような評価の違いが見られたことを根拠に、司法修習期 66 期以降の弁護士とそれ以外の弁護士との間に、その資質や能力において具体的な差異があるなどと即断することは相当でないように思われる。

以上のとおり、児童福祉の分野に関する本調査では、司法修習期 66 期以降の弁護士によるものも含め、弁護士の活動が児童相談所から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

³⁷ 【図表 4 - 2】常勤職員等弁護士の司法修習期が分からないと回答した児童相談所の割合は全体の過半数を超えている。また、法修習期 66 期以降の弁護士は、少なくとも 17 名いることが判明している。

資料2

児童相談所における弁護士の活用状況等に関する調査

法務省

問1 現在（令和3年9月末日現在）の弁護士の配置状況等について、教えてください（該当するものが複数ある場合は全て選んでお答えください。）。

- | | | | |
|---|---|--|----|
| <input type="checkbox"/> 児童相談所に常勤職員として弁護士を配置 | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置 | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 弁護士事務所と契約 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | (| |) |

問2 問1で「児童相談所に常勤職員として弁護士を配置」又は「児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置」を選択した方にお尋ねします。

現在（令和3年9月末時点）、児童相談所に常勤職員又は非常勤職員として配置されている弁護士の司法修習期（司法修習生採用年度）とその人数を教えてください。

- | | | | |
|--|---|--|----|
| <input type="checkbox"/> ~60期（平成18年度以前に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 61期から65期（平成19年から平成23年に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 66期から70期（平成24年から平成28年に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 71期以上（平成29年以降に司法修習生に採用） | (| | 名) |
| <input type="checkbox"/> 分からない | (| | 名) |

問3 現在（令和3年9月末時点）、弁護士（児童相談所に配置されている弁護士及び契約している弁護士事務所の弁護士の両方を含みます。以下同じ。）と連携して対応している業務（弁護士のみが対応している業務も含みます。）を全て選択してください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 子どもの養育環境等に関する事実の把握 |
| <input type="checkbox"/> 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断 |
| <input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成 |
| <input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置や、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続 |
| <input type="checkbox"/> 指導に応じない保護者への対応 |
| <input type="checkbox"/> 児童への対応 |
| <input type="checkbox"/> 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続 |
| <input type="checkbox"/> DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続 |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所の職員に対する研修 |
| <input type="checkbox"/> 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携 |
| <input type="checkbox"/> その他 () |

問4 問3で選択した業務（以下「連携業務」といいます。）のうち、弁護士との連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じる連携業務があれば、全て選択してください。

- 子どもの養育環境等に関する事実の把握
- 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断
- 児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成
- 児童福祉法第28条の措置や、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続
- 指導に応じない保護者への対応
- 児童への対応
- 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続
- DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続
- 児童相談所の職員に対する研修
- 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携
- その他 ()

問5 連携業務における弁護士の対応についてお尋ねします。
連携業務における弁護士の対応に、満足していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- 満足している → 問7へ
- どちらかといえば、満足している → 問7へ
- どちらともいえない → 問7へ
- どちらかといえば、満足していない → 問6へ
- 満足していない → 問6へ

問6 問5で「どちらかといえば、満足していない」又は「満足していない」を選択した方にお尋ねします。

弁護士との連携に関し、課題があると感じていることはありますか（自由に記載してください。）。

問7 連携している弁護士（児童相談所に配置されている弁護士及び契約している弁護士事務所の弁護士の両方を含みます。以下同じ。）について、特に評価している点があれば、5つまで選択してください。

<input type="checkbox"/> 深い法律知識
<input type="checkbox"/> 幅広い法律知識
<input type="checkbox"/> 柔軟な思考力
<input type="checkbox"/> 論理的な思考力
<input type="checkbox"/> 事案分析能力
<input type="checkbox"/> 調査能力
<input type="checkbox"/> 課題発見能力・危機管理能力
<input type="checkbox"/> 説得力・交渉力
<input type="checkbox"/> コミュニケーション能力
<input type="checkbox"/> 児童福祉に関する理解力
<input type="checkbox"/> リーダーシップ・指導力
<input type="checkbox"/> 行動力
<input type="checkbox"/> 高い職業倫理
<input type="checkbox"/> 優れた人権感覚
<input type="checkbox"/> 幅広い人脈
<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 特にない

問8 問3で選択しなかった業務（以下「非連携業務」といいます。）についてお尋ねします。

現在（令和3年9月末時点）、弁護士と連携していない業務（非連携業務）のうち、弁護士との連携が必要だと感じている業務があれば全て選択してください。

なお、連携が必要な業務については全て連携ができていると感じている場合には、「特にない」を選択してください。

<input type="checkbox"/> 子どもの養育環境等に関する事実の把握
<input type="checkbox"/> 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第28条の措置や、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続
<input type="checkbox"/> 指導に応じない保護者への対応
<input type="checkbox"/> 児童への対応
<input type="checkbox"/> 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続
<input type="checkbox"/> DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続
<input type="checkbox"/> 児童相談所の職員に対する研修
<input type="checkbox"/> 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携
<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 特にない（弁護士との連携が必要な業務については全て連携ができている）

問9 問8で選択した業務（非連携業務のうち、弁護士との連携が必要だと感じている業務）についてお尋ねします。

(1) 当該業務に関し、弁護士にどのような関与を求めていますか（自由記載）。

(2) 当該業務について、弁護士と連携ができていない理由を教えてください（自由記載）。

問10 弁護士との連携について要望等があれば、記載してください（自由記載）。

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

第5 高齢者福祉等の分野に対する調査

1 調査の概要

平成28年に総合法律支援法（平成16年法律第74号）が改正され、平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でない方（特定援助対象者）に対する法律相談については、福祉機関等の支援者からの申込みがあれば、資力を問わない出張法律相談を実施することが可能になった。

高齢者福祉等の分野においては、各地の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）や弁護士会が地方公共団体や福祉機関等と連携しながら、上記制度の活用等も含め、高齢者、障がい者、生活困窮者等、自ら法的支援を求めることが困難な状態にある方々への法的支援の充実に向けた取組を進めている。しかし、前記第4の1で述べた児童福祉の分野のように、弁護士の関与が制度的に担保されているものではないことから、その取組内容や進捗状況は地域によって様々であり、地方公共団体や福祉機関等と法曹有資格者との関わり方やその程度もまちまちといった状況にある。そのため、高齢者福祉等の分野については、アンケートではなく、福祉関係者へのヒアリングという方法で、当該分野で活動する弁護士の評価等を調査した。

ヒアリング調査の対象については、近年、高齢者福祉等の分野において、弁護士と連携しながら司法ソーシャルワークや地域の体制整備等に積極的に取り組んでいる地域を、その具体的な取組内容、地方公共団体の規模、当該地域に常駐する弁護士の数及びその司法修習期、福祉関係者の経験等を考慮して、6つ選定した。具体的な調査対象地域は、【図表5 - 1】のとおりである。弁護士と連携して活動している福祉関係者とオンラインで面談し、(1)弁護士と連携して実施している取組の概要、(2)弁護士との連携がもたらした効果等、(3)福祉分野において求められる法曹の資質・能力等、(4)福祉分野において活動する弁護士に対する評価及び(5)今後の課題について尋ね、資料3 - 1ないし同3 - 6のとおり回答を得た。

【図表5 - 1】 ヒアリング調査を行った地域

地域	ヒアリング実施機関
東京都新宿区	同区福祉部高齢者支援課
福岡県那珂川市	同市健康福祉部福祉課
島根県松江市	同市生活支援課、同市社会福祉協議会
岐阜県下呂市	同市社会福祉課、同市振興事務所
長崎県対馬市	同市社会福祉協議会
北海道久遠郡せたな町	同町保健福祉課、同町保健福祉課地域包括支援センター

2 調査の結果

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

弁護士と連携して実施している取組の概要は、【図表5 - 2】のとおりである。

【図表5 - 2】弁護士と連携して実施している取組の概要

地域	弁護士と連携して実施している取組の概要
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年1月から、法テラス東京の常勤弁護士3名(司法修習期 57 期、同 60 期及び同 69 期)と連携し、区内の高齢者総合相談センターでの定期相談や高齢者方などへの訪問相談を実施している。 「地域ケア会議」に法テラス東京の常勤弁護士を関与させている。
那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 10 月から、福岡県弁護士会及び法テラス福岡と連携し、生活困窮者を対象とした巡回法律相談事業(「なかがわリーガルエイドプログラム」)を実施している。 このプログラムには、福岡弁護士会の弁護士 15 名(司法修習期 19 期から同 72 期。うち司法修習期 66 期以降の弁護士は5名)が関与している。
松江市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年4月から、島根県弁護士会及び法テラス島根と連携し、支援対象者に関する福祉関係者の気付きを法律相談につなげる取組(「助っ人弁護士制度」)を実施しているほか、福祉の在り方を検討する会議等に弁護士を関与させている。 上記法律相談には、法テラス島根の常勤弁護士1名(司法修習期 69 期)を含む島根県弁護士会の弁護士 26 名(司法修習期 21 期から同 69 期。うち司法修習期 66 期以降は3名)が関与している。
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年から、岐阜県弁護士会及び法テラス中津川等と連携し、高齢者等を対象とした法律相談(「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」)を実施しているほか、困難事案等の対応方針を検討するケース会議に、弁護士を関与させている。 上記専門相談には、法テラス中津川等の常勤弁護士3名(司法修習期 64 期、同 65 期、同 70 期)を含む岐阜県弁護士会の弁護士 47 名(司法修習期 40 期台から同 70 期台。うち司法修習期 66 期以降の弁護士は9名)が関与している。 上記ケース会議には、上記法テラス中津川等の常勤弁護士3名を含む岐阜県弁護士会の弁護士 16 名(司法修習期 40 期台から同 70 期台の弁護士。うち同 66 期以降は2名)が協力している。
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> 法テラス対馬の常勤弁護士(司法修習期 67 期)の協力を得て、令和元年7月に「権利擁護センターつしま」を設立し、その運営に当たっている。
せたな町	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年から、法テラス八雲の常勤弁護士2名(司法修習期 68 期、同 71 期)の協力を得て、高齢者等の権利擁護のための「中核機関」設置に向けた準備を進めている。 平成 31 年から、法テラス八雲所属の弁護士、司法書士、社会福祉士等による意見交換会を実施している。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携がもたらした効果等について聴取した結果の概要は、【図表5 - 3】のとおりである。「弁護士に気軽に相談できるようになった」、「弁護士との距離が近くなった」など、弁護士と福祉関係者との関係が変化したとする回答のほか、「福祉職員の意識が変化した」、「福祉支援の充実につながった」、「より良い法的支援が行えるようになった」などの声があった。

【図表5 - 3】弁護士との連携がもたらした効果等

類型	具体的な内容
弁護士との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務の中で弁護士に相談しやすい環境を構築することができ、気軽に相談できるようになった(新宿区) ・ 弁護士との距離が近くなり、より早い段階から、法的な解決方法を含めた支援の在り方全体について弁護士と相談できるようになった(那珂川市) ・ 社会福祉協議会に弁護士が来てくれるようになったことで、弁護士に相談することに対する職員の心理的ハードルが下がった(松江市) ・ 福祉関係者が自ら弁護士にアクセスし、自分の担当事案について積極的に助言を求めるケースが増えてきた(下呂市) ・ 弁護士に気軽に相談できる体制が整った結果、裁判所や他の法律専門職に対する敷居の高さも薄れ、連携が前進した(せたな町)
福祉関係者の意識やスキルの変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士から助言を得たり、法律相談に同席したりすることを通じて、具体的な成功体験を重ねてきた結果、法的問題についても積極的に考える職員が増えてきた(松江市) ・ 弁護士の後ろ盾があるという安心感から、職員が自信を持って支援に当たることができるようになった(松江市) ・ 弁護士と一緒に検討し、新たな視点を指摘されるという経験を積んできたことで、これまではない気付きが増えてきた(下呂市)
福祉支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉分野の対応に専念できるようになり、より適切な支援を提供できるようになった(新宿区) ・ 支援対象者の抱える問題を根本的に解決し、より適切な支援を行うことができるようになった(那珂川市) ・ 弁護士がいれば、福祉サイドだけでは対処できない法的問題の解決を含めた包括的な支援が可能になる(下呂市) ・ 弁護士との連携関係が構築されたことにより、本来の業務に専念できるようになった(対馬市) ・ 法的問題については弁護士に任せられるので、より質の高い福祉サービスを提供できるようになった(せたな町)
法的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者が慣れ親しんだ場所で気軽に法的助言を受けられるようになった(新宿区) ・ 弁護士が福祉関係者と一緒に高齢者方等を訪問して生活状況を直接把握してくれるようになったことにより、福祉関係者だけでは気付きにくい法的問題の早期発見・早期解決につながった(新宿区、下呂市) ・ 福祉関係者がサポートすることで、支援対象者の主訴が整理され、必要な資料を迅速に弁護士に共有することができる(下呂市)

その他	・ 成年後見制度の申立件数が増えるなど、同制度が浸透してきていると感じる(対馬市)
-----	---

(3) 高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等

高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等について聴取した結果の概要は、【図表5 - 4】のとおりである。当該分野において求められる法曹の資質・能力としては、一定の法律知識があることを前提に、支援対象者の生活に潜む問題を見付けるための事案分析能力や課題発見能力、必要な資料を自ら集める調査能力や行動力、適切な支援を受け入れてもらうための説得力や交渉力、これらの前提になるコミュニケーション能力、高齢者福祉等における支援の難しさに対する理解力や優れた人権感覚、関係者を引っ張っていくリーダーシップなどが挙げられた。

【図表5 - 4】高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等

類型	具体的な内容
幅広い法律知識	・ 日々発生する日常的な問題を適切に解決できる幅広い法律知識が必要(対馬市、せたな町)
柔軟な思考力	・ 高齢者福祉の趣旨を十分に理解し、関係者や支援対象者の目線に立って、より適切な対応方針を導き出せることが必要(新宿区) ・ 支援対象者が解決策を受け入れない場合に、同人の意向を踏まえた別の解決策を提案できる柔軟性が求められる(下呂市)
事案分析能力、調査能力、課題発見能力・危機管理能力	・ 一筋縄でいかない問題が少なくないため、事案を丁寧に分析してその本質を捉えるとともに、隠れた課題を見抜く力や、真に必要な内容を探る力が必要(新宿区、那珂川市、松江市) ・ 支援対象者は、複雑な問題を抱えていることが多い上に、うまく説明できないことが多いため、同人の家族関係や就労状況、病気や債務の有無など、支援対象者に関する様々な事情を踏まえて、事案を整理・分析し、克服していかなければならない問題を見つけていく能力が求められる(下呂市)
説得力・交渉力	・ 支援対象者は、自分中心に物事を考えがちであり、提案した支援策を受け入れないことがあるため、彼らを説得し、支援策を受け入れさせる説得力や交渉力が必要(下呂市)
コミュニケーション能力	・ 支援対象者にとって必要な支援の内容を探るためには、コミュニケーション能力が必要(新宿区、那珂川市、松江市、対馬市) ・ 福祉関係者との連携を構築し、継続する上で、コミュニケーション能力は、非常に重要である(下呂市) ・ 「この人になら話してみたい」と思わせる人当たりの良さや、「話しやすい」と感じさせる雰囲気を作ることができることも大切(せたな町)

福祉分野に関する理解力、優れた人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の気持ちに寄り添い、彼らにとって一番良い方法を探りながら根気強く支援を続けることを求められる福祉分野の業務についての理解力が必要(那珂川市) 福祉分野では、法的に正しいかどうかだけでなく、支援対象者の意思を尊重しながら問題を解決していく必要があるため、人権を守ることに對する強い意識や、福祉分野に対する強い関心と理解力が必要(松江市) 支援対象者を投げ出さない忍耐力や、優れた人権感覚が必要(下呂市)
リーダーシップ・指導力	<ul style="list-style-type: none"> 新しい仕組み作りを担える力を持った人材であることがより望ましい(新宿区) 各分野の専門家で構成される支援チームを引っ張っていくリーダーシップや協調性が必要(那珂川市、松江市、対馬市) 権利擁護支援のネットワーク作りにおいては、弁護士が他の関係者を先導し、率先してその体制作りを行っていくことが求められる場面もあり、リーダーシップや指導力が必要(せたな町)
行動力	<ul style="list-style-type: none"> 法曹自らが福祉担当者と一緒に支援対象者方に行き、同人の具体的な生活状況等を踏まえた上で、必要な判断をするといった行動力が必要(新宿区) 支援対象者が来るのを待つのではなく、自ら積極的に支援対象者に会いに行き、その話を聞き、必要な情報を得るフットワークの軽さが必要(対馬市、せたな町) 支援に関する枠組みを作り、運用していく行動力が必要(対馬市)

(4) 弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価

高齢者福祉等の分野で活動する弁護士について、その活動や資質・能力等に対する評価を聴取した結果の概要は、【図表5 - 5】のとおりである。いずれの地域においても、「活動に満足している」との回答であり、相談のしやすさやフットワークの軽さ、福祉分野に対する理解の深さや支援対象者に寄り添う姿勢、新しい仕組みを作り出す行動力などを評価する声が多かった。

また、いずれの地域においても、弁護士としての経験が少ない者に対する不満や不安を述べたものはなかった。

【図表5 - 5】弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価

地域	評価の概要
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> 一緒に業務を行っている弁護士の中には、経験年数が数年にとどまる若い弁護士もいるが、その法的知識に不安を感じたり、経験の少なさに對する不満を感じたりしたことはない。 経験年数による判断の違いや知識量の違いはあると思うが、プロとしての経験年数が違う以上、それは当然のことであり、少なくとも福祉行政を行う上で、問題が生じているということはない。

那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで一緒に仕事をしてきた弁護士の中には、年齢の若い方や弁護士としての経験がそれほど長くない方もいたが、法的な知識が足りないと感じたり、対応が不十分だと感じたりしたことは一度もない。 ・ 若い弁護士は、気軽に相談に乗ってくれる人が多く、支援対象者のその後の状況などについても気に掛け、頻繁に連絡をくれる方もおり、非常に助かっている。 ・ 少なくとも私が関わった弁護士については、弁護士になって間もない方も含め、「質が低い」と感じたことはない。いずれも、福祉分野で必要な資質や能力を備えていると感じるし、対応には大変満足している。
松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの方も大変よくやってくれており、その活動には大変満足している。「助っ人弁護士制度」や法律相談で御一緒したのは、20代から40代の弁護士が多かったのではないかと思うが、年齢や経験年数にかかわらず、適切に対応していただいたと感じているし、福祉分野で求められる資質や能力を兼ね備えている方たちだと思う。 ・ 若い弁護士は、福祉の勉強会にも参加され、福祉に対する理解を深めようという姿勢が伝わってくるので、とても心強い。 ・ 「質の高い法曹」とは、支援対象者を人として尊重し、その人に合った支援をすることができる人だと思うが、これまでに関わった弁護士は、経験が浅い方も含め、そうした姿勢を持って支援に当たり、適切な解決策を示してくれた方ばかりであった。
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢や弁護士としての経験の長短で、弁護士としての資質や能力、仕事に対する姿勢、対応内容などに特段の違いを感じたことはない。いずれの方も、支援対象者の意思を尊重し、また、福祉関係者の意見も聞きながら、より良い解決方法を柔軟に検討してくれる方ばかりであり、法的な知識に不足を感じたり、対応に不安を感じたりしたことはなかった。 ・ 若手弁護士は、気軽に相談に乗ってくれたり、遠くに住んでいる支援対象者のところに一緒に行ってくれたりするので、相談しやすく、福祉関係者からも、「話しやすい」、「壁が低い」、「一生懸命である」などの声が上がっている。 ・ 「質が高い弁護士」とは、一定の法律の知識があることに加え、問題分析能力やコミュニケーション能力などを備えた方なのではないかと思うが、これまで関与してきた弁護士は、いずれもそうした能力を備えていると感じる方ばかりであり、十分な活動をしてきている。
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法曹の質が低下している」と感じたことはなく、これまで弁護士の対応に不満を感じたことはない。 ・ 特に法テラス対馬所属の弁護士は、福祉分野の特性についてよく理解しており、福祉関係者ともよくコミュニケーションを取ってくれるので、とても相談がしやすい。支援対象者の自宅等にも積極的に足を運び、支援対象者に寄り添った対応をしてくれており、その活動に大変満足している。権利擁護センターの新設や運営にも非常に熱心に取り組んでおり、大変感謝している。 ・ 上記弁護士の職務経験は、まだ数年であると聞いているが、他の弁護士と比べても、その能力の面で劣点があると感じたことはなく、むしろ、福祉への理解の深さや人権感覚、行動力や交渉力といった点においては、これまでに関わった他の弁護士よりも優れているのではないかとすら感じる。

せたな町	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年以降に法テラス八雲に順次赴任してきた2名の弁護士の活動には大変助けられてきた。彼らのきめ細やかな対応によって、より適切な支援ができるようになった。 「法曹の質が低下している」と感じたことはない。平成 24 年から現在までの9年間に関係した弁護士は、いずれも良い活動をしてくれたと感じているし、特に平成 29 年以降に法テラス八雲に赴任した2名の弁護士は、いずれも若く、弁護士としての経験も長くはなかったが、個別の案件にとどまらず、体制作りも含めて、高齢者福祉の分野に積極的に取り組んでくれるなど、それ以前の弁護士と比較しても、とにかく熱心に活動しており、当町にとって、なくてはならない存在である。
------	--

(5) 今後の課題

高齢者福祉等の分野における弁護士との連携につき、今後の課題について聴取した結果の概要は、【図表5 - 6】のとおりである。いずれの地域からも、弁護士との連携関係の維持・拡大を求める声があった。

【図表5 - 6】今後の課題

地域	今後の課題の概要
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉に限って言えば、法曹と十分連携が取れており、特に課題と感じていることはない。 高齢者福祉以外の分野において、このような連携が定着しているかは把握していないが、連携がない場合には、その構築を進めることが課題と言えるのではないかと。
那珂川市	<ul style="list-style-type: none"> 「なかがわりリーガルエイドプログラム」は、福祉事務所に設置された相談所で法律相談を行うものであるため、足の悪い高齢の方など、相談所まで自力で来ることのできない方には利用してもらえない。そうした方々に対する法的支援をどうするかということが、今後一番の課題である。
松江市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係者の更なるスキルアップが必要だと感じている。弁護士との連携も含めた支援を充実させるためには、支援対象者に普段から接している福祉関係者において、弁護士につなぐ必要性を敏感に感じ取る必要があるが、この点については、まだ十分とまでは言えない。
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> 下呂市の大きな問題は、弁護士が地域に常駐していないことであり、より連携を強化していくためには、弁護士が常駐する環境を作っていくことが必要であると感じている。また、下呂市には、成年後見に関する中核機関がないため、その設置についても検討していく必要がある。 福祉関係者側の課題として、更なる研さんが必要であると感じている。
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> 法テラスの常勤弁護士は数年おきに人事異動で変わることから、今後も福祉分野の特性を理解し、積極的にこの分野に参画してくれる弁護士が配属されることを期待している。

せたな町	<ul style="list-style-type: none"> 法テラスの常勤弁護士は、数年おきに交代となることから、そうした人材の交代にかかわらず、現在のような協力関係を恒常的に維持し、高齢者福祉の充実を図っていくことができるかどうか、将来の課題となると考えている。
------	--

3 調査結果の分析

6つの地域の福祉関係者にヒアリングを行った結果、高齢者福祉等の分野における問題点として、法的に解決しなければならない問題が潜んでいるケースが少なくないにもかかわらず、支援対象者はもとより福祉関係者においても、そうした問題を早期に発見することが難しく、仮にそうした問題の存在を疑ったとしても、弁護士に相談すること自体に、物理的・心理的な難しさがあることが分かった。

こうしたことから、高齢者福祉等の分野においては、何よりもまず、弁護士自らが福祉関係者や支援対象者に積極的にアプローチし、同人らが気軽に法的助言や法的支援を求めることのできる環境を整備していくことが必要であると思われる。また、弁護士は、福祉関係者とは異なる視点から支援対象者の生活状況等を見直して、そこに隠れている法的な問題を洗い出すとともに、支援対象者やその関係者から積極的に話を聞き、また福祉関係者とも相談しながら、支援対象者が納得して受け入れることのできる、より適切な解決策を柔軟に提案していくことも必要であると思われる。

そのため、このような高齢者福祉等の分野では、あらゆる問題に対応することのできる幅広い法律知識に加え、隠れた問題を発見し、解決する力（事案分析能力、課題発見能力等）や、必要な情報を集め、事案に即した柔軟かつ的確な解決策を導き出す力（調査能力、行動力、柔軟な思考力等）支援対象者に寄り添い、その意思を尊重しつつ、必要な支援を受け入れさせる力（コミュニケーション能力、説得力、福祉分野に関する理解力等）、チームを引っ張っていくリーダーシップ等を持った弁護士が求められているものと思われる（【図表5 - 3】、【図表5 - 4】参照）。

今回ヒアリングを実施した6つの地域の福祉関係者は、【図表5 - 2】のとおり、いずれも司法修習期66期以降の弁護士を含めた複数の弁護士と連携した経験を有していたところ、これまでに関わった弁護士の活動については、若手の弁護士によるものも含め、「満足している」と述べており、高く評価していた。

また、特に若手の弁護士について、「若い弁護士は、気軽に相談に乗ってくれる方が多く、アフターフォローとして、支援対象者のその後の状況などについても気にかけて、頻繁に連絡をくれる方もいて、非常に助かっている」（那珂川市。資料3 - 2）、「（有志で行っている福祉の）勉強会には、島根県弁護士会の若い弁護士たちが必ず参加されており、福祉に対する理解を深めようという姿勢が伝わって

くるので、とても心強い」(松江市。資料3 - 3)「若手弁護士は、気軽に相談に乗ってくれたり、遠くに住んでいる支援対象者のところと一緒に連れてくれたりするので、相談しやすく、福祉関係者からも「話しやすい」、「壁が低い」、「一生懸命である」などの声があがっている」(下呂市。資料3 - 4)「(法テラス対馬の常勤弁護士1名〔67期〕について)福祉への理解の深さや人権感覚、行動力や交渉力といった点においては、我々がこれまでに関わった他の弁護士よりも優れているのではないかとすら感じる」(対馬市。資料3 - 5)「(法テラス八雲の常勤弁護士2名〔68期と71期〕について)いずれも若く、弁護士としての経験も長くはなかったが、個別の案件にとどまらず、体制作りも含めて、高齢者福祉の分野に積極的に取り組んでくれるなど、それ以前の弁護士と比較しても、とにかく熱心に活動してくれており、当町にとって、なくてはならない存在であると考えている」(せたな町。資料3 - 6)などとして、その活動を高く評価する声もあった。

ヒアリングを実施した地域においては、司法修習期66期以降の弁護士の少なくとも23名が高齢者福祉等の分野で活動していると認められるところ(【図表5 - 2】参照)全てのヒアリング対象者が、当該分野で活動する弁護士全般について高い評価をしており、弁護士としての経験年数にかかわらず、その活動に満足していると述べていることや、対馬市やせたな町のように、司法修習期66期以降の弁護士の活動について、特に高く評価している地域があったことからすれば、司法修習期66期以降の弁護士も含め、その活動に対する福祉関係者の評価は総じて高いものと言うことができる。

以上のとおり、高齢者福祉等の分野に関する本調査では、司法修習期66期以降の弁護士によるものも含め、その活動が当該分野の関係者から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

ヒアリング調査の結果（東京都新宿区）

実施日：令和3年10月22日

対象機関：東京都新宿区福祉部高齢者支援課

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

新宿区は、平成26年1月に、日本司法支援センター東京地方事務所（以下「法テラス東京」という。）との間で、地域包括ケアや高齢者の権利擁護に関する業務について、その協働連携のための協定（以下「連携協定」という。）を締結し、現在までの間、法テラス東京の常勤弁護士（以下、単に「常勤弁護士」という。）と協働して高齢者への支援を行っている³⁸³⁹。

この連携協定は、主として、常勤弁護士が、新宿区内に11か所ある高齢者総合相談センター⁴⁰を定期的に訪問し、同所の職員や利用者からの相談を受ける、常勤弁護士が、支援担当者と一緒に、個々の支援先（支援対象者の自宅や入所先施設など）を訪問し、支援対象者の相談に応じる、常勤弁護士が、「地域ケア会議」⁴¹に出席し、法的側面からアドバイスを行うなどを内容とするものである⁴²。

新宿区には、一人暮らしの高齢者が多く、さらにそれが増加傾向にあるという特徴がある。一人暮らしの高齢者は、家族等から援助を受けられないことが多い上に、家族関係や金銭などに関する複数の法的問題を抱えていることが少なくない。しかし、自分の抱える問題が法的な解決を要するものであると正しく認識できていないことが多いため、自ら弁護士等の法律専門家に相談し、その力を借りようという考えを持つことは簡単ではないし、我々福祉関係者において、適切な法的助言をすることも難しい。もちろん、連携協定を締結する以前も、福祉の担当者が、新宿区の法律相談等を利用して高齢

³⁸ 法テラス東京の司法修習期57期、同60期及び同69期の3名の常勤弁護士が、連携協定に基づく業務を行っている（令和3年10月末現在。法テラス東京から聴取。）

³⁹ 平成25年9月から約3か月の試行期間を経て、平成26年1月に正式に連携協定を締結した。

⁴⁰ 介護保険法における地域包括支援センターに該当する。

⁴¹ 「地域ケア会議」とは、福祉関係者や民生委員が個々の支援対象者のケースについて課題を共有するとともに適切な対処方針について検討を行うものである。

⁴² 連携協定に基づく相談件数は、近年は年間総件数が400件を超えている。

者と弁護士をつなぎ、法的問題に対応したケースはあったが、法律の専門家ではない福祉の担当者において、早期の段階で、弁護士介入の必要性を判断することは難しいため、法的な対応が必要な問題が大きくなり顕在化してからでない、弁護士につながらないことが多く、その点が課題となっていた。

そのような状況の中、平成 25 年の夏頃に、法テラス東京の常勤弁護士から、同じ問題意識を伝えられ、連携協定の話をいただいた。弁護士との連携を強化することにより、個々のケースにおける法的問題の早期発見や、それに対する適切な介入等が可能となり、高齢者に対して、より適切な支援を行うことができるようになることを考えたことから、連携協定を締結することとしたのである。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

連携協定の締結によって、職員が、日常業務の中で弁護士に相談しやすい環境を構築することができた。連携協定を締結する前は、弁護士への相談は敷居が高いと感じていたため、個別のケースについて法的問題があるのではないかと考えた場合であっても、「弁護士に相談するまでの事案なのか」、「弁護士に相談すべき事案なのか」などと迷うことが少なくなかった。しかし、連携協定を締結し、継続的な連携関係を構築することができたことにより、気軽に常勤弁護士に相談することができるようになった。

また、高齢者総合相談センターや自宅において、常勤弁護士に相談することができるという環境が整ったことにより、支援対象者である高齢者においても、気軽に法的助言を受けられるようになった。

さらに、常勤弁護士が福祉関係者と一緒に高齢者方等を訪問して生活状況を直接把握してくれるようになったことにより、福祉関係者だけでは気付きにくい法的問題の早期発見につながり、問題が大きくならないうちに解決ができるようになった。

このように、連携協定を締結したことで得られた効果はいくつかあるが、その中でも一番の効果は、福祉分野の問題と法的分野の問題の双方について、同時かつ迅速に解決できるようになったことである。常勤弁護士と連携することにより、我々福祉関係者は、福祉に関する分野の対応に専念できるようになり、高齢者に対してより適切な支援が提供できるようになったと感じている⁴³。

⁴³ 例えば、ヘルパーが支援対象者方で介護保険サービスの家事支援を行っていた際に、使用していた家電が故障したことがあった。支援対象者は、後日になっていきなり、ヘルパーが上記家電を壊したと主張するようになり、同人の関係者からも、ヘルパーが加入している保

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

福祉関係の業務において最も重要なことは、支援対象者にとって適切な支援を行うことである。そのためには、支援対象者の生活環境等を正しく把握し、同人が真に必要なとしている支援の内容を見極める必要がある。

例えば、実際のケースとして、子が抱える金銭トラブルを解決するために、支援対象者が自己の資産を用いた結果、本人まで金銭トラブルを負うことになったという事案があった。このような事案では、支援対象者本人の金銭トラブルを解決しただけでは支援として十分ではない。同人の子が同じような金銭トラブルを起こさないようにしなければ、いずれまた同様の問題が発生し得るからである。そのため、このような事案においては、支援対象者の抱える問題だけでなく、同人の子に対しても何らかの措置を講じる必要があり、それが支援対象者にとって真に必要な支援であると考えられる。

このように、福祉分野においては、一筋縄ではいかない問題が少なくない。そのため、事案を丁寧に分析してその本質を捉えるとともに、隠れた課題を見抜く力を持って、我々福祉関係者ととともに支援に当たっていただける法曹が必要である。

また、福祉分野に関わる法曹は、一定の法的知識を持っていることはもちろんであるが、それだけではなく、高齢者福祉の趣旨を十分に理解し、関係者や支援対象者の目線に立って、より適切な対応方針を導き出せることが必要であろう。そのような意味で、柔軟な思考力も重要であると思われる。

さらに、自ら弁護士事務所を訪問することが難しい高齢者に対する福祉においては、法曹自らが福祉担当者と一緒に支援対象者方に赴き、同人の具体的な生活状況等を踏まえた上で、必要な判断をするといった行動力や、支援対象者の話を根気よく聞き、真に必要な支援の内容を探る調査能力、また、その前提となるコミュニケーション能力なども必要であると考えられる。これは個人的な感想になるかもしれないが、例えば、行動力という点では、若手の方がより福祉分野における適性が高いかもしれない。

これに加え、福祉分野では、いまだに法曹との連携が十分でないところが少なくない。そのため、新宿区における連携協定締結のように、新しい仕組み作りを担える力を持った人材であることがより望ましいと考えられる。

険等を使って弁償できないかなどと言われるようになった。このような事案に遭遇したとき、我々福祉関係者だけでは、自信を持って、適切な対応方針を判断することは難しいが、一方で直ちに弁護士に相談すべき事案なのかについても迷うものである。しかし、連携協定を締結したおかげで、すぐに弁護士に相談することができたことから、自信を持って対処することができ、また、このトラブルに煩わされることなく、本来業務に専念することができた。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

新宿区の高齢者福祉の分野では、現在、3名の常勤弁護士が連携協定に基づいて、私たちと一緒に業務を行っている。この中には、弁護士としての経験年数が数年にとどまる若い常勤弁護士もいるが、その法的知識に不安を感じたり、経験の少なさに対する不満を感じたりしたことはない。我々は、これまで、ベテランと呼べるような経験年数が多い弁護士とも仕事をしたことがあるが、彼らと比較しても遜色はないと感じている。

上記3名の常勤弁護士は、いずれも福祉分野に必要なことを理解しており、積極的に支援対象者の自宅や入所施設に同行してくれる上、支援対象者の話にも熱心に耳を傾け、どのような支援を必要としているのか、また真に必要な支援は何なのかということ真剣に考えて業務を行っていると感じている。もちろん、弁護士としての経験年数から来る判断の違いや知識量の違いはあると思うが、プロとしての経験年数が違う以上、それは当然のことであると考えている。

上記3名の常勤弁護士については、個々の弁護士間に、そうした違いがあるにしても、少なくとも福祉行政を行う上で問題が生じているということはない。いずれも大変ありがたい存在であり、不満はない。

(5) 今後の課題

新宿区においては、高齢者福祉に限って言えば、法曹と十分に連携が取れているため、特に課題と感じていることはない。

高齢者福祉以外の分野において、このような連携が定着しているのかについては把握していないが、連携がない場合には、その構築を進めることが新宿区における課題と言えるのではないかとと思われる。

ヒアリング調査の結果（福岡県那珂川市）

実施日：令和3年10月26日

対象機関：那珂川市健康福祉部福祉課

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

那珂川市では、令和元年10月から「なかがわりーガルエイドプログラム」と称し、福岡県弁護士会及び日本司法支援センター福岡地方事務所（以下「法テラス福岡」という。）と連携して、生活保護受給者など生活に困窮している人を対象とした巡回法律相談を定期的実施する取組を行っている⁴⁴。生活に困窮している人たちにとって、弁護士は身近な存在ではない上、自分の抱える問題を整理して話すことが難しいことなどもあって、法律相談を受けることをちゅうちょする人は少なくない。そこで、このプログラムでは、相談者（支援対象者）だけではなく、同人を普段から支援している福祉関係者（生活相談窓口の職員やケースワーカーなど）と一緒に、福祉事務所内の相談所で、弁護士の法律相談を受けることを原則としている。顔見知りの福祉関係者が同席することで、支援対象者の法律相談に対する苦手意識が緩和されるだけでなく、福祉関係者において、支援対象者の悩みを代弁したり、問題解決のために必要な情報や資料を提供したりすることができるので、効率よく法律相談を行うことができる。

この「なかがわりーガルエイドプログラム」が始まったきっかけは、福岡県弁護士会からの呼び掛けである。この取組が始まる以前は、弁護士の介入が必要と思われる問題があったとしても、福祉関係者においてできることは、弁護士会の無料法律相談や法テラス福岡の窓口を案内することだけであり、それ以上に深く介入することは困難であった。そのため、支援活動の中で、債務整理や離婚の問題など、法的解決が必要な問題があることを把握しても、弁護士に相談してみるよう助言した後は、支援対象者本人の行動に委ねるほ

⁴⁴ 「なかがわりーガルエイドプログラム」は、令和元年10月から約2年半の試行期間を経た上で、令和3年5月に、那珂川市、福岡県弁護士会及び法テラス福岡との間で、「なかがわりーガルエイドプログラムに関する協定書」を締結し、本格実施に移行している。

⁴⁵ このプログラムに関与している福岡県弁護士会の弁護士は、司法修習期19期から同72期までの15名であり、うち同60期から65期の弁護士は6名、同66期以降の弁護士は5名である（令和3年10月末現在。法テラス福岡から聴取。）

かなかった。そうした状況を非常に歯がゆく思い、法的解決が必要な部分も含めて、もっとスピーディに手厚い支援ができないものかと悩んでいたところに、福岡県弁護士会から連携の申出をいただいたので、この取組を開始したのである。

「なかがわりーガルエイドプログラム」の現在の主な利用者は、生活保護受給者であるが、生活に困窮している子育て世代や高齢の方、障がいを持っている方など、弁護士による支援を必要としている人は、ほかにもたくさん存在する。そうした人たちにも、このプログラムによる支援が広く行き届くようにすることが今後の課題であり、もっと多くの福祉関係者にこの取組を周知していく必要があると感じている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

「なかがわりーガルエイドプログラム」を開始する以前は、福祉関係者の勧めに従って、支援対象者が法律相談を受けたとしても、相談結果やその後の経過などを福祉関係者が的確に把握することは難しかった。紹介先の窓口にお問い合わせしても、個人情報との関係で教えてもらうことはできず、相談結果やその後の経過を知るためには、支援対象者本人から聞き出すしかなかった。

しかし、「なかがわりーガルエイドプログラム」が始まり、福祉関係者と弁護士とが支援対象者の情報を共有することが可能になったことで、例えば、債務整理により戻ってくるお金を全体の支援の中でどのように位置付けるのがよいのかなど、法的な解決方法だけでなく、支援対象者に対する支援の在り方全般についても、弁護士と相談できるようになった。

このプログラムが始まる以前は、「弁護士は法的な問題についてのみ、専門的見地からの見解を述べる人」という印象があり、話しにくいと感じていた福祉関係者が多かったのではないかと思うが、このプログラムを通じて、弁護士との距離が非常に近くなり、その印象は大きく変わった。ケースワーカーが自分の担当するケースへの関わり方などについて弁護士に相談することも増えており、より早い段階から法的解決を要する部分も含めた支援の方向性を検討することができるようになってきたと感じている。

そして、これまで福祉関係者において介入することができなかった法的問題も含めた支援が可能となったことにより、支援対象者の抱える問題を根本的に解決し、より適切な支援を行うことができるようになったと思う。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

私たち福祉関係者の業務は、対人援助のサービスであり、支援対象者の状況に合わせて、その人に必要な支援を提供していかなくてはならない。その

ためには、支援対象者の生活状況等を正確に把握するだけでは足りず、支援対象者の気持ちにも寄り添いながら、様々な支援方法を検討し、彼らにとって一番良い方法を探りながら、根気強く支援を続けていかなければならない。

また、支援対象者は多くの問題を抱えていることが多い。例えば、債務整理など、一つの問題が解決されれば、その人の生活が直ちに向上するというものではなく、家族の問題や病気といった他の問題についても併せて支援をしていかなければならないことが多い。そのため、ケースワーカーや市役所の職員、病院、弁護士など各分野の専門家が、自分の専門のみならず、他の分野における進捗も含めた総合的な観点から支援対象者の問題を考え、一つのチームとして連携して支援に当たる必要がある。

福祉分野において活動する弁護士には、法律的な知識だけでなく、上記のような福祉分野が扱うケースの特殊性や福祉関係者の業務に関する理解力がなによりも必要であるし、支援チームを引っ張っていくリーダーシップや協調性も欠かせない。

また、支援対象者にとってより良い支援を行うためには、支援対象者から詳細な事実関係や本音などを聞き出すとともに、関係者ともよく相談し、多角的な観点から問題を捉えて支援策を検討し、それを支援対象者に受け入れてもらう必要がある。そのため、コミュニケーション能力の高さや事案を的確に分析する能力、支援対象者が受け入れやすい支援方法を検討する柔軟性も重要であると思われる。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

「なかがわりーガルエイドプログラム」には、福岡県弁護士会所属の弁護士が15名ほど関与していると聞いている。個々の弁護士の詳細な経験年数等は知らないが、ベテランの弁護士から弁護士資格を得て間もない弁護士まで、様々な弁護士が協力してくれている。

「なかがわりーガルエイドプログラム」の巡回法律相談に関与している弁護士は、皆、支援対象者や私たち福祉関係者が相談しやすいような雰囲気を作ってくれたり、法律の内容などを非常にわかりやすく説明してくれたりするなど、丁寧にコミュニケーションを取ってくれる方が多い。また、緊張して法律相談に来た支援対象者に、「今までこれでよく頑張ってきましたね。」などと優しく労いの声をかけてくれるなど、支援対象者の気持ちに寄り添い、心理的にも支えようとしてくれたり、解決に向けた複数の選択肢を提示して支援対象者の希望を丁寧に聞いてくれたりする方も多く、とても相談しやすいと感じている。法律相談を経て事件を受任した後も、担当のケースワーカーに直接進捗状況を教えてくれたり、今後の進め方について意見を求めてく

れたりする方もおり、福祉関係者との連携を大切にしてくれていると感じている。

弁護士と連携するようになってから、私自身が関与したケースは 50 件くらいあり、少なくとも 10 人くらいの弁護士と一緒に仕事をしてきた。その中には、年齢の若い方や弁護士としての経験がまだそれほど長くない方もいたが、法的な知識が足りないと感じたり、対応が不十分だと感じたりしたことは一度もない。法律相談の場で直ちに答えをもらえないことがあっても、すぐに調べて連絡してくれるので、これまで特に不都合を感じたことはなかった。むしろ、若い弁護士は、気軽に相談に乗ってくれる方が多く、アフターフォローとして、支援対象者のその後の状況などについても気に掛け、頻繁に私たちに連絡をくれる方もいて、非常に助かっている。

法律家を目指す人の人数が減ったことにより、法曹の質が下がっているのではないかという声があると聞いたが、少なくとも私が関わった弁護士については、弁護士になって間もない方も含め、「質が低い」と感じたことはない。私が考える「福祉分野において弁護士に求められる資質や能力」は、前記(3)で述べたとおりであるが、「なかがわりーガルエイドプログラム」に関与されている弁護士は、いずれもそうした資質や能力を備えていると感じるし、彼らの対応には大変満足している。

(5) 今後の課題

「なかがわりーガルエイドプログラム」は、福祉事務所内に設置された相談所で法律相談を行うものである。そのため、足の悪い高齢の方や引きこもり傾向がある方など、法律相談に自ら出向くことができない方には、このプログラムを利用してもらうことができない。そうした方々に対する法的支援をどうするかということが、今後の一番の課題である。このプログラムの中で出張相談などを行うことができるようになれば、より広く充実した支援を行うことができるのではないかと考えている。

ヒアリング調査の結果（島根県松江市）

実施日：令和3年10月29日

対象機関：松江市生活支援課、同市社会福祉協議会

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

松江市では、平成27年4月から、日本司法支援センター島根地方事務所（以下「法テラス島根」という。）と共同で「助っ人弁護士制度」という取組を実施している。これは、法テラス島根の常勤弁護士が松江市社会福祉協議会において、福祉機関の職員等が抱える案件に関する相談を受け、法的対応の要否などについて判断するというものであり、この相談の結果、法律相談が必要と判断された案件については、島根県弁護士会所属の弁護士による法律相談が行われる⁴⁶。

この制度の特徴は、法テラス島根の常勤弁護士が定期的に松江市社会福祉協議会で、職員等の話を直接聞くという点にあり、松江市社会福祉協議会の職員のほか、ケアマネージャーなど福祉関係者なら誰でも利用することができる。この制度を開始する以前は、松江市社会福祉協議会が年に数回開催する権利擁護推進委員会や権利擁護困難事例検討会に弁護士を呼び、助言をもらうなどしていたが、福祉関係者が自分の担当する個別の案件を気軽に相談できる状況にはなかった。この「助っ人弁護士制度」は、限られた時間ではあるが、弁護士が福祉関係者と同じ場所（社会福祉協議会）に席を並べて福祉関係者の話を聞き、法的な対応が必要な案件とそうでない案件とを振り分け、福祉関係者に対応の指針を示すというものであり、福祉関係者にとっては、弁護士とのつながりを持ちやすく、気軽に相談しやすいという利点があ

⁴⁶ 島根県弁護士会から提供された名簿には、司法修習期21期から同69期までの弁護士26名が登録されており、うち同60期から65期の弁護士は13名、同66期以降の弁護士は3名である。なお、法テラス島根には、現在1名の常勤弁護士（69期）がおり、同弁護士もこの名簿に登録されている（令和3年10月末現在。法テラス島根から聴取。）

⁴⁷ 助っ人弁護士制度を利用した情報提供及び法律相談（いずれも電話による相談を含む）の延べ件数は、平成27年度は368件、平成28年度は209件、平成29年度は324件、平成30年度は213件、令和2年度は65件であった（なお、令和元年度はコロナ禍の影響もあり、件数を正確に把握することができなかった。法テラス島根から聴取。）

る⁴⁸。

また、法律相談が必要だと判断された案件については、松江市社会福祉協議会内の相談場所で、福祉関係者と支援対象者が一緒に弁護士の法律相談を受けることができる。福祉関係者が同席することにより、支援対象者の心理的なプレッシャーを軽減することができる上、法律相談の際に必要な資料（例えば、契約書やレシートなど）をあらかじめ準備していくこともできるので、効率よく相談を受けることができる。

松江市では、このほか、福祉関係者と弁護士との連携をより進めていくために、松江市社会福祉協議会が行っている取組にも弁護士に参与してもらうようにしている。例えば、松江市社会福祉協議会では、松江市セーフティネット会議⁴⁹、重層的支援会議⁵⁰、支援調整会議⁵¹、権利擁護事業運営委員会⁵²などを通じて、支援対象者に対する支援の在り方を検討しているが、こうした会議にも委員や助言者として弁護士に参加してもらうようにしている。

さらに、市民向けのサービスとして、5年ほど前から、地域包括支援センターの相談員と弁護士が2人一組になって市民からの相談を受ける「なんでも相談」という取組も行っている。これは、困ったことがあれば何でも相談してもらい、市民の困りごとを解決しようというものであり、他県が行っている取組を参考に始めたものである。これまでの相談内容を見ると、圧倒的に相続に関する相談が多いが、福祉関係者が同席していることが、法律相談をすることに對する市民の心理的なハードルを下げているのかもしれない。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

平成27年に「助っ人弁護士制度」が始まる以前は、福祉関係者にとって、弁護士事務所の敷居は非常に高く、そもそも職員が自分の担当する個別の事案について、弁護士に直接相談することはなかった。しかし、この制度が始

⁴⁸ 法テラス島根の常勤弁護士による情報提供は、隔週水曜日の午前中に松江市社会福祉協議会で行われている。

⁴⁹ 松江市セーフティネット会議とは、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活ができる社会の実現に向け、生活課題の解決に関係機関が連携し包括的に対応できるよう協議・検討を行うものである。

⁵⁰ 重層的支援会議とは、重層的支援体制整備事業の中で、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために、支援関係者での情報交換や必要な支援体制に関する検討を行うものである。

⁵¹ 支援調整会議とは、生活困窮者自立支援事業における、支援対象者の支援プランの検討・評価を行うものである。

⁵² 権利擁護事業運営委員会とは、松江市社会福祉協議会が運営する権利擁護に関する事業(法人後見、高齢者あんしんサポート事業等)について検証・検討を行うものである。

まって、私たちのホーム（社会福祉協議会）に弁護士が来てくれるようになったことで、弁護士との距離が近くなり、弁護士に相談することに対する職員の心理的なハードルが低くなったように思う。その結果、「助っ人弁護士制度」で来てくれる法テラス島根の常勤弁護士だけでなく、それ以外の島根県弁護士会の弁護士にも相談しやすくなったと感じる。

松江市では、「助っ人弁護士制度」が始まった平成 27 年に、生活困窮者自立支援制度を立ち上げたのだが、「もし助っ人弁護士制度が始まっていなかったら・・・」と思うと大変おそろしい気持ちになる。生活困窮者自立支援制度の立ち上げと同時に、成年後見や離婚、債務整理などの問題が絡んだ案件に関する問合せが数多く寄せられたが、弁護士の助言がなければ、全ての案件について迅速に対応することはとても難しかった。助っ人弁護士制度があったからこそ、生活困窮者自立支援制度に寄せられた相談内容について、法的解決の可否及び要否を迅速に検討することができ、必要な法律相談につなげることができたし、そうした経験をすることで、私たち職員の検討スキルも徐々に上がっていったと感じている。

弁護士と連携することの効果として最も大きなことは、福祉関係者の意識の変化である。福祉関係者は、福祉サービスの調整（例えば、デイサービスの回数やヘルパー派遣など）に集中してしまいがちであり、支援対象者の生活を根本的に向上させるために必ず解決しなければならない法的な問題があったとしても、それに気付かないことが多い。例えば、支援対象者の家族関係がうまくいっているかとか、離婚の問題を抱えていないかとか、借金がどのくらいあるのかなどについても注意を払い、必要に応じて弁護士に相談するなど、適切に対応していかなければいけないが、そうした問題の存在に気付かず、また気付いても、「ああ、大変そうだな・・・」で終わってしまうのである。そのため、早く弁護士に相談していれば、もっと傷が浅いうちに解決できた問題も、放置された結果、対処が難しくなってしまう。

しかし、「助っ人弁護士制度」ができたことにより、福祉機関の職員等が、担当事案に関する「気付き」について弁護士から助言を得たり、法律相談に同席したりすることを通じて、具体的な成功体験を重ねてきた結果、自分の担当するケースに法的な解決を要する問題がないかについても積極的に考える職員が増えてきたように感じる。また、弁護士にいつでも気軽に相談できる、弁護士の後ろ盾があるという安心感からか、職員が自信を持って支援対象者の支援に当たることができるようになったとも感じる。

さらに、弁護士との関わりは、福祉関係者のみならず、支援対象者に対する教育的な効果も生み出しているように思う。弁護士の力を借りて、自分が主体的に問題を解決していくのだという意識を持つことは、支援対象者の自

立にとって非常に大切なことであり、支援対象者の自信にもつながっていると感じる。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

「福祉分野で活動する弁護士にとって必要な資質や能力は何か」と考えたとき、真っ先に浮かんだのは、「支援される者の権利を擁護するために働くという強い意識を持っていること」である。当たり前のことであるが、私たちが支援するのは、意思を持った人である。福祉分野においては、法的に正しいかどうかだけでなく、支援対象者を一人の個人として尊重し、同人の意思を尊重しながら問題を解決していかなければならない。そのためには、法律の知識があることは当然であるが、それ以上に、人権を守ることに對する強い意識や支援対象者にとってより良い支援策を検討することのできる柔軟な思考力、そして、何よりも福祉分野に對する強い関心と理解が必要ではないかと思われる。

また、支援対象者は、何か問題を抱えていても自ら声を上げたり、上手に説明したりすることができない場合が多いだけでなく、そもそも問題に気付いていない場合もある。そのため、支援対象者や同人を支援する福祉関係者から必要な情報を引き出すコミュニケーション能力や、問題をアセスメントする能力、福祉関係者や支援対象者が気付いていない隠れた問題等を見つけて出す事案分析能力なども重要であると思う。

福祉分野では、福祉関係者と弁護士とが連携して対応する必要があるが、先ほども述べたように、福祉関係者の多くは、法的な知識が十分でないため、対応が必要な問題に気付かず、法的な解決も含めた支援の全体像を捉えることが難しい場合がある。そのため、福祉分野で活動する弁護士には、是非、福祉関係者に寄り添っていただき、時には指導し、引っ張っていくリーダーシップなども求めたい。

支援対象者は、漠然とした悩みや生きづらさを抱えて生活している。その悩みや生きづらさの原因は、借金問題だったり家族関係だったり様々であるが、支援対象者との適切な援助関係や信頼関係を構築できなければ、その本質を正しく理解することは難しい。そのため、私たち福祉関係者は、支援対象者との適切な援助関係や信頼関係を何よりも大切にしている。福祉分野で活動する弁護士には、支援対象者や福祉関係者と粘り強く向き合い、支援対象者が抱える漠然とした悩みや生きづらさを法的観点から整理して、私たち福祉関係者にフィードバックしていただくことが必要であり、それを積み重ねていく過程で、福祉関係者や支援対象者との援助関係や信頼関係を築いていくことができる弁護士こそが、福祉分野で求められる弁護士像なのでは

ないかと思う。

(4) 福祉分野で活動する弁護士に対する評価

私たちは、「助っ人弁護士制度」などを通じて、法テラス島根の常勤弁護士や、40名を超えるそれ以外の島根県弁護士会所属の弁護士と一緒に仕事をしてきたが、いずれの方も大変よくやってくれており、その活動には大変満足している。「助っ人弁護士制度」や法律相談で御一緒したのは、20代から40代の弁護士が多かったのではないかと思うが、年齢や弁護士としての経験年数にかかわらず、適切に対応していただいたと感じているし、いずれも、先ほど述べた資質や能力を兼ね備えている方たちだと思う。松江市には、社会福祉協議会の職員や島根大学の教員、病院のソーシャルワーカーなどが世話人になって企画する「よりそいネット」という有志の勉強会があるが、この勉強会には、島根県弁護士会の若い弁護士たちが必ず参加されており、福祉に対する理解を深めようという姿勢が伝わってくるので、とても心強い。

福祉分野において重要なことは、人をきちんと見て支援することができるかどうかであり、それによって活動の質は全く変わってくる。「質の高い法曹」とはどのような法曹かという問いに答えるとすれば、「支援対象者を人として尊重し、その人に合った支援をすることができる人」だと思うが、私たちがこれまで関わった弁護士は、弁護士としての経験が浅い方も含め、そうした姿勢を持って支援に当たり、適切な解決策を示してくれた方ばかりであった。

(5) 今後の課題

繰り返しになるが、福祉関係者のスキルアップが必要だと感じている。弁護士との連携も含めた支援対象者の支援を充実させるためには、支援対象者に普段から接している福祉関係者において、弁護士につなぐ必要性を敏感に感じ取る必要があるが、この点については、まだ十分とまでは言えない。松江市では、上記(1)で述べたとおり、「助っ人弁護士制度」に加えて、弁護士に色々な会議等に参加してもらい、具体的なケースなどを題材に助言をしてもらうことを通じて、福祉関係者のスキルアップを図っているところである。

ヒアリング調査の結果（岐阜県下呂市）

実施日：令和3年10月26日

対象機関：下呂市社会福祉課、同市振興事務所

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

下呂市は、平成29年から日本司法支援センター中津川地方事務所（以下「法テラス中津川」という。）及び岐阜県弁護士会と連携し、「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」という法律相談を行っている。この法律相談は、月1回、下呂市内の会議室において、岐阜県弁護士会所属の弁護士が、高齢の方や障がいを持った方、生活に困窮されている方などから相談を受けるというものである⁵³。この法律相談は、下呂市の委託により生活困窮者自立相談支援事業を行う社会福祉協議会「すまいるげろ」が窓口となって申込みを受け付け、基本的には、民事法律扶助（法律相談援助）を利用して行うものであるが、援助要件を満たさない案件についても有料で相談を受けることができる⁵⁴⁵⁵。

下呂市は、最寄りの裁判所まで車で片道1時間、公証役場もなく、常駐する弁護士もいないという地域であることから、市民にとっては法律相談に行くこと自体が身近なものではなく、また、困ったことがあっても、世間体を気にして一人で抱え込んでしまう人が少なくない。「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」は、慣れ親しんだ場所で、顔見知りの支援者と一緒に法律相談を受けられるという環境を整えることで、支援対象者の法律相談に対する距離感や苦手意識を克服してもらうとともに、支援対象者がその主訴を整理し、必要な資料を効率的に収集することができるようサポートするものである。

下呂市において、この取組が開始されることになったのは、平成28年に

⁵³ 「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」に関与している岐阜県弁護士会所属弁護士は、司法修習期40期台から同70期台の弁護士47名であり、うち同60期から65期の弁護士は22名、同66期以降の弁護士は9名である（令和3年10月末現在。法テラス中津川から聴取。）

⁵⁴ 民事法律扶助の要件を満たさない場合は、弁護士の交通費を下呂市が負担している。

⁵⁵ 「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」の下呂市における実施実績は、平成29年度は10件、平成30年度は13件、令和元年度は11件、令和2年度は7件（コロナ禍の影響により中止となった4回分は含まない。）であった。

全 10 回行われた福祉関係者向けの連続法律講座を通じて、私たち福祉関係者が弁護士と連携することの必要性を認識したからである。この連続法律講座が行われる以前も、福祉関係者を対象とした弁護士の講演を聞くことなどはあったが、難しく理解できない話も多く、聞いた内容を自分たちの業務と結びつけて考えることはなかった。しかし、平成 28 年に行われた連続法律講座は、講師の弁護士が、高齢者に対する虐待や消費者トラブル、失業などの身近な問題をテーマに、それらが支援対象者に対する福祉的な支援とどのように関係しているのか、どのようにしたら支援対象者の生活を根本的に改善することができるのかなどについて、法律に詳しくない私たち福祉関係者にも分かりやすく、丁寧に説明してくれるものであった。この連続法律講座は、下呂市が企画したものではなく、弁護士からの提案で始まったものだったこともあって、最初は、講座への参加に積極的でない福祉関係者も少なくなかったが、回数を重ねるにつれ、参加者は増えていき、「下呂市にも弁護士が必要なのではないか」という思いが強まっていった。その結果、同講座の開始から僅か 1 年後に、「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」を立ち上げることになったのである。

下呂市では、現在、ケース会議における弁護士の活用にも力を入れている。ケース会議とは、複雑な事案や対応困難な事案について、ケースワーカーや担当課職員等が協力して対応方針を検討するものであり、かつては借金があるなど、弁護士の関与が明らかに必要と思われる事案についてのみ弁護士の参加を求めていた。しかし、弁護士がケース会議に参加することで、私たち福祉関係者だけでは気付かない法的問題の早期発見につながる上に、福祉関係者の気付きの力を育てる機会にもなることから、債務整理の要否にかかわらず、広く弁護士の参加を求めることにしている⁵⁶⁵⁷。

また、このほかにも、一般市民や民生委員、障がい者世帯等を支援する団体などを対象とした法律講座の企画や、各種イベントでの法律相談ブースの設置など、あらゆる機会を捉えて弁護士との連携を図っている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携が始まったことによる最も大きな効果は、福祉関係者の意識が変わったことである。先ほど「下呂市民にとって弁護士は身近な存在で

⁵⁶ ケース会議に協力している岐阜県弁護士会所属弁護士は、司法修習期 40 期台から同 60 期台の弁護士 16 名であり、うち同 66 期台以降は 2 名である（令和 3 年 10 月末現在。法テラス中津川から聴取。）

⁵⁷ 令和 3 年 4 月から 10 月末までに行われたケース会議は 12 件であり、いずれも司法修習期 60 期以降の弁護士が関与した（下呂市社会福祉課及び法テラス中津川から聴取。）

はない」と言ったが、それは福祉関係者にとっても同じことであり、そもそも自分たちが弁護士と連携して仕事をするなど、考えたこともなかった。私たちにとって弁護士はいわば「雲の上の存在」であり、自分たちの仕事について相談することができる相手だとは思っていなかったし、また、相談する必要があるとも思っていなかった。

しかし、連続法律講座や「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」、ケース会議などを通じて、自分たちが担当する事案には法的に解決しなければならぬ問題が含まれているかもしれないという意識が福祉関係者に芽生えてきたように感じる。私たち福祉関係者は、過去の経験に基づき、「これは前に扱ったケースに似ているので、同じ支援方針でよいだろう」などと安易に思い込みがちであるが、弁護士と一緒に検討し、新たな視点を指摘されるという経験を積んできたことで、これまでにはない気付きが増えてきたように思う。こうした気付きはまだ十分とはいえませんが、包括支援センターの職員が法テラス中津川のホットラインなどを利用して、自分の担当事案について個別に弁護士等に相談したり、生活困窮者自立支援相談窓口の職員や生活保護担当者等が出張法律相談を利用したりするなど、福祉関係者が自ら弁護士にアクセスし、自分の担当事案について積極的に助言を求めるケースも増えている。連続法律講座が始まったとき、講師の弁護士が「弁護士も福祉の一部」ということを繰り返し言っていたが、「より良い支援のために、弁護士の力を活用しよう」という意識が、私たち福祉関係者に広がってきたように感じる。

支援対象者に対する支援においても変化があった。私たち福祉関係者だけでは法的な解決を要する問題を全て見抜くことなどはできず、また、問題に気付いたとしてもそれを解決する術を知らないが、弁護士がいれば、福祉サイドだけでは対処できない法的問題の解決を含めた包括的な支援が可能になる。また、支援対象者の中には、自分の生活にどんな問題があるのかをそもそも正しく認識できていない人が多く、その問題の本質をつかむことが難しい場合が少なくないが、福祉関係者がサポートすることで、支援対象者の主訴が整理されるし、必要な資料を迅速に収集して弁護士に共有することができる。このように、福祉関係者と弁護士とが、それぞれの専門性を生かして連携することにより、これまでよりも迅速かつ効率的に、従前は放置されてきた法的問題も支援方針に組み込んだ形での包括的な支援が可能になってきたといえる。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

福祉分野において活動する上で、まず必要となるのは、支援対象者が抱え

る問題を丁寧に分析し、それを乗り越えるための課題を発見する能力である。福祉関係の相談に来る方々は、複雑な問題を抱えていることが多い上に、自分の生活上の問題をきちんと説明できないことが多い。そのため、支援対象者が述べた事情だけでなく、同人の家族関係や就労状況、病気や債務の有無など、支援対象者に関する様々な事情を踏まえて、事案を整理・分析し、克服しなければならない問題を見つけていく能力が求められる。支援対象者の生活状況等については、普段から支援対象者と接している福祉関係者がよく認識している部分であるから、福祉関係者としっかりコミュニケーションを取り、その協力を得ることも必要であろう。

また、福祉分野には、いつもベストな支援策を選択できるわけではないという難しい問題がある。支援対象者は、自分中心に物事を考えがちであり、私たちが支援対象者にとってベストな支援策を提案したとしても、それを素直に受け入れてくれないことも多い。そのため、福祉分野での活動においては、支援対象者を説得し、適切な解決策を受け入れさせる説得力や交渉力が必要であるとともに、それがかなわないときには、支援対象者の意向を踏まえた別の解決策を提案できる柔軟性も求められるし、支援対象者を投げ出さない忍耐力や優れた人権感覚も必要であろう。

なお、先ほど、福祉関係者と適切にコミュニケーションを取り、その協力を得ることが大切だと述べたが、下呂市のように弁護士がいない地域では、弁護士に心理的な壁を感じている福祉関係者は少なくない。下呂市の場合、連続法律講座での話がわかりやすかったことや、弁護士が相談しやすい雰囲気を作ってくれたこと、こちらの要望に迅速に対応してくれたことなどから、弁護士に対する福祉関係者の心理的な壁が徐々に下がっていったと感じているが、こうした弁護士のコミュニケーション能力の高さは、連携関係を構築し、継続する上で非常に重要な能力だと思う。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

これまで、連続法律講座や法律相談などを通じて、少なくとも10数名の弁護士と接してきた。その中には、法曹資格を得てから数年足らずの若い弁護士からベテランの弁護士まで様々な方がいたが、その年齢や弁護士としての経験の長短で、弁護士としての資質や能力、仕事に対する姿勢、対応内容などに特段の違いを感じたことはない。いずれの方も、支援対象者の意思を尊重し、また福祉関係者の意見も聞きながら、より良い解決方法を柔軟に検討してくれる方ばかりであった。法律の知識の程度などは、私たち福祉関係者にはよくわからないが、これまで一緒に仕事をしてきた弁護士については、法的な知識に不足を感じたり、対応に不安を感じたりしたことはなかった。

特に、若手弁護士は、気軽に相談に乗ってくれたり、遠くに住んでいる支援対象者のところと一緒に連れてくれたりするので、相談しやすく、福祉関係者からも、「話しやすい」、「壁が低い」、「一生懸命である」などの声が上がっている。

「質が高い弁護士とはどのような弁護士か」と聞かれたら、一定の法律の知識があることに加え、問題を分析することのできる能力やコミュニケーション能力など、先ほど述べた能力を兼ね備えた弁護士なのではないかと思う。これまで関与してきた弁護士は、いずれもそうした能力を備えていると感じる方ばかりであり、十分な活動をしてきていると感じている。これからもこの関係を維持していきたい。

(5) 今後の課題

下呂市の大きな問題は、弁護士が地域に常駐していないことである。より連携を強化していくためには、弁護士が下呂市に常駐する環境を作っていくことが必要であると感じている。また、下呂市には成年後見に関する中核機関がない。そのため、その設置についても検討していく必要がある。

これに加え、私たちの課題として、福祉関係者側の更なる研鑽が必要であると感じている。弁護士と一緒に仕事をする中で、少しずつ知識が増え、理解が深まってきているとは思いますが、もっと知識や理解を伸ばしていかなければならない。

ヒアリング調査の結果（長崎県対馬市）

実施日：令和3年11月5日

対象機関：対馬市社会福祉協議会

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

対馬市社会福祉協議会(以下「当協議会」という。)は、令和元年7月1日、日本司法支援センター長崎地方事務所対馬地域事務所(以下「法テラス対馬」という。)の常勤弁護士⁵⁸の協力を得て、高齢者福祉関係業務を担当する部署である「権利擁護センターつしま」(以下「当センター」という。)を新設した。当センターは、支援の対象者となる高齢者等(以下「支援対象者」という。)の生活全般について相談に応じる相談支援業務、当協議会が成年後見人、保佐人又は補助人(以下、成年後見人、保佐人及び補助人をまとめて「後見人等」という。)に選任され、後見人等として事務を行う後見人等受任業務、成年後見制度の普及啓発業務、支援対象者の親族が後見人等に選任されている場合に、その親族の支援を行う後見人支援業務等を担当する部署である。

対馬市(以下「市」という。)では、近年、市内の高等学校を卒業した者のうち、9割近くの者が島外で生活することを選ぶなど、高齢化が進んでいる上、高齢者のみの世帯も増えており、かねてから、成年後見制度の需要は高かったと考えられる。しかし、当センターが新設される以前は、市を管轄する長崎家庭裁判所厳原支部における成年後見制度の申立て等はほとんどなく⁵⁹、同制度はほとんど利用されていなかった。その理由としては、市内に法律事務所を設けている弁護士が2名と少なく、成年後見人の事務に関する研修等を受講した社会福祉士もそれほど多くなかったことや、法人が成年後見人に選任される、いわゆる法人後見を行うことができる法人も存在しなかつ

⁵⁸ 権利擁護センターつしまの新設に携わり、その後の業務にも参画している弁護士は、司法修習期67期の弁護士である(法テラス対馬から聴取。)

⁵⁹ 対馬市を管轄する長崎家庭裁判所厳原支部における成年後見、保佐又は補助の申立て件数は以下のとおりである(ヒアリング対象者が同支部から聴取した結果による。)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0件	0件	4件	9件	8件 ¹	23件 ²

1 うち対馬社会福祉協議会が成年後見人、保佐人又は補助人に選任された件数5件

2 うち対馬社会福祉協議会が成年後見人、保佐人又は補助人に選任された件数20件

たことなど、後見人等の事務を行う人材・機関がほとんど存在しない状況であったことに加え、市内の福祉関係者においても、成年後見制度を利用した経験に乏しく、同制度を活用することに対する苦手意識のようなものがあったことなどが考えられる。

このような状況であったところ、平成 28 年 12 月頃、当協議会の職員が、法テラス対馬の常勤弁護士に成年後見制度に関する研修の講師を依頼したことをきっかけに、当協議会に法人後見の業務などを行う組織を新設するという構想が動き出し、上記弁護士の協力を得て、令和元年 7 月 1 日に当センターを新設するに至った。

当センターの設立は、法テラス対馬の常勤弁護士との連携があったからこそ、実現できたといっても過言ではない。例えば、当センターを新設するためには、何よりもまず市内の関係者が、成年後見制度や法人後見の有用性を理解する必要があり、それが最初の関門であった。すると、上記弁護士は、平成 29 年 10 月に、対馬市内で、長崎県の法テラス地方協議会を開催し、同協議会の場に、市内の 60 以上の福祉機関の関係者や市の担当者、市内の警察署職員、裁判所の関係者等を集めてくれた。この協議会では、成年後見制度や法人後見の有用性について関係者による議論が行なわれ、これが成年後見制度や法人後見に関する理解の促進につながった。

また、上記弁護士には、当センターの方針策定を行う設立検討委員会や、同委員会で策定された方針に基づき実際に設立に向けた準備活動を行う設立準備委員会の委員として、関係機関との調整などにも協力してもらった。例えば、当センター新設のための予算要求に際しては、上記弁護士の協力を得て、市内における成年後見申立てが必要と考えられるケースの件数について調査し、その結果を当センター設立の必要性の根拠として提出したが、法律専門家の視点が入ったことで、市の担当者に対する説得力が増したことは間違いない。

なお、上記各委員会は、当センターが設立された後は、引き続き、当センターの運営方針の策定及びその実施を担う委員会として継続しているところ、上記弁護士は、引き続き、両委員会の委員として、当センターの運営に深く関与してくれている。

このように、市と法テラス対馬の常勤弁護士は、当センターの設立及び運営において深く連携しているが、これに加え、普段の福祉関係業務においても、連携関係を築いている。例えば、私たち福祉関係者が支援対象者の自宅や入居施設に行く際には、必要に応じて同行してもらい、法的観点から助言をしてもらうようにしている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携関係が構築されたことにより、我々福祉関係者は、本来の業務である福祉支援に専念することができるようになった。法的な問題については、弁護士が全て引き受けてくれるので、余計な問題に時間をとられることが少なくなった。

また、支援対象者の自宅や入居施設に行く際に、弁護士を同行することで、より適切な支援ができるようになったのではないかと感じている。弁護士は、私たちとは異なる観点から支援対象者の話を聞き、その生活状況等を見てくれるため、私たち福祉関係者だけでは気付きにくい問題も発見できるようになったからである。

さらに、弁護士と連携し、当センターを設立した効果としては、市内における成年後見制度の申立て件数が大きく増えたということがある。平成28年当時は0件だった申立て件数が、令和2年には23件(うち、当協議会が後見人等に選任されているものが20件)にまで増えた⁶⁰。また、当協議会が福祉関係者を対象に実施したアンケート結果においても、「成年後見制度の相談をしたことがあるか」という質問について、「相談したことがある」との回答割合が、平成29年時点では15%だったところ、現在(令和3年)では66%(速報値)と大きく伸びている。さらに、市の精神科医、市の税務課・水道課といった福祉業務を担当していない部門や金融機関からも、成年後見制度に関する相談が入るようになっており、市内全体で成年後見制度が浸透してきていると感じている。

このような市内の成年後見人制度に対する関心の変化は、当センターの設立に加え、先ほど述べたような福祉関係者と弁護士との日頃の連携によって、司法を身近に感じる関係者が増えてきた結果なのではないかと考えている。

なお、市での取組を聞いた長崎県壱岐市の福祉担当者が弁護士とともに当センターの視察に来たほか、雲仙市や五島市、西彼杵郡長与町から当センターに関する資料の提供を求められた。市での取組は、成年後見人制度の成功事例として、他の自治体に伝わっているのかもしれない。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

支援対象者は、自分のことを十分に説明できないことが多い。そのため、私たち福祉関係者は、積極的に支援対象者方宅に行き、支援対象者の話を聞くとともに、その生活状況等を把握し、真に必要な支援の内容を判断しなければならない。この点については、福祉分野に関わる法曹についても同じで

⁶⁰ 長崎家庭裁判所厳原支部における、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立ての具体的な件数の推移は脚注58を参照のこと。

ある。事務所に居て、支援対象者が相談に来るのを待つのではなく、自ら積極的に支援対象者に会いに行き、その話を根気よく聞き、自宅の様子などからその生活状況をうかがって、同人に対する法的支援の必要性やその具体的な支援策を判断しなければならない。福祉分野に関わる法曹には、このような福祉分野の特性を理解し、支援対象者に寄り添って対応する姿勢が求められるし、フットワークの良さや、丁寧に話を聞くためのコミュニケーション能力も必要である。

また、私は法律の専門家ではないものの、福祉分野で生じる法的問題は、それほど複雑なものではないことが多いと感じている。そのため、深い法律の知識よりは、支援対象者に日々発生する日常的な問題を適切に解決できる幅広い法律知識が必要なのではないかと思われる。

さらに、当センターの新設に当たり、法テラス対馬の常勤弁護士の協力がなくてはならないものであったように、成年後見人制度の活用等に向けた新たな体制を構築する際には、法律の専門家の協力が欠かせない。先ほどお話ししたとおり、当センターの設立のための予算要求においては、弁護士と協力して、当センター設立の必要性を具体的に示すことのできるデータを収集・提出して、市の担当者と交渉したが、弁護士の協力があったことにより、当センターの必要性について説得力を持って説明することができたし、相手の納得感も十分に得られたのではないかと感じている。そのため、福祉分野に関わる法曹には、個別の事案への対応にとどまらず、支援に関する仕組み作り等にも積極的に関わっていただけるとよいと思うが、そのような場面では、関係者を先導することのできる指導力や、枠組みを実際に作り、運用していく行動力などが備わっていることが望ましいのではないかと考える。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

「法曹の質が低下していると感じことはあるか」と聞かれたが、そのような印象はない。当協議会においても、これまで何人かの弁護士に個別のケース対応を依頼したことがあり、複数の弁護士を知っているが、その対応に不満を感じたことはない。特に、これまでお話ししてきた法テラス対馬の常勤弁護士は、福祉分野の特性についてよく理解しているし、私たち福祉関係者とよくコミュニケーションを取ってくれるので、とても相談がしやすい。上記弁護士は、支援対象者の自宅等にも積極的に足を運び、法的支援の必要性について自ら確認するなど、支援対象者に寄り添った対応をしてくれており、その活動には大変満足している。

また、上記弁護士は、当センターの新設や運営にも非常に熱心に取り組んでおり、この点においても大変感謝している。上記弁護士の職務経験は、ま

だ数年であると聞いているが、私が過去に関わった他の弁護士と比べても、その能力の面で劣る点があると感じたことはない。むしろ、福祉への理解の深さや人権感覚、行動力や交渉力といった点においては、我々がこれまでに関わった他の弁護士よりも優れているのではないかとすら感じる。上記弁護士は、私たちが抱いていたこれまでの弁護士像とは異なる、いい意味での新しい弁護士像を見せてくれたと考えている。

(5) 今後の課題

現在、法テラス対馬の常勤弁護士とは、良い連携関係を維持することができている。法テラス対馬の常勤弁護士は数年おきに人事異動で変わることから、今後も福祉分野の特性を理解し、積極的にこの分野に参画してくれる弁護士が配属されることを期待している。

ヒアリング調査の結果（北海道久遠郡せたな町）

実施日：令和3年11月5日

対象機関：せたな町保健福祉課、同町保健福祉課地域包括支援センター

実施方法：ウェブ会議システムによる面談

(1) 弁護士と連携して実施している取組の概要

せたな町には、常駐する弁護士がいない。しかし、平成24年に日本司法支援センター函館地方事務所八雲地域事務所（以下「法テラス八雲」という。）が開設され、同所の常勤弁護士が当町にも足を伸ばしてくれるようになったことで、司法との連携が少しずつ進んできた。

当町では、以前から高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が増加しており、他の地方自治体に比べ、高齢者福祉に対する需要が大きい⁶¹。そのため、当町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき策定した当町の成年後見制度利用促進基本計画を始めとする各種計画に基づき、高齢者の権利擁護体制の構築に取り組んできた。しかし、最近まで、成年後見制度の利用件数は極めて少なく⁶²、我々行政側から町民に同制度の利用を勧めるといったこともあまり行ってはいなかった。それは、我々において、成年後見制度を利用する案件を取り扱った経験がほとんどなく、同制度の利用は難しいものという意識があったことに加え、町民側においても、同制度に対する正しい知識・理解が不足していることによる誤解があったことなどが原因と思われる。

こうした状況に変化を与えたのが、平成29年に法テラス八雲に赴任してきた常勤弁護士であった。同弁護士から成年後見制度における町長申立てを積極的に利用してはどうかと勧められたことをきっかけに、我々の間に、成

⁶¹ 令和2年における町人口（7,625人）に占める高齢者人口の割合は約46%と高い。

⁶² せたな町において把握している成年後見制度の利用件数は以下のとおりである。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
町長申立件数 ¹	0件	0件	0件	2件	5件
本人・親族申立支援件数 ²	1件	3件	1件	1件	1件

1 町長申立件数 せたな町長において成年後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立（以下併せて「後見開始の審判の申立等」という。）を行った件数

2 本人・親族申立支援件数 高齢者本人又はその家族が、後見開始の審判の申立等を行う場合に、せたな町において支援を行った件数

年後見制度をもっと積極的に活用していこうという考えが生まれ、同制度が必要かもしれないと思われる事案については、町長申立ての活用も含め、行政側から、町民にその利用を勧めていこうという方針となった。

現在は、前記弁護士の後任として法テラス八雲に赴任した常勤弁護士の助言を受けながら、高齢者等の権利擁護のための地域ネットワーク⁶³において司令塔としての役割を担う「中核機関」の設置に向け、準備を進めているところである⁶⁴。

このほか、当町では、平成31年から、法テラス八雲及び法テラス江差地域事務所の常勤弁護士のほか、司法書士、社会福祉士等の関係者を集めた意見交換会を開催している。福祉の専門家と法律の専門家が、一緒に個別のケースに関する支援方針を検討することなどを通じて、当町における高齢者福祉に関する情報共有や連携強化を図っている。

(2) 弁護士との連携がもたらした効果等

弁護士との連携は、個別のケースへの対応にとどまらず、成年後見人制度における町長申立ての積極的な検討や中核機関の設置等の権利擁護に関する仕組みに関するものまで、様々な場面に及んでいる。いずれの場面においても、弁護士との連携は不可欠のものであり、連携を通じて、我々の意識が変わったと感じている。例えば、平成24年に法テラス八雲が開設される前は、裁判所や弁護士に対し、敷居の高さを感じることもあり、「裁判所が関係する案件を扱ったり、弁護士に相談したりすることは特別なことだ」という意識が我々の中にあっただように思う。しかし、近隣自治体である八雲町に法テラスが開設され、同所に常駐する常勤弁護士が当町を訪問するようになったことなど、弁護士に相談しやすい環境が整備された結果、弁護士に対する敷居の高さは薄れていった。そして、弁護士に気軽に相談できる体制が整った結果、自然と裁判所や他の法律専門職に対する敷居の高さも薄れていき、管内の家庭裁判所が開催する会議に出席したり、司法書士とも連携したりするなど、当町と司法との連携が少しずつ前進していったと感じている。

また、弁護士との連携により、我々福祉関係者は、本来の業務である福祉業務に専念することができるようになった。高齢者が抱える法的問題につい

⁶³ 各福祉機関やその関係機関で構成される権利擁護支援のためのネットワークである。

⁶⁴ 近時の法テラス八雲の常勤弁護士は以下のとおりである（法テラス八雲から聴取。）

平成29年1月から令和3年1月	司法修習期68期の弁護士1名
-----------------	----------------

令和2年1月から現在（令和3年10月末現在）	司法修習期71期の弁護士1名
------------------------	----------------

ては弁護士に任せることができるので、より質の高い福祉サービスを提供できるようになったと感じている。

(3) 福祉分野において求められる法曹の資質・能力等

高齢者は、自分のことを上手に説明することができず、また、自力で助けを求めることが難しい場合も多い。高齢者に対する福祉業務を行う上では、こうした高齢者福祉特有の事情を理解することが欠かせず、これは弁護士についても同じである。そのため、福祉分野に関わる弁護士には、高齢者の日常生活で起きる法的問題を適切に解決できるだけの幅広い法律知識や、必要な情報を相手から適切に聴取し、また、分かりやすく説明することのできるコミュニケーション能力や、自ら現場に赴き、必要な聞き取りや調査などを行う行動力も必要であると考えている。なお、コミュニケーション能力について補足すると、高齢者に対して、「この人になら、相談してみたい」と思わせる人当たりの良さや、「話しやすい」と感じさせる雰囲気を作ることができるとも大切である。私たちが支援している高齢者の多くは、弁護士に接した経験がなく、非日常的な存在である弁護士と話をする身構えてしまうことも考えられ、そのような高齢者の心を開いて信頼関係を築くことのできる対人スキルは非常に重要であると思われる。また、そのような高齢者の実情を理解していることは、福祉分野特有の事情を理解していることにもつながると考えている。

さらに、当町においてそうであったように、弁護士が権利擁護支援のネットワーク作りに積極的に関わることで、司法関係者を巻き込んだネットワークの構築や中核機関の設置に向けた動きは確実に加速する。そのため、福祉分野に関わる弁護士には、個別の事案への対応だけではなく、福祉に関する体制作り等にも積極的に関わる意識を持っていただきたいと思う。そして、そのような体制作りにおいては、弁護士が他の関係者を先導し、率先してその体制作りを行っていくことが求められる場面もあると思われることから、リーダーシップや指導力、幅広い人脈などもあるとよいと考える。

(4) 福祉分野において活動する弁護士に対する評価

我々が、これまで業務において連携してきたのは、主として、法テラス八雲の常勤弁護士であるところ、いずれの方も福祉分野における高齢者の特性を理解して適切に対応しており、不満を感じたことは全くない。その中でも、特に、平成 29 年以降に法テラス八雲に順次赴任してきた 2 名の常勤弁護士の活動には大変助けられてきた。

高齢者は、自分の生活に不便を感じても、それが何に起因するのかを自ら

把握し、説明することができない場合が多い。この2名の常勤弁護士は、定期的に当町を訪れ、我々の相談に乗ってくれるだけでなく、我々と一緒に高齢者の自宅や入所施設に赴き、高齢者から直接話を聞いて、その生活に法的な問題が潜んでいないかを確認したり、同人の相談に応じたりしており、そのような彼らのきめ細やかな対応によって、より適切な支援ができるようになってきていると感じている。

また、上記2名の常勤弁護士は、いずれも、当町の高齢者福祉を充実させるための体制作りにも積極的であった。中核機関の設置に向けた準備に当たっては、それまで築いた人脈を生かし、関係機関に対してネットワークへの参加を積極的に呼びかけるとともに、我々福祉関係者を先導して、その設置に向けた準備を行ってきた。彼らの働きかけにより、関係機関も、ネットワーク作りや中核機関の設置に積極的に関与してくれるようになった。彼らの働きぶりには大変満足している。

「法曹の質が低下しているのではないか」との声があると聞いたが、そのようなことを感じたことはない。我々が関与してきた弁護士の人数は多くはないため、飽くまでも我々の経験に基づく印象ではあるが、平成24年から現在までの約9年間に、高齢者福祉を通じて関係してきた弁護士については、いずれも、良い活動をしてくれたと感じている。特に、平成29年以降に法テラス八雲に赴任した2名の常勤弁護士は、いずれも若く、弁護士としての経験も長くはなかったが、個別の案件にとどまらず、体制作りも含めて、高齢者福祉の分野に積極的に取り組んでくれるなど、それ以前の弁護士と比較しても、とにかく熱心に活動してくれており、当町にとって、なくてはならない存在であると考えている。

(5) 今後の課題

これまで述べてきたとおり、当町が主に連携している弁護士は、法テラス八雲の常勤弁護士であり、彼らとは、良い連携を築くことができている。そのため、彼らとの間では、現在、特定の課題があるとは感じていない。

もっとも、法テラスの常勤弁護士は、数年おきに交代となることから、そうした人材の交代にかかわらず、現在のような協力関係を恒常的に維持し、高齢者福祉の充実を図っていくことができるかどうか、将来の課題になると考えている。

第6 教育行政分野に対する調査

1 調査の概要

平成31年1月、中央教育審議会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において、学校における働き方改革を実現するためには、教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実が必要であるとし、その環境整備の一環として、「学校への過剰な要求も含めた学校を取り巻く諸課題について法的助言を行うスクールロイヤーの活用促進をはじめ、法制的な観点から学校をサポートすることを可能とする教育委員会の機能強化」が不可欠であるとした。これを踏まえ、文部科学省は、令和2年度から、域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置を講じる⁶⁵とともに、教育行政に係る法務相談体制の充実に向けた支援を行っている⁶⁶。虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しており、今後、当該分野における法曹の役割は、更に重要になるものと思われる。

本年度、文部科学省は、都道府県及び市区町村教育委員会を対象に、令和2年度における教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査を実施しており、全国の1,784の都道府県・市区町村教育委員会から回答を得ているところ、同調査では、弁護士との連携状況やその対応に対する評価⁶⁷についても聴取されている。そこで、本調査に当たり、法務省において、文部科学省の協力を得て、必要な範囲で上記調査の結果の提供を受けて分析を行った。

なお、文部科学省が実施した上記調査では、教育行政分野で活動する弁護士の司法修習期に関する確認はされていない。そのため、当該分野については、他の分野の調査において行ったように、司法修習期66期以降の弁護士

⁶⁵ 標準的な規模の都道府県で130万円が積算されている(指定都市についても都道府県に準じた措置がされている。)

⁶⁶ 文部科学省は、日本弁護士連合会の協力を得て、学校現場での法務相談等の業務に携わった経験のある弁護士を「スクールロイヤー配置アドバイザー」として委嘱し、法務相談体制の構築や各都道府県弁護士会との連絡調整などについての相談を受け付けているほか、弁護士に依頼できる業務内容や法務相談体制を構築する手順、弁護士に依頼した業務内容の事例集等を掲載した手引き(「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」)の作成等を行っている。

⁶⁷ 同調査の質問票には、「令和2年度間に行われた法務相談等における弁護士の対応に満足していますか」という質問事項がある。

に対する関係者の評価のみを取り出して集計することまではできなかった。

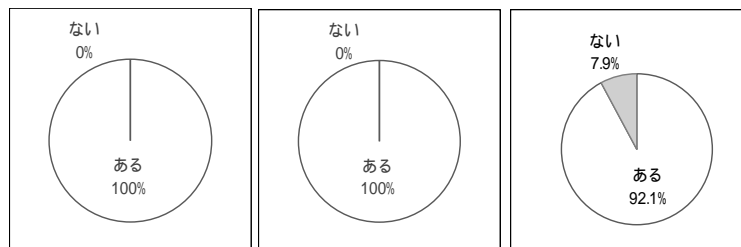
2 調査の結果

(1) 弁護士への相談体制等

この調査において、弁護士による法務相談体制の有無について尋ねた結果は、【図表6-1-1】のとおりであり、相談可能な弁護士との関係等について尋ねた結果は、【図表6-1-2】のとおりである。全ての都道府県・指定都市と、約9割の市区町村教育委員会で弁護士による法務相談体制があり、そのうち、都道府県の約5割、指定都市の約4割、市区町村の約8割が自治体の顧問弁護士に相談しているとの回答であった。

なお、自治体の法務全体に関与する顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士(以下「教育行政専従弁護士」という。)による法務相談体制の有無について尋ねた結果は、【図表6-1-3】のとおりである。教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した教育委員会は、都道府県で約7割、指定都市で8割、市区町村で約1割であった。

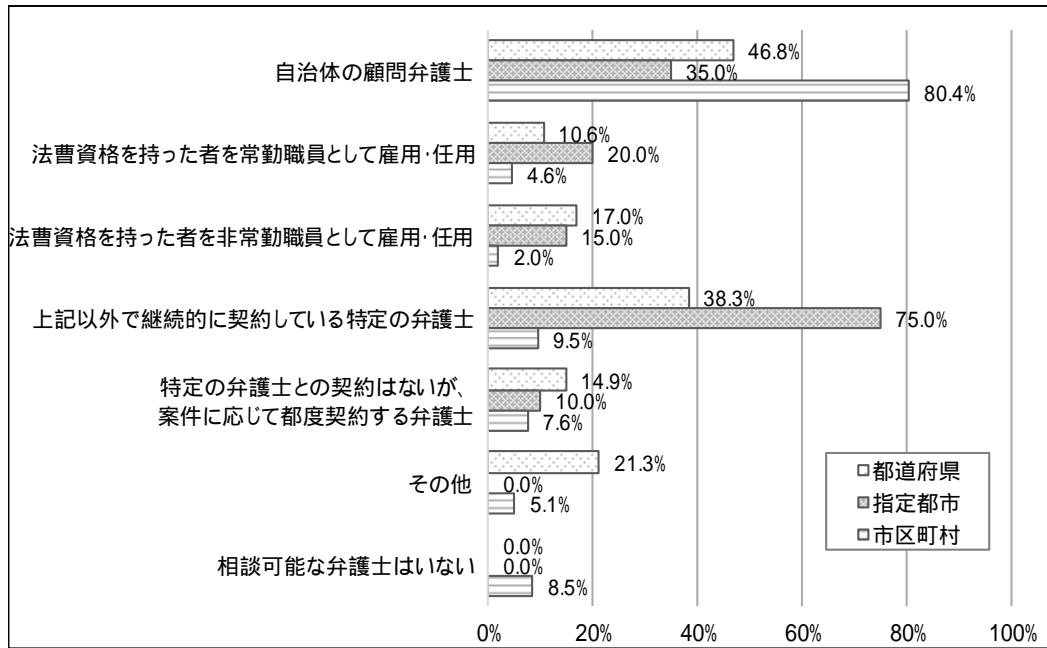
【図表6-1-1】弁護士による相談体制の有無



	都道府県 回答数 (割合)	指定都市 回答数 (割合)	市区町村 回答数 (割合)
相談体制がある	47 (100.00%)	20 (100.00%)	1,582 (92.14%)
相談体制がない	0 (0.00%)	0 (0.00%)	135 (7.86%)
計	47 (100.00%)	20 (100.00%)	1,717 (100.00%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

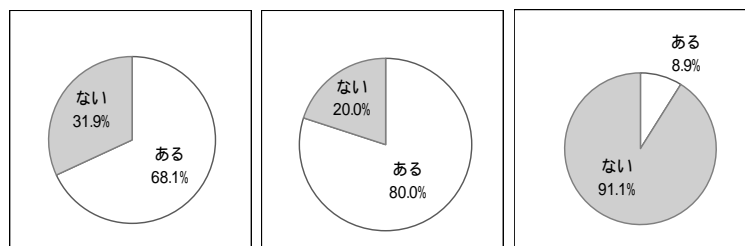
【図表6 - 1 - 2】相談可能な弁護士との関係 (複数回答)



	都道府県 回答数 (割合)	指定都市 回答数 (割合)	市区町村 回答数 (割合)
自治体の顧問弁護士	22 (46.81%)	7 (35.00%)	1,272 (80.40%)
法曹資格を持った者を常勤職員として 雇用・任用	5 (10.64%)	4 (20.00%)	72 (4.55%)
法曹資格を持った者を非常勤職員と して雇用・任用	8 (17.02%)	3 (15.00%)	32 (2.02%)
上記以外で継続的に契約している特 定の弁護士	18 (38.30%)	15 (75.00%)	150 (9.48%)
特定の弁護士との契約はないが、案 件に応じて都度契約する弁護士	7 (14.89%)	2 (10.00%)	120 (7.59%)
その他	10 (21.28%)	0 (0.00%)	81 (5.12%)
相談可能な弁護士はいない	0 (0.00%)	0 (0.00%)	135 (8.53%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表6 - 1 - 3】教育行政専従弁護士による法務相談体制の有無



	都道府県 回答数 (割合)	指定都市 回答数 (割合)	市区町村 回答数 (割合)
相談体制がある	32 (68.09%)	16 (80.00%)	141 (8.91%)
相談体制がない	15 (31.91%)	4 (20.00%)	1,441 (91.09%)
計	47 (100.00%)	20 (100.00%)	1,582 (100.00%)

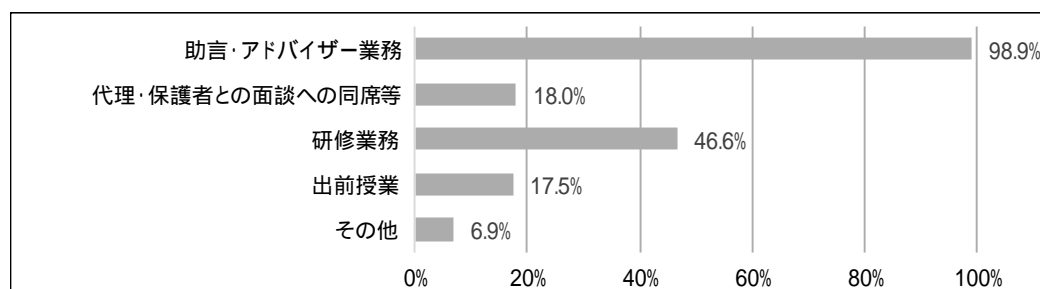
括弧書きは【図表6 - 1 - 2】において「相談可能な弁護士はいない」以外を回答した、都道府県・指定都市・市区町村の各教育委員会数に占める割合

(2) 弁護士に依頼している業務の内容等

教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した 189 の教育委員会に対し、当該弁護士に依頼している業務の内容について尋ねた結果は、【図表 6 - 2 - 1】のとおりである。上記 189 の教育委員会のほとんどが助言・アドバイザー業務を依頼していると回答し⁶⁸、また、約半数の教育委員会が研修業務を依頼していると回答した。「その他」としては、訴訟対応、生徒関係会議への参加、緊急時の電話相談等の回答があった。

また、全ての教育委員会に対し、弁護士の活用に関する具体的な取組について尋ねたところ、【図表 6 - 2 - 2】のとおり、スクールロイヤーとしての活用等の回答が寄せられた。

【図表 6 - 2 - 1】弁護士に依頼している業務の内容(複数回答)



	回答数	(割合)
助言・アドバイザー業務	187	(98.94%)
代理・保護者との面談への同席等	34	(17.99%)
研修業務	88	(46.56%)
出前授業	33	(17.46%)
その他(自由記述)	13	(6.88%)

括弧書きは、【図表 6 - 1 - 3】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制がある」と回答した教育委員会の合計(189)に占める割合

⁶⁸ 「助言・アドバイザー業務」とは、弁護士が学校を支える専門家の一員として法的なアドバイスを行う活動であり、早期の段階から学校関係者からの相談にのり、法的課題が深刻化することを防ぐ活動が想定されている。文部科学省作成の「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き(第1版)」には、助言・アドバイザー業務の事例として、「いじめ対応」、「保護者への対応」、「学校事故への対応」、「児童虐待」、「触法・非行・暴力・性加害等の問題行動」、「不登校」、「障害のある児童生徒への対応」、「重大な少年事件やいじめ、自死事件等が発生した場合の対応」、「貧困・福祉問題」、「体罰、生活指導上の問題等への対応」、「著作権」に関する事例が紹介されている。

【図表6 - 2 - 2】弁護士の活用に関する具体的な取組(一部抜粋)

スクールロイヤーの活用等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県弁護士会と連携して県内6地区にスクールロイヤーを配置し、学校や市町村教育委員会からの法務相談への対応や、教職員を対象とした研修会、児童生徒を対象とした「いじめ防止教室」といった取組を進めている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会からの相談に応じるほか、管理職を対象とした研修会や児童生徒を対象とした、いじめ予防事業を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校における深刻な事案又は深刻化する可能性のある事案に、迅速かつ適切に対応するために、市町村の要請に応じて、緊急支援スクールロイヤー・スクールカウンセラースーパーバイザー・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー・緊急支援アドバイザーからなる緊急支援チームを派遣している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールロイヤーと教育委員会の懇話会を実施している。また、スクールロイヤーを対象とした、学校の実情についての勉強会を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校が直面する法的課題に適切に対応することを目的として、県弁護士会と連携し、スクールロイヤーによる相談・研修支援を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の弁護士会に依頼し、市の中学校1年生を対象にいじめ防止の授業を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールロイヤー活用事業を実施している。直接弁護士に相談できる仕組みを整えており、素早く対応できるため、利用した学校からは大変好評を得ている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単な手続きで迅速に弁護士に相談することができるスクールロイヤー制度を整えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールロイヤーと指導課指導主事が年度内に必ず全校1回以上巡回訪問を行い、日常的な学校問題への対応にあたっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種連携による相談体制を構築している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場で起こる様々なトラブルについて、定期的に弁護士等に相談を行っている。
出前授業等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士によるいじめ未然防止授業を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制をとりやすいよう、年度初めに園長・校長会にスクールロイヤーを招き、講話をしてもらった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式後に、弁護士による保護者向けの講話をしている学校がある。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹資格を有する者を常勤職員(特定任期付職員)として任用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士資格を有する職員を、市長部局に1名、教育委員会に1名任用し、法的な諸課題への対応や職員研修等に活用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回、学校問題対策チームの法務専門委員として、半日勤務を依頼している。

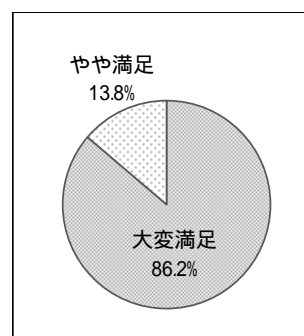
(3) 法務相談等における弁護士の対応に対する評価等

教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した189の教育委員会に対し、令和2年度に行われた法務相談等における弁護士の対応に対する評価を尋ねた結果は、【図表6-3】のとおりである。上記189の教育委員会のうち、「大変満足」と回答したものが86.2%、「やや満足」と回答したものが13.8%であり「やや不満」、「不満」と回答したものはなかった。

【図表6-3】法務相談等における弁護士の対応に対する評価

	回答数	(割合)
大変満足	163	(86.24%)
やや満足	26	(13.76%)
やや不満	0	(0.00%)
不満	0	(0.00%)
計	189	(100.00%)

括弧書きは、【図表6-1-3】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制がある」と回答した教育委員会の合計(189)に占める割合



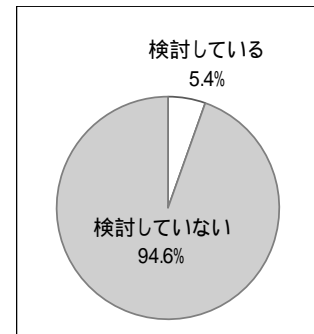
(4) 教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築の必要性について

【図表6-1-1】において、弁護士による相談体制はないと回答した135の教育委員会及び【図表6-1-3】において、教育行政専従弁護士による法務相談体制はないと回答した1,460の教育委員会に対し、当該体制の構築を検討しているかと尋ねた結果は、【図表6-4-1】のとおりである。法務相談体制の構築を検討していると回答した割合は5.4%と小さいが、86の教育委員会が当該体制の構築を検討していると回答した。

また、教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築を検討していないと回答した1,494の教育委員会に対し、その理由について尋ねた結果は、【図表6-4-2】のとおりである。上記1,494の教育委員会の70%が「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため」と回答した一方で、「予算の確保が難しいため」(38.9%)、「相談できる弁護士を確保することが難しいため」(17.2%)と回答した教育委員会も一定数あった。

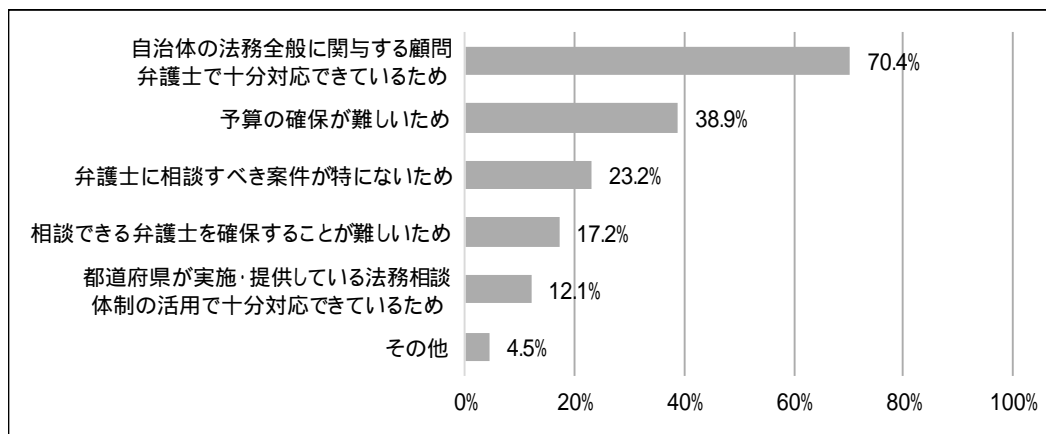
【図表6 - 4 - 1】教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築について

	回答数	(割合)
検討している	86	(5.44%)
検討していない	1,494	(94.56%)
計	1,580	(100.00%)



括弧書きは、【図表6 - 1 - 1】において「弁護士による相談体制はない」と回答、【図表6 - 1 - 3】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制はない」と回答した教育委員会数(1,580 ただし未回答 15 を除く)に占める割合

【図表6 - 4 - 2】教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築を検討していない理由(複数回答)



	回答数	(割合)
自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため	1,051	(70.40%)
予算の確保が難しいため	581	(38.91%)
弁護士に相談すべき案件が特がないため	346	(23.17%)
相談できる弁護士を確保することが難しいため	257	(17.21%)
都道府県が実施・提供している法務相談体制の活用で十分対応できているため	181	(12.12%)
その他	67	(4.49%)

括弧書きは、【図表6 - 4 - 1】において「教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築について検討していない」と回答した教育委員会数(1,493 ただし未回答1を除く)に占める割合

(5) 教育行政に係る法務相談体制の構築に関する要望等

教育行政に係る法務相談体制の構築に関し、各教育委員会から寄せられた要望等は、【図表6 - 5】のとおりである。弁護士との連携等に関する事例集の作成や情報提供等を求める声のほか、法務相談体制の拡充(独自に弁護士を配置することが困難な小規模自治体に対する配慮を求める声を含む。)や、教育行政に精通した弁護士の確保・育成を求める声が寄せられた。

【図表6 - 5】教育行政に係る法務相談体制の構築に関する要望等（一部抜粋）

法務相談体制を構築する方法や相談できる内容等に関する情報提供等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校問題に関わる法的な対応について、参考となる事例集の作成や、事例について情報提供していただける相談の窓口などがあるとよい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例集において、案件ごとの費用面の例もあると予算の検討における参考にできるため、わかりやすい事例集の作成をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例集について、データベースとして活用し得るよう、内容の拡充（施設管理、人事管理面の充実、参考判例の掲載等）、検索に対応したシステム構築のほか、随時の更新をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例集の作成及び学校への配布（いじめ対応や保護者対応について法的視点から教職員の負担軽減を図るもの）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士に相談していいかどうか判断に迷うことがある。手引きやオンライン説明会でも一部紹介があり大変参考になった。具体的な事例を今後も多く紹介していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士への相談を当該校にとどめず、域内の他校とも共有し、様々なケースに迅速に対応する力をつけるためにも事例集のようなものをまとめていくことがいずれ必要となると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律問題と教育的指導の問題のどちらと捉えて解決するかが難しいので、具体的かつよくある事例の事例集の作成をお願いしたい。
法務相談体制の拡充等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、教育行政に関与する弁護士に相談できる体制づくりの推進が不可欠になると思われる。 上記の手引きも参考にして体制構築の推進を図りたい。予算確保に向けて根拠の一つとなるような事例集があるとよい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決が困難な保護者等とのトラブルが増加し、迅速に法務相談ができる体制づくりの必要性が高まっている。弁護士に相談して解決した事例集の作成、教育について相談できる弁護士リストの提示、各市町に弁護士を配置するための予算補助をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村にスクールロイヤーが配置される等、スクールロイヤー事業の推進が図られることや、各市町村教育行政が、法曹資格を持った者を常勤職員または非常勤職員として、雇用・任用しやすい仕組みが構築されると有難い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で法務相談が必要な案件は非常に増えており、弁護士の助言により学校の対応が明確になる事も多く、予算措置の増額を希望したい。現状では相談に時間的余裕がなく、学校からの相談依頼を待ってもらう状態もある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校には、保護者から多岐にわたる相談等があることから、学校から直接、弁護士に相談出来る体制を整えて欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、教育に関する様々な相談案件が増加すると予想される。それらの案件について、早急に対応できる体制づくりを進めていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対応が困難を増しており、学校・教育委員会事務局では対応困難な事象が発生している。教育行政に係る法務相談体制の構築にあたっては、保護者と学校・教育委員会事務局の間に入り、対応の窓口・代理人となることのできる体制が構築されることが望ましい。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対応において、法的な判断を求められる場面が増加している。早急に相談体制を構築していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の体制整備にあたり、普通交付税ではなく概ね全額の特定財源として措置いただけるとありがたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村では人的・財政的な確保が非常に困難となっている現状から、市町村が共同で相談できる相談組織を国や県によって整備していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の構築には、各地区弁護士会からの協力が不可欠である。国から日本弁護士会連合会に対して、教育委員会の法務相談体制の構築への協力について、各地区弁護士会へ働きかけを行っていただけるよう依頼していただければ、よりスムーズな体制構築及び継続につながるものとする。
教育行政に精通した弁護士の確保・育成等に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場の実情を踏まえるとスクールロイヤーは必要なものであり、国の想定する法務相談体制を全国的に普及させるためには、予算の確保と同じくらい「教育現場に精通した弁護士の存在」と「教職員への法教育の充実」が不可欠と感じている（＝弁護士を配置さえすれば万事解決というわけではない）。そのため、国には、予算の継続的な確保と合わせて、教育法制・教育現場の実情に精通した弁護士の養成や教職員への法教育の充実（国主催の研修の実施、教育委員会や弁護士会が実施する研修への支援、教育系大学院や法科大学院のカリキュラムの見直し等）も検討いただければ幸いである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政に特化した弁護士の確保を支援していただけるシステムがあるとよい。

3 調査結果の分析

文部科学省が実施した教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査では、教育行政専従弁護士による法務相談体制を有する全ての教育委員会が、教育行政専従弁護士の対応に満足していると評価した（【図表 6 - 3】参照）。教育行政専従弁護士による法務相談体制を有する教育委員会は、都道府県が域内の市町村等からの相談に対応していることもあり、市区町村教育委員会ではいまだ少ないことに留意が必要ではあるが（【図表 6 - 1 - 3】参照）。教育行政専従弁護士の対応がその連携する全ての教育委員会の満足を得られているという事実は、少なくとも教育行政専従弁護士がその求められる役割を適切に果たしていることを意味するものといえる。

この調査では、教育行政専従弁護士の司法修習期が確認されていないため、他の分野のように、司法修習期 66 期以降の弁護士の活動に対する評価のみを取り出して、全体の評価と比較することはできない。しかし、教育行政専従弁護士の対応に不満があったとした回答がひとつもなく、また、他の質問事項に係る回答も含め、司法修習期 66 期以降の教育行政専従弁護士の対応を、他の弁護士の対応と区別して評価すべき事情等も見当たらないことからすれば、教育行政専従弁護士の活動については、司法修習期 66 期以降の弁護士によるものも含め、全体として、高く評価されているといえることができる。

教育行政専従弁護士に求められる業務内容は、「助言・アドバイザー業務」、「代理・保護者との面談への同席等」、「研修業務」、「出前授業」の4つに大きく分けられており（【図表6 - 2 - 1】参照）文部科学省が作成した「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第1版）」には、上記各業務の内容に関する事例が広く紹介されている。しかし、「弁護士に相談していいかどうか判断に迷うことがある。手引きやオンライン説明会でも一部紹介があり大変参考になった。具体的な事例を今後も多く紹介していただきたい」、「法律問題と教育的指導の問題とどちらと捉えて解決するかが難しいので、具体的かつよくある事例の事例集の作成をお願いしたい」など、弁護士との連携が可能な事例の更なる紹介を求める声があり、また、「学校で法務相談が必要な案件は非常に増えており、弁護士の助言により学校の対応が明確になることも多く、予算措置の増額を希望したい。現状では相談に時間的余裕がなく、学校からの相談依頼を待ってもらう状態もある」、「学校には、保護者から多岐にわたる相談等があることから、学校から直接、弁護士に相談できる体制を整えてほしい」など、法務相談体制の更なる拡充を求める声があることからすると（【図表6 - 5】参照）教育関係者は、上記手引きで紹介された事例の範囲にとどまらず、教育行政の様々な場面において、教育行政専従弁護士と連携し、広く法的観点からの支援を受けることを強く期待しているものと推察される。

なお、上記のような期待に応えるためには、あらゆる場面に的確に対応することのできる幅広い法律知識や教育行政に関する理解力、事案分析能力やコミュニケーション能力、説得力・交渉力などが必要となると思われる。この調査では、教育行政専従弁護士の資質・能力に対する評価は聴取されていないが、【図表6 - 3】のように、教育行政専従弁護士の活動が利用者等から高く評価され、また、【図表6 - 5】のように法務相談体制の更なる拡充等を求める声が寄せられたのは、現在活動している教育行政専従弁護士が、当該分野において求められる上記のような資質・能力を備えており、その利用者等の期待に十分に応える活動を行ってきた結果によるものではないかと推察される。

以上のとおり、教育行政の分野に関する今回の調査では、司法修習期66期以降の弁護士によるものも含め、教育行政専従弁護士の活動が教育委員会から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足る事情は認められなかった。

第4章 調査結果のまとめ

本調査では、(1)民事訴訟、(2)法律相談、(3)企業、(4)児童福祉、(5)高齢者福祉等及び(6)教育行政の6つの分野を取り上げて、法曹の活動等に対する利用者等の評価を調査した。

第3章で述べたとおり、法曹の資質・能力やその活動に対する利用者等の評価は、いずれの分野においてもおおむね高く、司法修習期66期以降の法曹によるものも含め、各分野の利用者等の具体的なニーズに即した法的サービスを提供することができるものと認められた。また、本調査では、いずれの分野においても、司法修習期66期以降の者を含めた若手の法曹一般について、法曹としての資質・能力やその活動の質が他の法曹と比較して劣っているなどとする評価は認められず、そのほか、その法曹としての質が低下していると認めるに足りる事情も見当たらなかった。したがって、本調査においては、現在の法曹養成制度の下における法曹志望者の減少に顕著な改善傾向が見られないこと等が、同制度の下で輩出された法曹の資質・能力やその活動の質の低下を招いているなどといった具体的な影響までは見いだせなかった。

一方、本調査では、児童福祉、高齢者福祉等及び教育行政の各分野に係る調査において、法曹との連携の更なる充実や拡大を求める声が確認されたほか、企業に対する調査においても、法曹有資格者への期待の高さがうかがわれた。このことは、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けたこれまでの取組によって、法曹有資格者の専門的知見を活用する機会が増加し、その有用性が広く認識されてきたことの現れであるとともに、法曹有資格者の活動領域の更なる拡充の必要性を示唆するものと思われる。法務省は、これまでも、関係機関等と連携しながら、国、地方自治体、企業等の組織内法務や福祉分野等、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に向けた取組を進めてきたところではあるが、本調査を通じ、そうした取組を更に推し進めていくことの必要性を改めて認識した次第である。

本調査では明らかにならなかったものの、法曹志望者の減少に顕著な改善傾向が見られないことにより、法曹の質が低下しているのではないかと懸念する声が根強くあることは事実である。法務省としては、本件附帯決議及び本調査結果を真摯に受け止め、引き続き、関係機関等と連携しながら、法曹有資格者の専門的知見を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有し、その活動領域の拡大に向けた取組を推し進めていくとともに、法科大学院教育や実務修習等のより一層の充実に向けた取組を支援していく所存である。あわせて、こうした様々な分野で活躍することのできる法曹の魅力が広く国民に認識され、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう、国民に向けた情報発信を積極的に行い、質・量ともに豊かな法曹の養成・確保に向けた取組を進めていく所存である。

令和5年度 法曹コースの実態調査 【概要】

調査対象 : 令和5年5月1日時点で法学部等に置かれている
認定連携法曹基礎課程（法曹コース） 40コース

調査基準日 : 令和5年5月1日

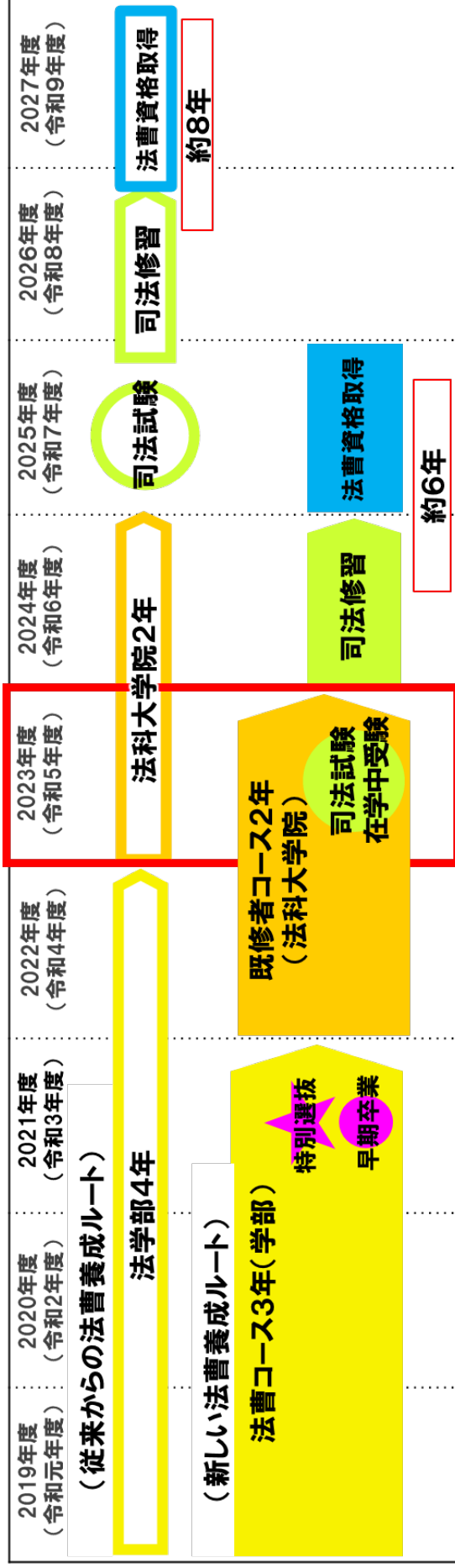
法曹コースとは

- ✓ 法曹コース（※1）とは、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を目指す学生が大学の学部段階から法曹になるための教育を受けられるコース。

※1 正式名称「連携法曹基礎課程」。法学部などの法学を学ぶ学部が設置されている。連携する法科大学院と「法曹養成連携協定」を締結し文部科学大臣が認定。

- ✓ 法科大学院との連携協力のもとで、体系的・一貫的な学修をすることが可能。大学3年で早期卒業して、法科大学院（既修者コース：2年）に進学し、法曹となることを目指す（※2）

※2 早期卒業し、在学中受験で司法試験に合格した場合、法曹として活躍するまでの期間を従来より約2年短縮することが可能。



-
- I. 基礎情報
 - II. 法曹コースの登録・進級時の選抜、修了要件等
 - III. 法曹コースの教育
 - IV. 学生指導、広報活動、法曹コースの学生の様子
 - V. 連携法科大学院との連携、法曹コース運営等

I. 基礎情報

1. 法曹養成連携協定の締結状況①

法曹コース数・・・40コース
協定数・・・70協定（40の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数）

法曹コースを置く大学	連携法科大学院
1.北海道大学	北海道大学
2.東北大学	東北大学
3.千葉大学	千葉大学
4.東京大学	東京大学
5.一橋大学	一橋大学
6.新潟大学	東北大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学
7.金沢大学	金沢大学
8.信州大学	慶應義塾大学、中央大学 東京都立大学
9.名古屋大学	名古屋大学
10.京都大学	京都大学
11.大阪大学	大阪大学
12.神戸大学	神戸大学
13.岡山大学	岡山大学
14.広島大学	広島大学
15.香川大学	大阪大学、広島大学、岡山大学
16.九州大学	九州大学
17.熊本大学	神戸大学、九州大学、中央大学、 早稲田大学
18.鹿児島大学	千葉大学、神戸大学、九州大学、 中央大学
19.東京都立大学	東京都立大学
20.大阪公立大学	大阪公立大学

法曹コースを置く大学	連携法科大学院
21.北海学園大学	北海道大学
22.学習院大学	学習院大学
23.慶應義塾大学	慶應義塾大学
24.上智大学	上智大学
25.創価大学	創価大学
26.中央大学	中央大学
27.日本大学	日本大学
28.法政大学	法政大学
29.明治大学	慶應義塾大学、中央大学、明治大学
30.明治学院大学	千葉大学、東京都立大学、慶應義塾大学、 中央大学、明治大学、早稲田大学
31.立教大学	慶應義塾大学、中央大学、早稲田大学
32.早稲田大学	早稲田大学
33.愛知大学	愛知大学
34.同志社大学	神戸大学、同志社大学
35.立命館大学	名古屋大学、神戸大学、中央大学、 立命館大学
36.関西大学	関西大学
37.関西学院大学	関西学院大学
38.近畿大学	神戸大学
39.西南学院大学	九州大学、学習院大学、中央大学、 早稲田大学、同志社大学
40.福岡大学	福岡大学

1. 法曹養成連携協定の締結状況②

■ 自大学の法科大学院がない法曹コース……………10コース

※いずれも、法科大学院を廃止した経緯あり（学生募集を停止した場合も含む）

（新潟、信州、香川、熊本、鹿児島、北海学園、明治学院、立教、近畿、西南学院）

■ 地方大学枠の対象となる法曹コース……………5コース

※地方大学とは、直近の国勢調査（令和2年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学及び大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする。

（新潟、信州、香川、熊本、鹿児島）

■ 遠隔地(他都県)の法科大学院と協定締結している法曹コース……………10コース

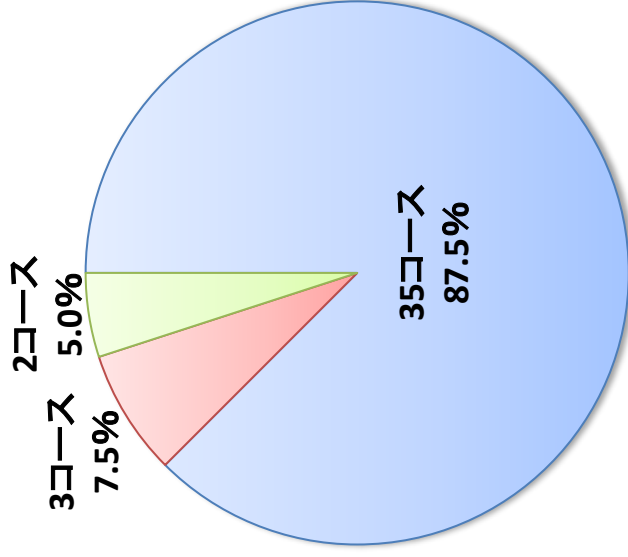
（新潟、信州、香川、熊本、鹿児島、明治学院、同志社、立命館、近畿、西南学院）

■ 3以上の協定を締結している法曹コース……………10コース

- ・新潟大学×4法科大学院（東北、神戸、慶應、中央）
- ・信州大学×3法科大学院（慶應、中央、東京都立）
- ・香川大学×3法科大学院（大阪、広島、岡山）
- ・熊本大学×4法科大学院（神戸、九州、中央、早稲田）
- ・鹿児島大学×4法科大学院（千葉、神戸、九州、中央）
- ・明治大学×3法科大学院（慶應、中央、明治）
- ・明治学院大学×6法科大学院（千葉、東京都立、慶應、中央、明治、早稲田）
- ・立教大学×3法科大学院（慶應、中央、早稲田）
- ・立命館大学×4法科大学院（立命館、名古屋、神戸、中央）
- ・西南学院大学×5法科大学院（九州、学習院、中央、早稲田、同志社）

2. 法曹コースの開設形態

法曹コースの開設形態は、「学位プログラム方式」「履修プログラム方式」「独立教育プログラム方式」のいずれに該当しますか。



□ 履修プログラム方式 ■ 学位プログラム方式 ◻ その他

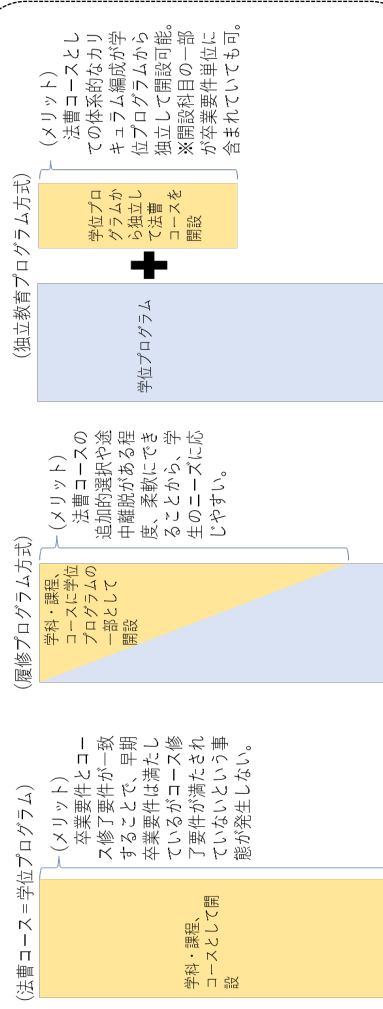
参考

- 学位プログラム方式**
 法曹コース＝学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計したプログラム。
- 履修プログラム方式**
 学位プログラム構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設。
- 独立教育プログラム方式**
 学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設。独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能。

- 履修プログラム方式として開設 (35コース)**
 (法曹コースの選択や離脱が比較的しやすい方式)
- 学位プログラム方式として開設 (3コース)**
 (卒業要件とコース修了要件が一致している方式)
 (広島、立教、近畿)

■ その他回答 (2コース)

- コースの1つとして開設し、学位プログラム方式を基礎としているが、所定の時期におけるコース変更の申請を認める (一橋)
- 2つのコースがあり、異なる方式を採用 (日本)
 法職課程法曹コース履修プログラム(R元年度入学者を対象)：履修プログラム方式
 法曹コース(R2年度以降の入学者を対象)：学位プログラム方式



3. 法曹コースの授業開始時期、登録時期、定員、令和5年度在籍者数① (令和5年5月1日時点)

(単位:人)

法曹コースを置く大学	法曹コース開設年度	法曹コース授業開始時期(※1)	法曹コース登録時期(※1)	定員(1学年あたり)	R5在籍者数(R4在籍者数(※2))											
					1年次在籍者		2年次在籍者		3年次在籍者		4年次在籍者		特別選抜希望者			
					早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者				
1.北海道大学	R2	2年次前期	2年次後期	30人程度	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	22(18)	14(8)	22(18)	12(19)	12(18)	207(115)		
2.東北大学	R2	1年次後期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	62(43)	0(0)	0(0)	0(2)	0(2)	38(45)	0(16)	7(4)		
3.千葉大学	R2	1年次後期	1年次後期	15人程度	0(0)	0(0)	16(11)	0(0)	0(0)	0(0)	9(14)	12(6)	7(4)			
4.東京大学	R2	2年次前期	3年次前期/後期 4年次前期/後期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	125(109)	25(21)	25(21)	207(115)	11(12)			
5.一橋大学	R2	1年次前期	2年次前期 3年次前期	25人程度	0(0)	0(0)	29(31)	0(0)	0(0)	0(0)	34(33)	26(18)	11(12)			
6.新潟大学	R2	1年次前期	2年次前期/後期 3年次前期/後期 4年次前期/後期	なし	0(0)	0(0)	40(41)	0(0)	40(41)	0(0)	31(27)	10(11)	4(3)			
7.金沢大学	R2	1年次後期	1年次前期	30	24(13)	0(0)	39(52)	0(0)	0(0)	0(0)	22(13)	9(11)	0(0)			
8.信州大学	R2	2年次前期	2年次前期(9月)	10	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(4)	2(0)	2(0)	2(3)	0(0)			
9.名古屋大学	R2	1年次後期	1年次後期	20	0(0)	0(0)	38(44)	0(0)	0(0)	0(0)	44(17)	0(0)	0(0)			
10.京都大学	R2	1年次前期	3年次前期/後期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	51(41)	40(35)	51(41)	42(32)	42(32)			
11.大阪大学	R2	1年次後期	2年次前期 3年次前期 4年次前期	2年次30人程度 3年次20人程度	0(0)	0(0)	32(22)	22(10)	32(22)	22(10)	21(25)	22(19)	22(19)			
12.神戸大学	R2	2年次前期	2年次前期 3年次前期	40人程度	0(0)	0(0)	34(33)	0(0)	0(0)	0(0)	40(39)	24(18)	0(0)			
13.岡山大学	R2	2年次前期	2年次前期	40人程度	0(0)	0(0)	28(34)	0(0)	0(0)	0(0)	24(17)	14(12)	0(0)			
14.広島大学	R3	2年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	35(18)	0(0)	0(0)	0(0)	13(10)	6(0)	0(0)			
15.香川大学	R5	1年次後期	1年次後期(2~3月)	15	0(0)	0(0)	16(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)			
16.九州大学	R2	1年次後期	2年次後期	30人程度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	27(12)	9(2)	27(12)	10(15)	10(15)			
17.熊本大学	R2	2年次前期	2年次前期	20	0(0)	0(0)	13(16)	0(0)	13(16)	0(0)	17(15)	10(6)	10(6)			
18.鹿児島大学	R2	1年次前期	1年次後期(3月) 2年次後期(3月)	なし	0(0)	0(0)	10(9)	0(0)	10(9)	0(0)	8(3)	1(4)	0(3)			
19.東京都立大学	R2	1年次前期	2年次前期	20人程度	0(0)	0(0)	21(20)	0(0)	0(0)	0(0)	11(6)	3(6)	3(5)			
20.大阪公立大学(※3)	R2(※3)	1年次後期	2年次後期以降、学期毎	20	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	3(3)	3(3)			

(注)

※1 法曹コース授業開始時期、法曹コース登録時期の「前期」は「4月～9月」、「後期」は「10月～3月」を指す。

※2 ()内は令和4年5月1日時点の在籍者数。

※3 大阪公立大学(令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設)の3年次及び4年次の在籍者数は大阪市立大学の法曹コース(令和2年度開設)の在籍者数。

(次ページ続く)

3. 法曹コースの授業開始時期、登録時期、定員、令和5年度在籍者数② (令和5年5月1日時点)

(単位:人)

法曹コースを置く大学	法曹コース開設年度	法曹コース授業開始時期(※1)	法曹コース登録時期(※1)	定員(1学年あたり)	R5在籍者数 (R4在籍者数(※2))								
					1年次在籍者		2年次在籍者		3年次在籍者		4年次在籍者		
					早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	
21.北海学園大学	R2	2年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	14(15)	14(15)	21(14)	7(7)	21(14)	12(5)	
22.学習院大学	R5	1年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
23.慶應義塾大学(※3)	R2	1年次前期	—	なし	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	44(31)	36(23)	36(23)	0(0)	
24.上智大学	R2	2年次前期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	23(28)	23(28)	15(19)	15(19)	15(19)	6(4)	
25.創価大学	R2	1年次前期	1年次前期 2年次前期	25	24(21)	0(0)	23(18)	0(0)	16(20)	0(2)	0(2)	13(16)	
26.中央大学	R2	2年次前期	2年次前期	なし	0(0)	0(0)	159(146)	159(146)	50(87)	50(87)	50(87)	43(31)	
27.日本大学	R2	その他(※4)	その他(※4)	なし	39(57)	0(0)	28(48)	28(48)	42(38)	0(2)	42(38)	36(36)	
28.法政大学	R2	2年次前期	2年次前期	20	0(0)	0(0)	20(21)	0(0)	13(16)	7(5)	7(5)	5(8)	
29.明治大学	R2	1年次前期	2年次前期	80	0(0)	0(0)	143(117)	0(0)	88(92)	3(8)	3(8)	90(66)	
30.明治学院大学	R2	1年次前期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	39(32)	39(32)	10(13)	10(12)	10(12)	2(0)	
31.立教大学	R2	2年次前期	2年次前期	20人程度	0(0)	0(0)	16(13)	0(0)	12(8)	0(3)	0(3)	1(0)	
32.早稲田大学	R2	1年次前期	1年次後期以降、学期毎	なし	0(0)	0(0)	197(163)	0(0)	145(132)	25(18)	25(18)	97(58)	
33.愛知大学	R3	2年次前期	2年次前期	5人程度	0(0)	0(0)	3(4)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
34.同志社大学(※5)	R2	1年次前期	—	50	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	36(20)	36(20)	36(20)	1(3)	
35.立命館大学	R2	1年次前期	2年次前期	なし(※6)	0(0)	0(0)	77(75)	15(18)	70(70)	20(9)	70(70)	53(34)	
36.関西大学	R2	2年次前期	2年次前期	50人程度	0(0)	0(0)	52(44)	0(13)	44(42)	13(18)	44(42)	42(52)	
37.関西学院大学	R2	1年次後期	2年次前期	50	0(0)	0(0)	31(33)	不明	41(29)	16(18)	6(12)	13(13)	
38.近畿大学	R5	2年次前期	2年次前期	30人程度	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
39.西南学院大学	R2	2年次前期	2年次前期	30	0(0)	0(0)	30(29)	0(0)	23(27)	6(8)	0(5)	22(20)	
40.福岡大学	R3	2年次前期	1年次後期(3月)	10	0(0)	0(0)	1(4)	1(4)	4(6)	2(4)	2(4)	4(0)	
合計					87(91)	0(0)	1,271(1,164)	316(307)	398(395)	1,228(1,110)	392(396)	535(520)	891(692)

(注) ※1 法曹コース授業開始時期の前期は「4月～9月」、後期は「10月～3月」を指す。

※2 ()内は令和4年5月1日時点の在籍者数。

※3 慶應義塾大学は登録制ではないため、在籍者数については、早期卒業希望者の数として大学が把握している数を記載。

※4 日本大学の法曹コース授業開始時期、法曹コース登録時期は、「法職課程法曹コース履修プログラム(R元年度入学者を対象)」が2年次前期、「法曹コース(R2年度以降の入学者を対象)」が1年次前期。

※5 同志社大学は登録制ではないため、在籍者数については、法曹コース利用希望者の数として大学が把握している数を記載。

※6 立命館大学の法曹コースは定員を設けていないが、「司法特修」(法曹等を目指す学生向けのプログラム)を選択する学生のみが登録することができ、「司法特修」の定員は105名となっている。

4-1. 令和4年度法曹コース在籍者数（女性の数、割合）①（令和4年5月1日時点）

下段（青字）は女性の数、割合を示している。

（単位：人）

法曹コースを置く大学	1年次在籍者		2年次在籍者		3年次在籍者		4年次在籍者		特別選抜希望者		
	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者			
1.北海道大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	18 6(33.3)	8 2(25.0)	18 6(33.3)	19 3(15.8)	18 3(16.7)
2.東北大学	0 0(-)	0 0(-)	43 15(34.9)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	41 11(26.8)	2 0(0.0)	2 0(0.0)	45 15(33.3)	16 4(25.0)
3.千葉大学	0 0(-)	0 0(-)	11 5(45.5)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	14 5(35.7)	3 0(0.0)	3 1(33.3)	6 2(33.3)	4 1(25.0)
4.東京大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	109 35(32.1)	21 4(19.0)	21 4(19.0)	115 33(28.7)	115 33(28.7)
5.一橋大学	0 0(-)	0 0(-)	31 17(54.8)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	33 11(33.3)	15 2(13.3)	13 2(15.4)	18 6(33.3)	12 3(25.0)
6.新潟大学	0 0(-)	0 0(-)	41 17(41.5)	0 0(-)	41 17(41.5)	0 0(-)	27 11(40.7)	2 1(50.0)	1 1(100.0)	11 4(36.4)	3 1(33.3)
7.金沢大学	13 5(38.5)	0 0(-)	52 28(53.8)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	13 4(30.8)	3 1(33.3)	3 1(33.3)	11 3(27.3)	0 0(-)
8.信州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	4 2(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	3 0(0.0)	0 0(-)
9.名古屋大学	0 0(-)	0 0(-)	44 18(40.9)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	17 4(23.5)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
10.京都大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	41 11(26.8)	35 8(22.9)	41 11(26.8)	32 9(28.1)	32 9(28.1)
11.大阪大学	0 0(-)	0 0(-)	22 8(36.4)	0 0(-)	10 4(40.0)	22 8(36.4)	25 16(64.0)	13 7(53.8)	25 16(64.0)	19 10(52.6)	19 10(52.6)
12.神戸大学	0 0(-)	0 0(-)	33 15(45.5)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	39 20(51.3)	12 5(41.7)	12 5(41.7)	18 9(50.0)	0 0(-)
13.岡山大学	0 0(-)	0 0(-)	34 21(61.8)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	17 8(47.1)	2 1(50.0)	0 0(-)	12 6(50.0)	0 0(-)
14.広島大学	0 0(-)	0 0(-)	18 10(55.6)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	10 3(30.0)	3 1(33.3)	3 1(33.3)	0 0(-)	0 0(-)
15.香川大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
16.九州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	12 5(41.7)	2 0(0.0)	12 5(41.7)	15 7(46.7)	15 7(46.7)
17.熊本大学	0 0(-)	0 0(-)	16 7(43.8)	0 0(-)	0 0(-)	16 7(43.8)	15 6(40.0)	6 2(33.3)	15 6(40.0)	6 5(83.3)	6 5(83.3)
18.鹿児島大学	0 0(-)	0 0(-)	9 3(33.3)	0 0(-)	0 0(-)	9 3(33.3)	3 2(66.7)	2 1(50.0)	1 0(0.0)	4 0(0.0)	3 0(0.0)
19.東京都立大学	0 0(-)	0 0(-)	20 8(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	6 3(50.0)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	6 3(50.0)	5 3(60.0)
20.大阪公立大学(※)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 2(100.0)	1 1(100.0)	2 2(100.0)	3 2(66.7)	3 2(66.7)

※ 大阪公立大学（令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設）の3年次及び4年次の在籍者数は大阪市立大学の在籍者数。 10

4-1. 令和4年度法曹コース在籍者数（女性の数、割合）②（令和4年5月1日時点）

下段（青字）は女性の数、割合を示している。

（単位：人）

法曹コースを置く大学	1年次在籍者		2年次在籍者		3年次在籍者		4年次在籍者		特別選抜希望者
	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	
21.北海学園大学	0 0(-)	0 0(-)	15 6(0.0)	15 6(0.0)	14 5(0.0)	14 5(0.0)	7 1(0.0)	14 5(0.0)	5 2(0.0)
22.学習院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
23.慶應義塾大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	31 20(64.5)	23 14(60.9)	23 14(60.9)	23 14(60.9)	0 0(-)
24.上智大学	0 0(-)	0 0(-)	28 20(71.4)	28 20(71.4)	19 14(73.7)	19 14(73.7)	19 14(73.7)	19 14(73.7)	4 3(75.0)
25.創価大学	21 9(42.9)	0 0(-)	18 8(44.4)	0 0(-)	20 14(70.0)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	16 8(50.0)
26.中央大学	0 0(-)	0 0(-)	146 65(44.5)	146 65(44.5)	87 32(36.8)	87 32(36.8)	87 32(36.8)	87 32(36.8)	31 12(38.7)
27.日本大学	57 23(40.4)	0 0(-)	48 22(45.8)	0 0(-)	38 8(21.1)	2 0(0.0)	2 0(0.0)	38 7(18.4)	36 12(33.3)
28.法政大学	0 0(-)	0 0(-)	21 12(57.1)	0 0(-)	16 4(25.0)	5 2(40.0)	5 2(40.0)	5 2(40.0)	8 3(37.5)
29.明治大学	0 0(-)	0 0(-)	117 46(39.3)	0 0(-)	92 27(29.3)	8 3(37.5)	8 3(37.5)	8 3(37.5)	6 2(33.3)
30.明治学院大学	0 0(-)	0 0(-)	32 16(50.0)	32 16(50.0)	13 8(61.5)	12 7(58.3)	12 7(58.3)	12 7(58.3)	0 0(-)
31.立教大学	0 0(-)	0 0(-)	13 7(53.8)	0 0(-)	8 3(37.5)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	0 0(-)
32.早稲田大学	0 0(-)	0 0(-)	163 71(43.6)	0 0(-)	132 55(41.7)	18 10(55.6)	18 10(55.6)	18 10(55.6)	58 26(44.8)
33.愛知大学	0 0(-)	0 0(-)	4 3(75.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
34.同志社大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	20 5(25.0)	20 5(25.0)	20 5(25.0)	20 5(25.0)	3 3(100.0)
35.立命館大学	0 0(-)	0 0(-)	75 33(44.0)	18 7(38.9)	70 29(41.4)	9 5(55.6)	9 5(55.6)	70 29(41.4)	15 5(33.3)
36.関西大学	0 0(-)	0 0(-)	44 19(43.2)	13 7(53.8)	42 18(42.9)	18 11(61.1)	18 11(61.1)	5 5(100.0)	0 0(-)
37.関西学院大学	0 0(-)	0 0(-)	33 23(69.7)	0 0(-)	29 19(65.5)	18 11(61.1)	18 11(61.1)	12 7(58.3)	0 0(0.0)
38.近畿大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
39.西南学院大学	0 0(-)	0 0(-)	29 15(51.7)	0 0(-)	27 16(59.3)	8 3(75.0)	8 3(75.0)	5 2(40.0)	4 3(75.0)
157 福岡大学	0 0(-)	0 0(-)	4 0(0.0)	4 0(0.0)	6 3(50.0)	4 2(50.0)	4 2(50.0)	4 2(50.0)	0 0(-)
合計	91 37(40.7)	57 23(40.4)	1,164 538(46.2)	307 142(46.3)	1,110 445(40.1)	396 161(40.7)	520 210(40.4)	692 266(38.4)	437 160(36.6)

4-2. 令和5年度法曹コース在籍者数（女性の数、割合）①（令和5年5月1日時点）

下段（青字）は女性の数、割合を示している。

（単位：人）

法曹コース を置く大学	1年次 在籍者		2年次 在籍者		3年次 在籍者		4年次 在籍者		特別選抜 希望者	
	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者	早期卒業 希望者	特別選抜 希望者		
1.北海道大学	0 0(-)	0 0(-)	2 0(0.0)	2 1(50.0)	22 5(22.7)	2 1(50.0)	14 3(21.4)	12 4(33.3)	22 5(22.7)	12 4(33.3)
2.東北大学	0 0(-)	0 0(-)	62 20(32.3)	0 0(-)	46 15(32.6)	0 0(-)	0 0(-)	38 10(26.3)	0 0(-)	0 0(-)
3.千葉大学	0 0(-)	0 0(-)	16 11(68.8)	0 0(-)	9 3(33.3)	0 0(-)	3 1(33.3)	12 3(25.0)	2 0(0.0)	7 2(28.6)
4.東京大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	125 37(29.6)	0 0(-)	25 10(40.0)	207 55(26.6)	25 10(40.0)	207 55(26.6)
5.一橋大学	0 0(-)	0 0(-)	29 9(31.0)	0 0(-)	34 19(55.9)	0 0(-)	8 5(62.5)	26 10(38.5)	10 7(70.0)	11 4(36.4)
6.新潟大学	0 0(-)	0 0(-)	40 17(42.5)	0 0(-)	31 12(38.7)	0 0(-)	1 0(0.0)	10 4(40.0)	1 0(0.0)	4 2(50.0)
7.金沢大学	24 12(50.0)	0 0(-)	39 16(41.0)	0 0(-)	22 10(45.5)	0 0(-)	4 1(25.0)	9 2(22.2)	4 1(25.0)	0 0(-)
8.信州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	3 1(33.3)	0 0(-)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	2 1(50.0)	0 0(-)
9.名古屋大学	0 0(-)	0 0(-)	38 12(31.6)	0 0(-)	44 18(40.9)	0 0(-)	0 3(-)	0 0(-)	0 3(-)	0 0(-)
10.京都大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	51 16(31.4)	0 0(-)	40 14(35.0)	42 13(31.0)	51 16(31.4)	42 13(31.0)
11.大阪大学	0 0(-)	0 0(-)	32 15(46.9)	22 10(45.5)	21 11(52.4)	32 15(46.9)	6 2(33.3)	22 13(59.1)	21 11(52.4)	22 13(59.1)
12.神戸大学	0 0(-)	0 0(-)	34 12(35.3)	0 0(-)	40 18(45.0)	0 0(-)	18 10(55.6)	24 12(50.0)	18 10(55.6)	0 0(-)
13.岡山大学	0 0(-)	0 0(-)	28 18(64.3)	0 0(-)	24 13(54.2)	0 0(-)	3 3(100.0)	14 5(35.7)	0 0(-)	0 0(-)
14.広島大学	0 0(-)	0 0(-)	35 18(51.4)	0 0(-)	13 8(61.5)	0 0(-)	0 0(-)	6 1(16.7)	0 0(-)	0 0(-)
15.香川大学	0 0(-)	0 0(-)	16 9(56.3)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
16.九州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	27 14(51.9)	0 0(-)	9 5(55.6)	10 5(50.0)	27 14(51.9)	10 5(50.0)
17.熊本大学	0 0(-)	0 0(-)	13 9(69.2)	0 0(-)	17 8(47.1)	13 9(69.2)	1 1(100.0)	10 5(50.0)	17 8(47.1)	10 5(50.0)
18.鹿児島大学	0 0(-)	0 0(-)	10 5(50.0)	0 0(-)	8 3(37.5)	10 5(50.0)	3 0(0.0)	1 1(100.0)	3 0(0.0)	0 0(-)
19.東京都立大学	0 0(-)	0 0(-)	21 12(57.1)	0 0(-)	11 5(45.5)	0 0(-)	6 2(33.3)	3 3(100.0)	6 2(33.3)	3 3(100.0)
20.大阪公立大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	3 1(33.3)	0 0(-)	3 1(33.3)	3 2(66.7)	3 1(33.3)	3 2(66.7)

※ 大阪公立大学（令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設）の3年次及び4年次の在籍者数は大阪市立大学の在籍者数。

4-2. 令和5年度法曹コース在籍者数（女性の数、割合）②（令和5年5月1日時点）

（単位：人）

下段（青字）は女性の数、割合を示している。

法曹コースを置く大学	1年次在籍者		2年次在籍者		3年次在籍者		4年次在籍者		特別選抜希望者
	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	早期卒業希望者	特別選抜希望者	
21.北海学園大学	0 0(-)	0 0(-)	14 10(71.4)	14 10(71.4)	21 9(42.9)	21 9(42.9)	7 4(57.1)	21 6(28.6)	12 5(41.7)
22.学習院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
23.慶應義塾大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	44 24(54.5)	44 24(54.5)	36 20(55.6)	36 20(55.6)	0 0(-)
24.上智大学	0 0(-)	0 0(-)	23 16(69.6)	23 16(69.6)	15 10(66.7)	15 10(66.7)	15 10(66.7)	15 10(66.7)	6 4(66.7)
25.創価大学	24 13(54.2)	0 0(-)	23 9(39.1)	23 9(39.1)	16 8(50.0)	16 8(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	13 10(76.9)
26.中央大学	0 0(-)	0 0(-)	159 68(42.8)	159 68(42.8)	50 21(42.0)	50 21(42.0)	50 21(42.0)	50 21(42.0)	43 14(32.6)
27.日本大学	39 17(43.6)	0 0(-)	28 10(35.7)	28 10(35.7)	42 21(50.0)	42 21(50.0)	0 0(-)	42 21(50.0)	36 7(19.4)
28.法政大学	0 0(-)	0 0(-)	20 12(60.0)	20 12(60.0)	13 9(69.2)	13 9(69.2)	7 5(71.4)	7 5(71.4)	5 1(20.0)
29.明治大学	0 0(-)	0 0(-)	143 53(37.1)	143 53(37.1)	88 34(38.6)	88 34(38.6)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	5 4(80.0)
30.明治学院大学	0 0(-)	0 0(-)	39 18(46.2)	39 18(46.2)	10 5(50.0)	10 5(50.0)	10 5(50.0)	10 5(50.0)	1 1(100.0)
31.立教大学	0 0(-)	0 0(-)	16 7(43.8)	16 7(43.8)	12 7(58.3)	12 7(58.3)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
32.早稲田大学	0 0(-)	0 0(-)	197 93(47.2)	197 93(47.2)	145 56(38.6)	145 56(38.6)	25 14(56.0)	25 14(56.0)	97 37(38.1)
33.愛知大学	0 0(-)	0 0(-)	3 2(66.7)	3 2(66.7)	3 3(100.0)	3 3(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
34.同志社大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	36 14(38.9)	36 14(38.9)	36 39(108.3)	36 14(38.9)	1 0(0.0)
35.立命館大学	0 0(-)	0 0(-)	77 39(50.6)	77 39(50.6)	70 29(41.4)	70 29(41.4)	20 7(35.0)	70 29(41.4)	34 11(32.4)
36.関西大学	0 0(-)	0 0(-)	52 26(50.0)	52 26(50.0)	44 19(43.2)	44 19(43.2)	13 7(53.8)	0 0(-)	0 0(-)
37.関西学院大学	0 0(-)	0 0(-)	31 18(58.1)	31 18(58.1)	41 30(73.2)	41 30(73.2)	16 12(75.0)	6 3(50.0)	5 5(100.0)
38.近畿大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
39.西南学院大学	0 0(-)	0 0(-)	30 22(73.3)	30 22(73.3)	23 12(52.2)	23 12(52.2)	6 4(66.7)	2 2(100.0)	0 0(-)
40.福岡大学	0 0(-)	0 0(-)	1 0(0.0)	1 0(0.0)	4 0(0.0)	4 0(0.0)	2 0(0.0)	2 0(0.0)	0 0(-)
合計	87 42(48.3)	0 0(-)	1,271 586(46.1)	1,271 586(46.1)	1,228 528(43.0)	1,228 528(43.0)	392 212(54.1)	535 241(45.0)	589 207(35.1)

5. 令和4年度法曹コース修了者数、法曹コース修了者の進路①

法曹コースを置く大学	令和4年度法曹コース修了者の進路(令和3年度法曹コース修了者の進路(※1))																	
	修了者計		協定先の法科大学院に進学		非協定先の法科大学院に進学		法科大学院以外の大学院に進学		就職		その他		不明					
	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者				
1.北海道大学	16(9)	5(9)	11(0)	12(7)	5(7)	7(0)	4(2)	0(2)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2.東北大学	18(1)	2(1)	16(0)	11(1)	2(1)	9(0)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)
3.千葉大学	7(3)	2(3)	5(0)	2(2)	2(2)	0(0)	1(1)	0(1)	1(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4.東京大学	73(8)	9(8)	64(0)	45(8)	9(8)	36(0)	3(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	7(0)	0(0)	17(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
5.一橋大学	23(5)	9(5)	14(0)	16(5)	8(5)	8(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	3(0)	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)
6.新潟大学	11(3)	2(3)	9(0)	5(2)	2(2)	3(0)	3(0)	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)
7.金沢大学	3(1)	2(1)	1(0)	2(0)	2(0)	0(0)	1(1)	0(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
8.信州大学	2(0)	2(0) ^{※2}	0(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
9.名古屋大学	0(2)	0(2)	0(0)	0(2)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
10.京都大学	26(15)	14(15)	12(0)	24(15)	14(15)	10(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)
11.大阪大学	21(3)	5(3)	16(0)	8(2)	3(2)	5(0)	8(1)	2(1)	6(0)	0(0)	0(0)	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
12.神戸大学	19(8)	11(8)	8(0)	11(6)	6(6)	5(0)	5(1)	4(1)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	0(1)	1(0)	1(0)	0(0)
13.岡山大学	12(4)	1(4)	11(0)	6(4)	1(4)	5(0)	4(0)	0(0)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
14.広島大学	2(0)	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
15.香川大学	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
16.九州大学	14(5)	2(5)	12(0)	7(3)	0(3)	7(0)	7(2)	2(2)	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
17.熊本大学	9(5)	3(5)	6(0)	7(5)	3(5)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
18.鹿児島大学	6(1)	2(1)	4(0)	5(1)	2(1)	3(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
19.東京都立大学	5(1)	0(1)	5(0)	4(1)	0(1)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20.大阪公立大 ^(※3)	1(2)	0(2)	1(0)	0(1)	0(1)	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注)

(次ページ続く)

※1 () 内は令和3年度法曹コース修了者の値 (令和5年5月1日時点で把握している数値)

※2 信州大学の令和4年度3年次法曹コース修了者2人のうち、早期卒業者は1人

※3 大阪公立大学 (令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設) の令和4年度法曹コース修了者数は大阪市立大学の修了者数。14

6-1. 令和3年度曹コース修了者数、法曹コース修了者の進路（女性の数、割合）①

（単位：人）

法曹コースを置く大学	上段（黒字）：令和3年度法曹コース修了者数												下段（青字）：女性の修了者（合計に占める割合（％））											
	修了者計				協定先の法科大学院に進学				非協定先の法科大学院に進学				法科大学院以外の大学院に進学				その他							
	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	3年次 修了者	4年次 修了者	不明					
1.北海道大学	9 1(11.1)	0 0(-)	7 1(14.3)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
2.東北大学	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
3.千葉大学	3 0(0.0)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
4.東京大学	8 2(25.0)	0 0(-)	8 2(25.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
5.一橋大学	5 2(40.0)	0 0(-)	5 2(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
6.新潟大学	3 1(33.3)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
7.金沢大学	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
8.信州大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
9.名古屋大学	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
10.京都大学	15 6(40.0)	0 0(-)	15 6(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
11.大阪大学	3 1(33.3)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
12.神戸大学	8 1(12.5)	0 0(-)	6 1(16.7)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
13.岡山大学	4 3(75.0)	0 0(-)	4 3(75.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
14.広島大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
15.香川大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
16.九州大学	5 3(60.0)	0 0(-)	3 1(33.3)	0 0(-)	2 2(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
17.熊本大学	5 2(40.0)	0 0(-)	5 2(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
18.鹿児島大学	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
19.東京都立大学	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					
20.大阪公立大学	2 1(50.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明					

（注）※ 大阪公立大学（令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設）の令和4年度法曹コース修了者数は大阪市立大学の修了者数。16

6-1. 令和3年度法曹コース修了者数、法曹コース修了者の進路（女性の数、割合）②

法曹コースを置く大学	修了者計				上段(黒字):令和3年度法曹コース修了者数				下段(青字):女性の修了者数(合計に占める割合(%))				その他				(単位:人)		
	3年次修了者		4年次修了者		協定先の法科大学院に進学		非協定先の法科大学院に進学		法科大学院以外の大学院に進学		就職		3年次修了者		4年次修了者				
	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者			
21.北海学園大学	2 2(100.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
22.学習院大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
23.慶應義塾大学	38 25(65.8)	0 0(-)	36 25(69.4)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
24.上智大学	10 5(50.0)	0 0(-)	8 5(62.5)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(0.0)	2 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
25.創価大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
26.中央大学	47 16(34.0)	0 0(-)	23 12(52.2)	0 0(-)	24 4(16.7)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
27.日本大学	2 0(0.0)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
28.法政大学	2 1(50.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
29.明治大学	1 1(100.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
30.明治学院大学	9 6(66.7)	0 0(-)	8 5(62.5)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
31.立教大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
32.早稲田大学	12 7(58.3)	0 0(-)	10 6(60.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
33.愛知大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
34.同志社大学	19 13(68.4)	0 0(-)	17 11(64.7)	0 0(-)	2 2(100.0)	0 0(-)	2 2(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
35.立命館大学	11 5(45.5)	0 0(-)	10 5(50.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
36.関西大学	39 20(51.3)	0 0(-)	9 6(66.7)	0 0(-)	3 2(66.7)	0 0(-)	3 2(66.7)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	11 5(45.5)	0 0(-)	5 4(80.0)	0 0(-)	0 0(-)	3 0(0.0)	不明
37.関西学院大学	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
38.近畿大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
39.西南学院大学	2 1(50.0)	0 0(-)	2 1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
40.福岡大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	不明
合計	272 127(46.7)	272 127(46.7)	195 101(51.8)	0 0(-)	46 12(26.1)	46 12(26.1)	46 12(26.1)	0 0(-)	8 3(37.5)	8 3(37.5)	12 6(50.0)	12 6(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	8 5(62.5)	0 0(-)	3 0(0.0)	3 0(0.0)	不明

6-2. 令和4年度法曹コース修了者数、法曹コース修了者の進路（女性の数、割合）①

(単位：人)

法曹コースを置く大学	修了者計				上段(黒字)：令和4年度法曹コース修了者数				下段(青字)：女性の修了者(合計に占める割合(%))				その他				不明			
	3年次修了者		4年次修了者		3年次修了者		4年次修了者		3年次修了者		4年次修了者		3年次修了者		4年次修了者		3年次修了者		4年次修了者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1.北海道大学	16 3(18.8)	5 2(40.0)	11 1(9.1)	2(40.0)	12 2(16.7)	2(40.0)	7 0(0.0)	4 1(25.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
2.東北大学	18 4(22.2)	2 0(0.0)	16 4(25.0)	0(0.0)	11 3(27.3)	0(0.0)	9 3(33.3)	2 1(50.0)	0 0(0.0)	1 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	4 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)
3.千葉大学	7 2(28.6)	2 0(0.0)	5 2(40.0)	0(0.0)	2 0(0.0)	0(0.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 2(50.0)	4 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
4.東京大学	73 20(27.4)	9 4(44.4)	64 16(25.0)	16(25.0)	45 11(24.4)	4(44.4)	36 7(19.4)	3 2(66.7)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	7 3(42.9)	17 4(23.5)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	17 4(23.5)	1 0(0.0)	0 0(0.0)	1 0(0.0)
5.一橋大学	23 1(4.3)	9 1(11.1)	14 0(0.0)	0(0.0)	16 1(6.3)	1(12.5)	8 0(0.0)	2 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(0.0)	2 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	3 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	2 0(0.0)
6.新潟大学	11 5(45.5)	2 1(50.0)	9 4(44.4)	4(44.4)	5 2(40.0)	1(50.0)	3 1(33.3)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	1 2(100.0)	0 0(-)	2 2(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
7.金沢大学	3 1(33.3)	2 1(50.0)	1 0(0.0)	0(0.0)	2 1(50.0)	1(50.0)	0 0(-)	1 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
8.信州大学	2 1(50.0)	2 1(50.0)	0 0(-)	0(-)	2 1(50.0)	1(50.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
9.名古屋大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0(-)	0 0(-)	0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
10.京都大学	26 8(30.8)	14 5(35.7)	12 3(25.0)	3(25.0)	24 8(33.3)	5(35.7)	10 3(30.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	2 0(0.0)	0 0(0.0)
11.大阪大学	21 10(47.6)	5 2(40.0)	16 8(50.0)	4(44.4)	8 3(37.5)	1(33.3)	5 2(40.0)	2 1(50.0)	6 4(66.7)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	5 2(40.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
12.神戸大学	19 11(57.9)	11 5(45.5)	8 6(75.0)	6(75.0)	11 8(72.7)	4(66.7)	5 4(80.0)	4 1(25.0)	1 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(0.0)	1 0(0.0)	0 0(0.0)
13.岡山大学	12 7(58.3)	1 1(100.0)	11 6(54.5)	4(66.7)	6 4(66.7)	1(100.0)	5 3(60.0)	4 1(25.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
14.広島大学	2 1(50.0)	2 1(50.0)	0 0(-)	0(-)	1 1(100.0)	1(100.0)	0 0(-)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
15.香川大学	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0(-)	0 0(-)	0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
16.九州大学	14 6(42.9)	2 0(0.0)	12 6(50.0)	0(0.0)	7 2(28.6)	0(-)	7 2(28.6)	5 4(80.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
17.熊本大学	9 5(55.6)	3 0(0.0)	6 5(83.3)	3(75.0)	7 3(42.9)	0(0.0)	4 3(75.0)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(0.0)	1 0(0.0)
18.鹿児島大学	6 1(16.7)	2 1(50.0)	4 0(0.0)	0(0.0)	5 2(20.0)	1(50.0)	3 0(0.0)	1 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)
19.東京都立大学	5 3(60.0)	0 0(-)	5 3(60.0)	0(0.0)	4 3(75.0)	0(-)	4 3(75.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(0.0)	1 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)	0 0(0.0)
20.大阪公立大学	1 1(100.0)	0 0(-)	1 1(100.0)	1(100.0)	0 0(-)	0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	1 1(100.0)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)	0 0(-)

(注) ※ 大阪公立大学（令和4年度に大阪市立大学と大阪府立大学を統合して新設）の令和4年度法曹コース修了者数は大阪市立大学の修了者数。

6-2. 令和4年度法曹コース修了者数、法曹コース修了者の進路（女性の数、割合）②

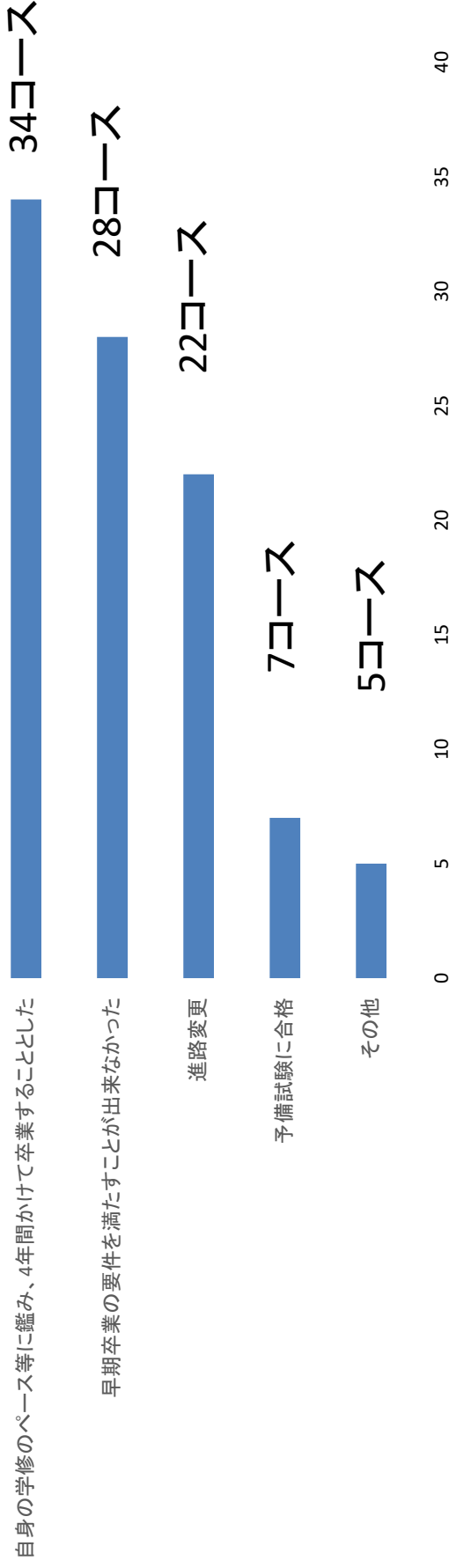
（単位：人）

法曹コースを置く大学	上段（黒字）：令和4年度法曹コース修了者数						下段（青字）：女性の修了者（合計に占める割合（%））						不明					
	修了者計		協定先の法科大学院に進学		非協定先の法科大学院に進学		法科大学院以外の大学院に進学		就職		その他		3年次修了者	4年次修了者				
	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者	3年次修了者	4年次修了者				
21.北海学園大学	7	2(28.6)	0	2(66.7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22.学習院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23.慶應義塾大学	23	14(60.9)	21	13(61.9)	2	1(50.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24.上智大学	10	8(80.0)	6	5(83.3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25.創価大学	19	9(47.4)	2	1(50.0)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26.中央大学	66	27(40.9)	9	4(44.4)	48	19(39.6)	13	5(38.5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27.日本大学	2	1(50.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28.法政大学	14	2(14.3)	7	2(33.3)	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29.明治大学	10	4(40.0)	6	2(33.3)	2	0	2	1(50.0)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
30.明治学院大学	7	6(85.7)	7	6(85.7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31.立教大学	3	2(66.7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32.早稲田大学	41	21(51.2)	10	6(60.9)	12	4(33.3)	11	3(27.3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33.愛知大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34.同志社大学	15	4(26.7)	13	2(50.0)	11	2(18.2)	1	1(100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35.立命館大学	21	7(33.3)	8	4(50.0)	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36.関西大学	36	17(47.2)	34	4(100.0)	2	2(100.0)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
37.関西学院大学	11	6(54.5)	11	3(37.5)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
38.近畿大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39.西南学院大学	9	4(44.4)	5	3(60.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40.福岡大学	2	2(100.0)	2	2(100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	564	225(39.9)	256	114(44.5)	319	140(43.9)	129	60(37.3)	161	80(50.6)	69	24(34.8)	11	5(45.5)	33	20(30.3)	35	25(50.0)

7. 早期卒業をしなかった理由

法曹コースを選択した学生が早期卒業をしなかった理由として考えられる項目は何か。(複数回答可)

- ①自身の学修のペース等に鑑み、4年間かけて卒業することとした ②早期卒業の要件を満たすことが出来なかった
 ③進路変更 ④予備試験に合格 ⑤その他



■ その他の内容

- 法科大学院入学者選抜で不合格となったため（4コース）
- 他学部から編入したため、カリキュラム上3年次までに法曹コース指定科目のすべてを履修できないため（1コース）

8. 令和4年度法曹コース在籍者数、修了者数、法科大学院進学者数等

法学部				合計
1年次	2年次	3年次	4年次	
法曹コース在籍者数				
91人 (205人)	1,164人 (1,113人)	1,110人 (1,036人)	692人 (—)	3,057人 (2,354人)
法曹コース修了者数				
256人 (272人)				564人 (272人)
法科大学院進学者数				
218人 (241人)				448人 (241人)
うち協定先: 158人 (195人)				319人 (195人)
うち非協定先: 60人 (46人)				129人 (46人)

※ 法曹コース在籍者数は概数（登録制でない法曹コースにおいては法曹コース利用希望者数、早期卒業希望者数等を回答）

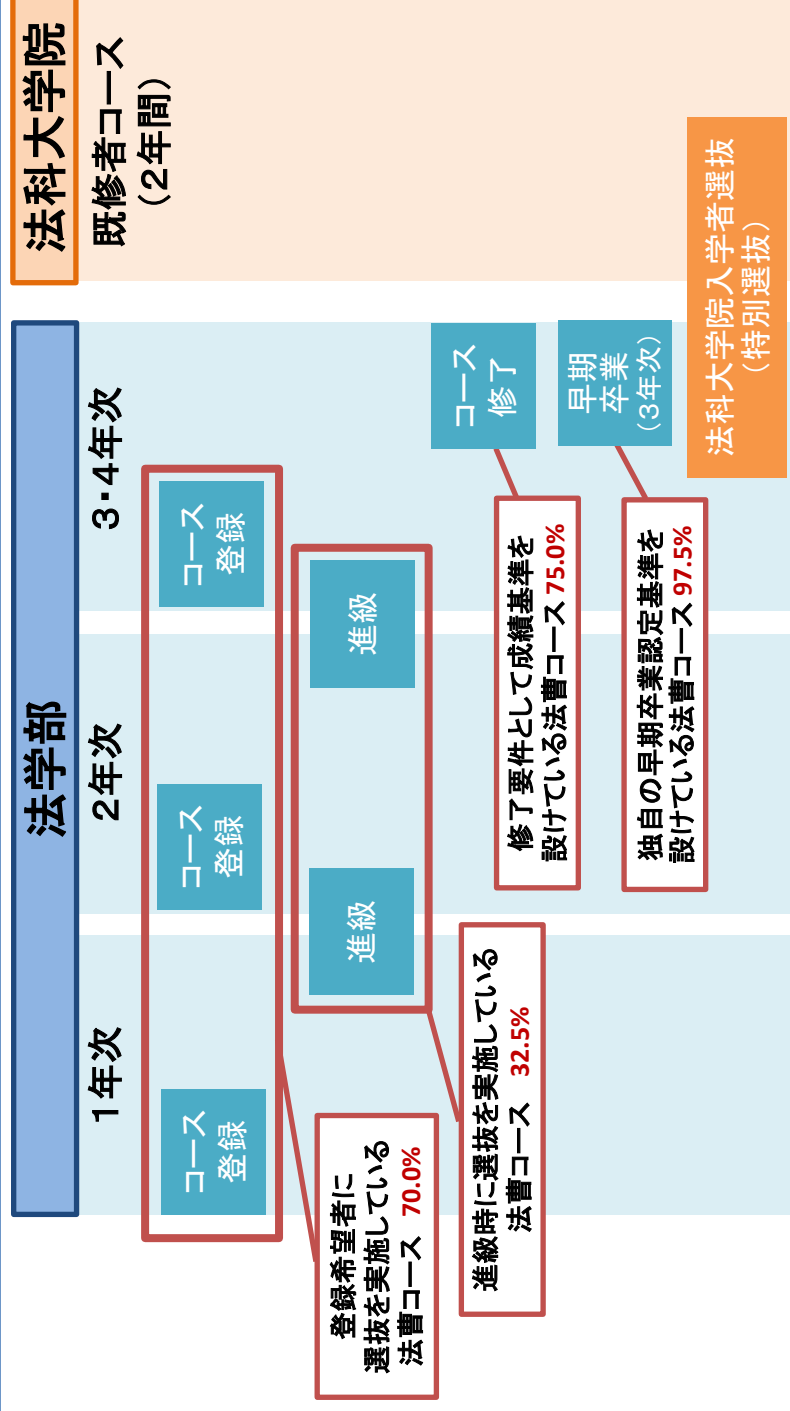
※ ()内は令和3年度の値（法曹コース在籍者数は令和3年に実施した文部科学省調査の回答を基に計算した概数）

※ 法科大学院進学者数は、法曹コースを置く学部が把握している値であり、実際の法科大学院進学者数とは異なる可能性がある。

Ⅱ. 法曹コースの登録・進級時の選抜、修了要件等

1. 概要

法曹コースを修了して法科大学院に入学する学生の質を保証するため、各協定において、法曹コース登録時・進級時における選抜の実施、法曹コース修了要件や独自の早期卒業認定基準の設定、法科大学院入学者選抜（特別選抜）の実施など、様々な仕組みが設けられている。



< 取組例 >

■ 一橋大学

- 2年又は3年進級時に登録。GPA上位者より選抜。法曹コース修了要件として ○ 2年又は3年進級時に登録。2年終了時に選抜試験を実施。法曹コース修了要件として GPA基準を設定。早期卒業には、より高いGPA基準と法科大学院合格が要件。にGPA基準を設定。早期卒業には、独自の認定試験と法科大学院への合格が要件。
- 連携先の一橋大学法科大学院の修了生の弁護士による「法律実務入門」を開 ○ 学生が起草した法文書について、研究者教員と実務家教員が連携しながら、解説と説 削を行う「実定法特講」と「法曹特講」を法曹コース必修科目として開設。

■ 京都大学

- 登録時の選抜はなし。授業は1年前期から開始。法曹コース修了要件として成 ○ 2年進級時に登録。面接を実施し法曹志望度や適性を把握。法曹コース修了要件として GPA基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。してGPA基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。
- 連携先の京都大学法科大学院の実務家教員による「現代社会と裁判」を開設。○ 定期試験とは別に知識定着度確認試験（共通到達度確認試験・論文式試験）を 法曹の役割への理解を深めるとともに、法科大学院教育への導入を図っている。 実施し、一人一人の学生に結果を踏まえた学修指導を行っている。

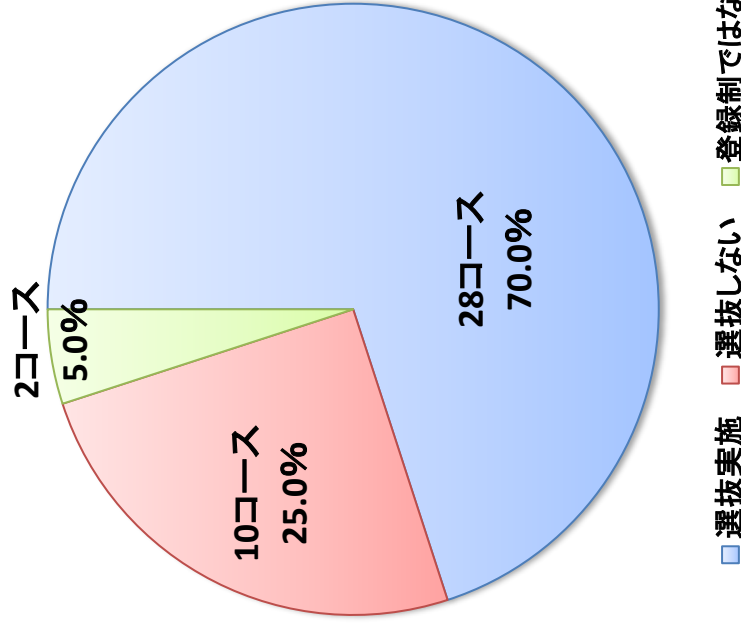
■ 明治学院大学

- 2年進級時に登録。面接を実施し法曹志望度や適性を把握。法曹コース修了要件として GPA基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。してGPA基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。
- 定期試験とは別に知識定着度確認試験（共通到達度確認試験・論文式試験）を 実施し、一人一人の学生に結果を踏まえた学修指導を行っている。

2. 法曹コース登録時の選抜状況（全体）

法曹コースを希望する学生に対し、法曹コース登録時に選抜を行っていますか。行っている場合、どのような方法ですか。（複数回答可）

- ①応募要件に成績基準（GPA、修得単位数等）を設定 ②成績による選抜
 ③法曹コースに登録するための選抜試験の実施 ④個別面談による法曹志望度や適性の把握 ⑤その他



■ 法曹コース登録時に選抜を実施（28コース）

＜選抜方法＞ ※下記のいずれか又は組み合わせにより実施

- ①応募要件に成績基準（GPA、修得単位数等）を設定（17コース）
 ②成績による選抜（20コース）
 ③法曹コースに登録するための選抜試験（5コース）
 ④個別面談による志望度の把握（8コース）
 ⑤その他（5コース）

- ・書類審査により志望理由等も考慮（千葉、上智、明治学院、関西）
- ・法学部内の特定のプログラム（コース）の在籍者のみ、法曹コースに登録することを認めており、当該プログラム（コース）の登録に際しては、選抜が実施されている（金沢、立命館）

3. 法曹コース登録時の選抜状況①

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	法曹コース登録時の選抜方法				選抜時期 (出願開始～結果公表)	定員・R4法曹コース選抜の実績					
			①応募要件に成績基準を設定	②成績による選抜	③選抜試験の実施	④個別面談の実施		⑤その他	定員	R4受験者数(A)	R4合格者数(B)	R4競争倍率(A/B)	
1.北海道大学	○	×	-	-	-	-	-	30人程度	-	-	-	-	
2.東北大学	○	×	-	-	-	-	-	30	-	-	-	-	
3.千葉大学	○	○	○	○	×	○	○(※1)	15人程度	27	16	1.69	1.69	
4.東京大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-	
5.一橋大学	○	○	○	○	×	×	×	25人程度	54	33	1.64	1.64	
6.新潟大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-	
7.金沢大学	○	○(※2)	×	○(※2)	×	×	×	30	52	13	4.00	4.00	
8.信州大学	○	○	○	○	×	×	×	10	4	4	1.00	1.00	
9.名古屋大学	○	○	○	×	×	×	×	20	40	38	1.05	1.05	
10.京都大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-	
11.大阪大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次3月 2年次3月 3年次3月	1年次63名 2年次30名 3年次34名	1年次32名 2年次21名 3年次22名	1年次1.97 2年次1.43 3年次1.55	1.97 1.43 1.55	
12.神戸大学	○	○	×	○	×	×	×	1年次2～3月 2年次2～3月	2年次40人程度 3年次40人程度	2年次34名 3年次40名	2年次1.00名 3年次1.28名	1.00 1.28	
13.岡山大学	○	○	○	○	×	×	×	1年次1～3月	40人程度	35	28	1.25	1.25
14.広島大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-	
15.香川大学	○	○	○	○	○	○	○	15	16	16	1.00	1.00	
16.九州大学	○	○(※3)	×	○(※3)	×	×	×	30人程度	33	30	1.10	1.10	
17.熊本大学	○	○	×	○	×	×	×	20	27	17	1.59	1.59	
18.鹿児島大学	○	○	○	×	×	×	×	なし	10	10	1.00	1.00	
19.東京都立大学	○	○	×	○	×	×	×	20人程度	42	21	2.00	2.00	
20.大阪公立大学	○	○	○	○	×	×	×	20	2	2	1.00	1.00	

(注)

※1 千葉大学は書類審査及び面接審査を実施。

※2 金沢大学は1年次前期から3年次進級時のコース選択（総合法学コース、公共法政策コース、企業関係法コース）までは成績に関係なく希望者が法曹コースに登録することが可能であるが、3年次進級時に、登録者のうち、総合法学コース（GPA2.0以上等の要件あり）に配属された者が正式に法曹コースの登録者として確定することとなる。

※3 九州大学は登録希望者数が定員を超える場合には、一部の科目の成績及び単位修得状況により登録の可否を決定することとしている。

(次ページ続く)

3. 法曹コース登録時の選抜状況②

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	法曹コース登録時の選抜方法				選抜時期 (出願開始～結果公表)	定員・R4法曹コース選抜の実績				
			①応募要件に成績基準を設定	②成績による選抜	③選考試験の実施	④個別面談の実施		⑤その他	定員	R4受験者数(A)	R4合格者数(B)	R4競争倍率(A/B)
21.北海学園大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-
22.学習院大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-
23.慶應義塾大学	×	-	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	-
24.上智大学	○	○	×	×	○(※1)	×	1年次12～3月	30	32	25	1.28	
25.創価大学	○	○	×	○	○	×	入学前12～3月 1年次2～3月	25	24	21	1.14	
26.中央大学	○	○	×	×	○(※2)	×	1年次3月、2年次3月	なし	115	56	2.05	
27.日本大学	○	○	○	○	○	×	入学時(入学者選抜の結果で選抜)、1年次12～3月 2年次6～9月、12～3月	なし	8	0	-	
28.法政大学	○	○	×	○	×	×	1年次1～3月	20	25	20	1.25	
29.明治大学	○	×	-	-	-	-	-	80	-	-	-	
30.明治学院大学	○	○	×	×	○(※1)	○	1年次1～2月	30	39	39	1.00	
31.立教大学	○	○	○	×	×	×	1年次3月	20人程度	16	16	1.00	
32.早稲田大学	○	×	-	-	-	-	-	なし	-	-	-	
33.愛知大学	○	○	○	○	○	×	1年次9～3月	5人程度	3	3	1.00	
34.同志社大学	×	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	
35.立命館大学	○	○(※3)	×	×	○(※3)	×	「司法特修」の選抜時期は1年次1～3月(※3)	なし	-	-	-	
36.関西大学	○	○	×	×	×	×	1年次1～3月	50人程度	68	52	1.31	
37.関西学院大学	○	○	○	×	×	×	1年次11～3月	50	133	50	2.66	
38.近畿大学	○	○	×	×	○	×	1年次12～1月	30人程度	40	28	1.43	
39.西南学院大学	○	○	○	×	×	×	1年次1～2月	30	36	30	1.20	
40.福岡大学	○	○	○	○	○	×	1年次1～3月	10	8	5	1.60	
合計	38	28	17	20	5	8	5					

(注)

- ※1 上智大学、明治学院大学、関西大学では、法曹を志す理由等を記載する「志望理由書」の内容も勘案している。
- ※2 中央大学は2年次進級時に出席する場合は、所定の修得単位数の修得を応募要件とし、3年次進級時に出席する場合は、所定の修得単位数を修得していること及びGPA基準を満たすことを応募要件とし、選抜試験を実施している。
- ※3 立命館大学の法曹コースは、「司法特修」(法曹等を旨とする学生向けのプログラム)を選択する学生(定員105名)のみが登録することができ、「司法特修」には成績(GPA)による選抜がある。

4. 法曹コースにおける進級時の選抜状況（全体）

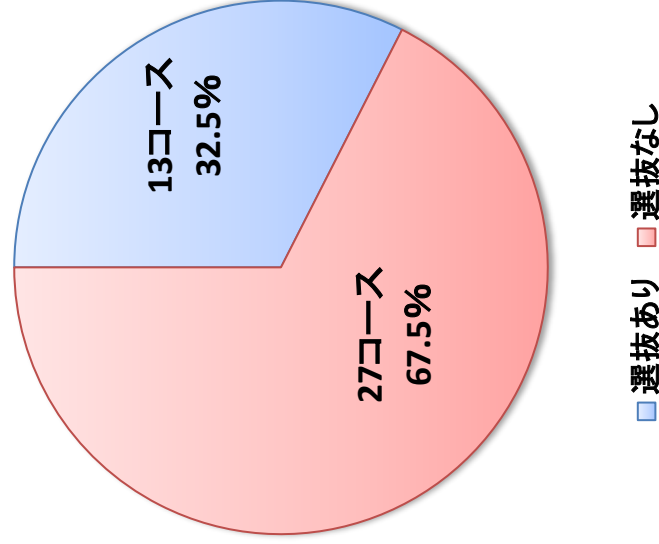
法曹コースに在籍する学生の進級時に、何らかの選抜を行っていますか。行っている場合、どのような方法ですか。（複数回答可）

- ①在学中の成績による選抜 ②法曹コース進級用の選抜試験の実施 ③個別面談による法曹志望度や適性の把握
④その他

■ 選抜方法（下記のいずれか又は組み合わせにより実施）

- ①在学中の成績による選抜（10コース）
②法曹コース進級用の選抜試験の実施（1コース）
③個別面談による法曹志望度や適性の把握（4コース）
④その他（1コース）

- ・3年次進級時点で、適正を欠くと思われる者がいると判断した場合は、他のコースへ変更させる機会あり（明治）



5. 法曹コースにおける進級時の選抜状況

法曹コースを置く大学	登録制	法曹コース登録時の選抜の有無	進級時の選抜の有無	進級時の選抜方法			
				①成績による選抜	②選抜試験の実施	③個別面談の実施	④その他
1.北海道大学	○	×	×	-	-	-	-
2.東北大学	○	×	×	-	-	-	-
3.千葉大学	○	○	○	○	×	×	×
4.東京大学	○	×	×	-	-	-	-
5.一橋大学	○	○	×	-	-	-	-
6.新潟大学	○	×	×	-	-	-	-
7.金沢大学	○	○	×	-	-	-	-
8.信州大学	○	○	○	○	×	×	×
9.名古屋大学	○	○	×	-	-	-	-
10.京都大学	○	×	×	-	-	-	-
11.大阪大学	○	○	○	○	×	×	×
12.神戸大学	○	○	○	○	×	×	×
13.岡山大学	○	○	×	-	-	-	-
14.広島大学	○	×	×	-	-	-	-
15.香川大学	○	○	×	-	-	-	-
16.九州大学	○	○(※1)	○	○	×	×	×
17.熊本大学	○	○	×	-	-	-	-
18.鹿児島大学	○	○	×	-	-	-	-
19.東京都立大学	○	○	○	○	×	○	×
20.大阪公立大学	○	○	×	-	-	-	-

(注)

※1 九州大学は登録希望者数が定員を超える場合には、一部の科目の成績及び単位修得状況により登録の可否を決定することとしている。

※2 慶應義塾大学、近畿大学は法曹コースにおける進級時の選抜は行っていないが、早期卒業の要件として進級時の成績基準を設定している。

※3 中央大学は3年次進級時のみ選抜試験を実施している。

※4 明治大学は2年次前期の法曹コース登録時点では、成績等によらず希望者全員が登録することができるが、3年次進級時点で、適正を欠くと思われる者がいると判断した場合は、他のコース（ビジネスローコース、国際関係法コース、公共法務コース、法と情報コース）へ変更させる機会を設けている。

※5 立命館大学の法曹コースは、「司法特修」（法曹等を目指す学生向けのプログラム）を選択する学生（定員105名）のみが登録することができ、「司法特修」には成績（GPA）による選抜がある。

法曹コースを置く大学	登録制	登録時の選抜の有無	進級時の選抜の有無	進級時の選抜方法			
				①成績による選抜	②選抜試験の実施	③個別面談の実施	④その他
21.北海学園大学	○	×	×	-	-	-	-
22.学習院大学	○	○	×	-	-	-	-
23.慶應義塾大学	×	-	-	-	-	-	-
24.上智大学	○	○	○	○	×	×	×
25.創価大学	○	○	×	-	-	-	-
26.中央大学	○	○	○	×	○(※3)	×	×
27.日本大学	○	○	○	○	×	○	×
28.法政大学	○	○	×	-	-	-	-
29.明治大学	○	×	○	×	×	×	○(※4)
30.明治学院大学	○	○	○	○	×	○	×
31.立教大学	○	○	○	○	×	×	×
32.早稲田大学	○	×	×	-	-	-	-
33.愛知大学	○	○	×	-	-	-	-
34.同志社大学	×	-	-	-	-	-	-
35.立命館大学	○	○(※5)	×	-	-	-	-
36.関西大学	○	○	×	-	-	-	-
37.関西学院大学	○	○	×	-	-	-	-
38.近畿大学	○	○	×	×	-	-	-
39.西南学院大学	○	○	○	○	×	○	×
40.福岡大学	○	○	×	-	-	-	-
合計	38	28	13	10	1	4	1

6. 法曹コースを辞めた理由

法曹コースを辞めた主な理由として該当すると考えられる項目は何か。(複数回答可)

その中でも、最も対象となる数が多いと考えられる項目は何か。

- ①法曹志望でなくなったため
- ②留学や部活動等との両立のため
- ③予備試験の勉強に専念するため
- ④進級要件を満たすことができなくなったため
- ⑤学修についていくのが困難なため
- ⑥その他

＜主な理由(複数回答可)＞

法曹志望でなくなったため

27コース

留学や部活動等との両立のため

9コース

予備試験の勉強に専念するため

4コース

進級要件を満たすことができなくなったため

15コース

学修についていくのが困難なため

19コース

その他

3コース

＜その中でも、最も対象となる数が多いと考えられる理由＞

法曹志望でなくなったため

21コース

留学や部活動等との両立のため

0コース

予備試験の勉強に専念するため

0コース

進級要件を満たすことができなくなったため

5コース

学修についていくのが困難なため

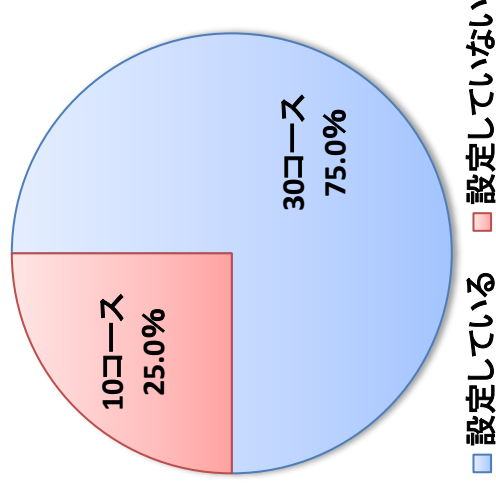
4コース

その他

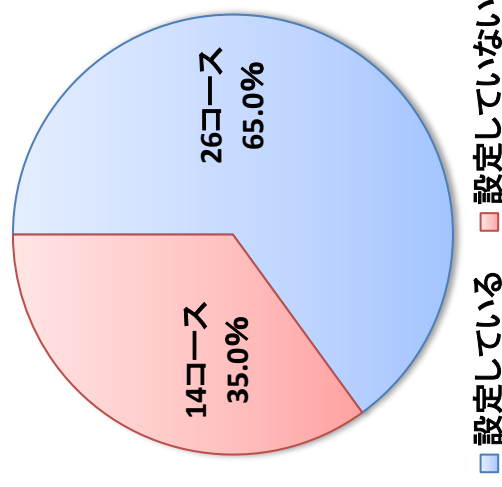
2コース

7. 法曹コース修了要件

法曹コースの修了要件として、GPA等の成績基準を設定していますか。

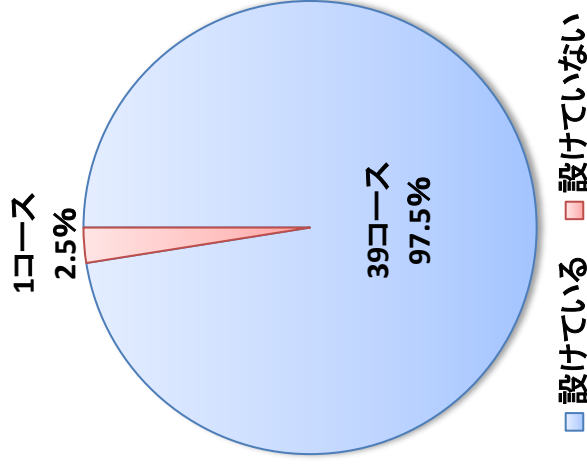


法曹コースの修了要件として、学部の卒業要件を満たすことを要件の一部又は全部として設定していますか。

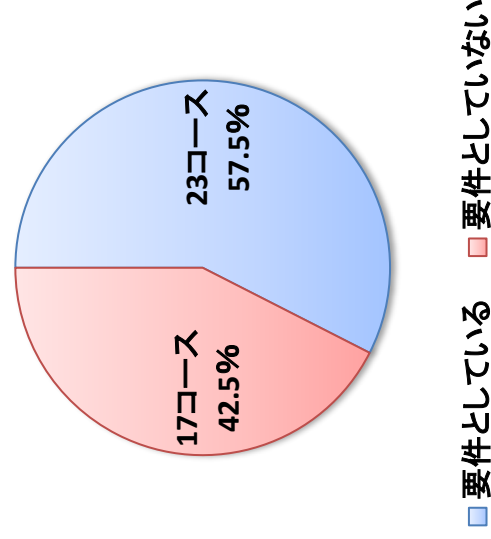


8. 早期卒業認定要件

早期卒業認定要件として、法曹コースを置く学部・学科、法曹コース独自の要件を設けていますか。



早期卒業認定要件として、法科大学院入学者選抜の合格を要件としていますか。



9. 法曹コース修了要件及び早期卒業認定要件

法曹コースを置く大学	法曹コース修了要件			早期卒業認定要件		
	①GPA等の成績基準	②学部の卒業要件を満たすことを要件の一部又は全部としている	③その他	①法曹コースを置く学部・学科、法曹コース独自の基準を設定	②法科大学院入学者選抜の合格	③その他
1.北海道大学	○	○	×	○	○	×
2.東北大学	×	○	×	○	○	×
3.千葉大学	○	×	×	○	×	×
4.東京大学	×	○	○(※1)	○	○	×
5.一橋大学	○	○	×	○	○	×
6.新潟大学	×	○	×	○	×	×
7.金沢大学	○	○	○(※1)	○	×	×
8.信州大学	○	×	○(※2)	○	○(※2)	○(※2)
9.名古屋大学	○	○	○(※1)	○	○	×
10.京都大学	○	○	○(※1)	○	○	×
11.大阪大学	○	○	○(※1)	○	○	○(※5)
12.神戸大学	○	×	×	○	×	×
13.岡山大学	×	○	×	○	×	×
14.広島大学	○	×	×	○	○	×
15.香川大学	○	○	○(※1)	○	○	×
16.九州大学	○	○	○(※1)	○	○	×
17.熊本大学	○	×	×	○	○	×
18.鹿児島大学	○	○	○(※1)	○	×	×
19.東京都立大学	○	○	○(※1)	○	○	×
20.大阪公立大学	○	○	○(※1)	○	×	×

(注)

※1 指定した科目の単位修得を法曹コース修了要件としている。

※2 信州大学は法科大学院入学選抜の合格を法曹コース修了要件としている。また、学科の卒業に必要な単位の修得に加え、法曹コース修了を早期卒業認定要件としている。(間接的に法科大学院入学選抜の合格が早期卒業認定要件となっている)。

※3 中央大学は修了者認定試験の合格を法曹コース修了要件としている。

※4 創価大学の法曹コースの早期卒業認定要件は大学全体と同一の基準である。

※5 大阪大学はアドバイザー教員による学修指導を受け、2年次及び3年次の全学期における履修計画の提出を早期卒業認定要件としている。

法曹コースを置く大学	法曹コース修了要件			早期卒業認定要件		
	①GPA等の成績基準	②学部の卒業要件を満たすことを要件の一部又は全部としている	③その他	①法曹コースを置く学部・学科、法曹コース独自の基準を設定	②法科大学院入学者選抜の合格	③その他
21.北海学園大学	○	○	○(※1)	○	×	×
22.学習院大学	○	×	×	○	×	×
23.慶應義塾大学	×	×	○(※1)	○	○	×
24.上智大学	○	○	○(※1)	○	×	×
25.創価大学	○	×	○(※1)	×	×	×
26.中央大学	○	○	○(※3)	○	○	×
27.日本大学	○	×	×	○	×	×
28.法政大学	×	○	×	○	○	×
29.明治大学	○	○	○(※1)	○	×	×
30.明治学院大学	○	×	○(※1)	○	○	×
31.立教大学	○	○	○	○	○	×
32.早稲田大学	×	○	×	○	×	×
33.愛知大学	×	○	×	○	×	×
34.同志社大学	○	×	×	○	○	×
35.立命館大学	○	×	×	○	○	×
36.関西大学	×	○	×	○	○	×
37.関西学院大学	○	×	×	○	○	×
38.近畿大学	○	○	×	○	○	×
39.西南学院大学	×	×	○(※1)	○	×	×
40.福岡大学	○	○	○(※1)	○	×	×
合計	30	26	21	39	23	2

10. 早期卒業を希望する学生に対する学修支援

早期卒業を希望する学生に対する支援の内容や体制について記載してください。【自由記述】

- 個別面談を通じた学修指導教員、アドバイザー教員等からの指導・助言
(北海道、東北、千葉、新潟、京都、大阪、岡山、広島、香川、九州、熊本、東京都立、大阪公立、学習院、上智、創価、中央、日本、法政、明治学院、愛知、同志社、立命館、西南学院)
- 履修登録単位数の上限を緩和 (東京、金沢、信州、大阪、関西学院、福岡)
 - ・各セメスターの履修単位数の上限を緩和する特則を置く (東京)
 - ・2年次終了時点で成績がGPA上位5%以内の学生は、3年次以降各学期履修単位の上限を緩和 (関西学院)
- ガイダンス等で早期卒業制度や履修計画を紹介
(千葉、東京、名古屋、神戸、熊本、東京都立、大阪公立、上智、法政、早稲田、立命館、関西、福岡)
 - ・法曹コース選抜に合格した学生へガイダンスを実施し、3年卒業が可能となる履修プランなどを指導 (千葉)
 - ・1年次学生向けのガイダンスおよび法律入門科目を通じて早期卒業制度について詳細な説明を実施 (神戸)

<その他>

- 他のコースでは4年次に修得するゼミナールの単位を法曹コース生は3年次に修得することを認めている。また、卒業論文の執筆指導も実施している。(一橋)
- 学修支援委員会を設置し、早期卒業志望者の学修支援に必要な情報を収集・分析し、学修指導教員に提供している。
(京都)
- 基本7法を専門とする教員16名で、法曹養成プログラム対応演習(ゼミ)を担当し、早期から答案作成の個別指導が受けられる機会を提供している。(北海学園)
- 法曹コースに在籍する3年生に、年度始めに早期卒業の意思を確認し、滞りなく申請できるよう支援している。(法政)

Ⅲ. 法曹コースの教育

1. 法曹コースの教育課程等①

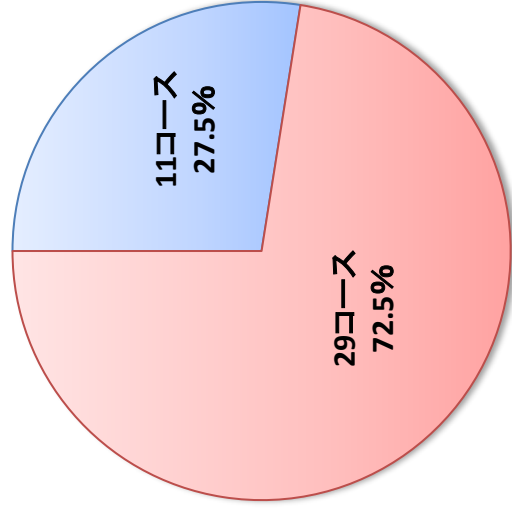
連携先の法科大学院と共同開講している科目はあるか。

■ 11コースが連携先の法科大学院との共同開講科目を開設

○うち6コースでは、法曹コースの学生のみにもしくは優先的に履修を認めている

■ 共同開講している科目の区分

- 法律基本科目（基礎科目）…3コース
- 基礎法学・隣接科目…3コース
- 上記以外の科目…7コース



■ 共同開講あり ■ 共同開講していない

■ 共同開講している趣旨・科目の例

- 未修者1年次に修得すべき内容を学部段階で身に付けさせるため、法科大学院の1年次配当の法律基本科目（基礎科目）に相当する基本7法10科目を共同開講（岡山）
- 法曹コースの学生に更なる学修と先行履修の機会を提供するため、法科大学院2年次配当の法律基本科目（基礎科目）に相当する「行政法基礎」を共同開講（一橋）
- 法学部で開設されていない科目であり、かつ、法曹を目指す法学部生が学部時点で履修しても有意義であると考えられるため、基礎法学・隣接科目に相当する「法と経済学」を共同開講（上智）
- 低学年から法曹という仕事に触れ、法科大学院進学という選択肢を検討してほしいという意図により、導入講義「法曹の仕事を知る」を共同開講（早稲田）

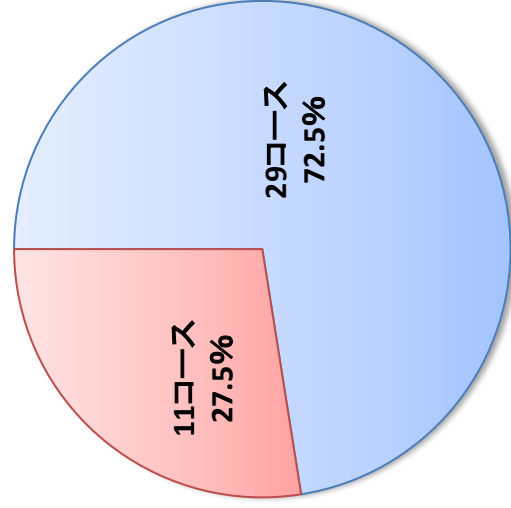
1. 法曹コースの教育課程等②

法科大学院との共同開講ではないが、法科大学院教員が担当する科目はあるか。

■ 29コースが連携先の法科大学院教員が担当する科目を開設

○うち17コースでは、法曹コースの学生のみならず、もしくは優先的に履修を認めている

■ 29コースのうち、12コースでは、実務家教員が担当



■ 法科大学院教員担当科目あり
■ 法科大学院教員担当科目なし

■ 法科大学院教員が担当する趣旨・科目の例

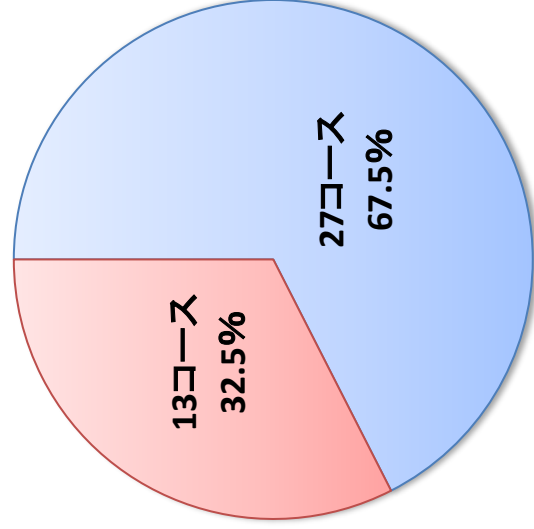
- 法科大学院教員が法曹の魅力を伝えたり、法科大学院教育への導入を行うもの（千葉、金沢、信州、京都、東京都立、大阪公立、中央、明治、関西、関西学院）
- 少人数・双方向の授業やより高度な内容の授業を提供するもの（九州、創価、立命館、関西、福岡）
- 法文書を作成するなどして、論述能力を涵養するための指導を行うもの（名古屋、岡山、東京都立、早稲田、同志社、関西学院）
- 法学部の教員の多くが法科大学院の教員を兼務するなど、日常的に連携を行っているもの（北海道、東北、東京、一橋、京都、大阪、神戸、学習院、慶應、上智、早稲田）

1. 法曹コースの教育課程等③

連携先の法科大学院との共同開講科目・法科大学院教員が担当する科目の他に、授業の一部で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士など）の協力を仰いでいる科目はあるか。

■ 27コースが法科大学院教員が担当する科目以外で法律実務家が参画する授業を開設

○うち12コースでは、法曹コースの学生のみに、もしくは優先的に履修を認めている



■ 法律実務家の協力あり
■ 法律実務家の協力なし

■ 法律実務家が参画する趣旨・科目の例

○裁判官、検察官、弁護士などの法律実務家によるオムニバス形式の講義等により、法律実務の多様性や魅力について理解を深めるもの（北海道、一橋、金沢、信州、京都、大阪、神戸、大阪公立、慶應義塾、上智、明治、早稲田、関西学院）

○法文書を作成するなどして、論述能力を涵養するための指導を行うもの（一橋、新潟、香川、九州、上智、創価、中央、明治学院、立教、同志社、関西、西南学院）

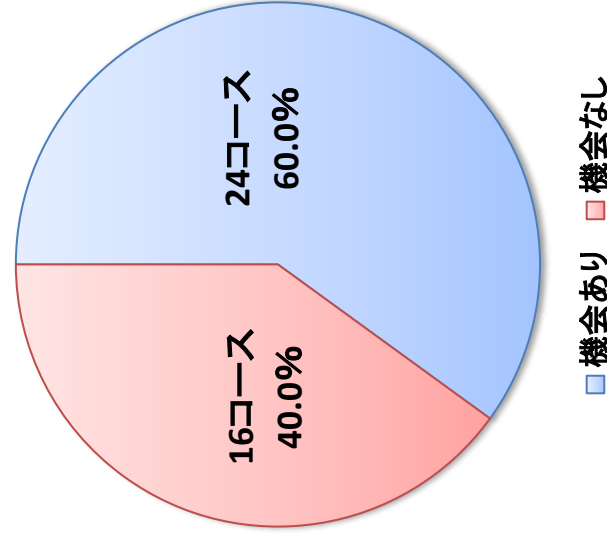
○要件事実論の学修、模擬裁判、模擬法律相談等の臨床法学教育を行うもの（神戸、熊本、立命館）

○裁判傍聴、刑務所訪問等のフィールドワークや企業法務部や弁護士事務所でのインターンシップを行うもの（北海道、金沢、神戸）

1. 法曹コースの教育課程等④

授業外で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士など）が学生指導に参画する機会を設けているか。

■ 24コースが授業外で法律実務家が学生指導に参画する機会を設けている



■ 法律実務家が参画している例

- 裁判官、検察官、弁護士等による講演会等の開催
(東京、九州、鹿児島、東京都立、明治学院、関西)
- 最高裁判所、地方検察庁、弁護士事務所等の職場見学の実施 (東北、大阪、慶應義塾、早稲田)
- 法律事務所体験やインターンシップの実施 (早稲田、関西)
- 法文書の作成指導等を実施 (一橋、上智、創価、明治、立教、同志社、福岡)
- 進路や学修に関する相談 (岡山、熊本、鹿児島、上智、創価、明治学院)
- 研究室やセンター等の附属機関による課外講座の実施 (創価、日本、立命館)
- 連携法科大学院の課外講座への特別参加 (明治学院)

2. 連携法科大学院との円滑な接続①

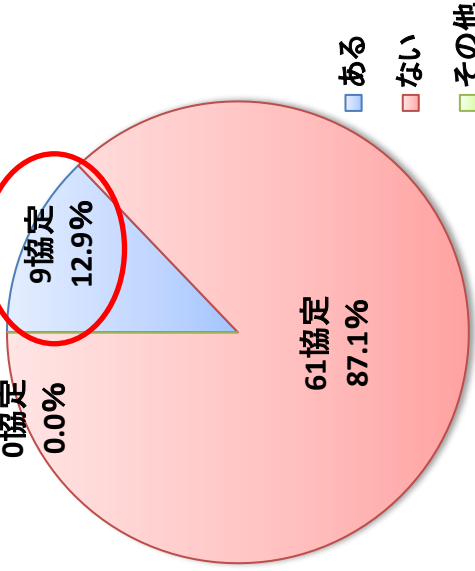
法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

① 連携法科大学院の授業を科目等履修しようとする学生に対する配慮

調査対象：70協定

(40の法曹コースがそれぞれの
法科大学院と締結した協定数)

<取組例>



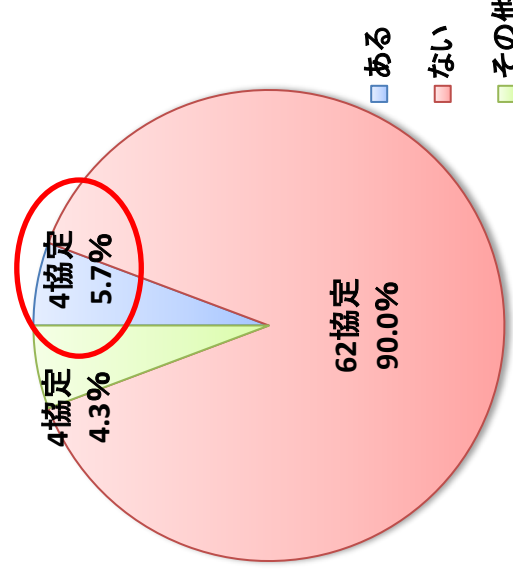
○ 法曹コースの必修科目と時間割が重ならないよう調整
(大阪×大阪大学法科大学院、上智×上智大学法科大学院、
創価×創価大学法科大学院、愛知大学×愛知大学法科大学院
関西×関西大学法科大学院、近畿大学×神戸大学法科大学院)

○ 夏季集中講義を科目等履修の対象科目とし、当該期間とイベントの開催日
が重ならないよう調整 (東北×東北大学法科大学院)

■ ある
■ ない
■ その他

○ 「大学院科目早期履修制度」を導入 (学部3年次生を対象に16単位を上限として法科大学院で開講する科目の履修を認める)
(日本×日本大学法科大学院)

② 授業で使用する教材の統一



<取組例>

○ 共同開講科目や法曹コースと法科大学院双方の授業を担当する場合等に
同一の教科書その他の教材を使用
(千葉×千葉大学法科大学院、岡山×岡山大学法科大学院、
名古屋×名古屋大学法科大学院、創価×創価大学法科大学院)

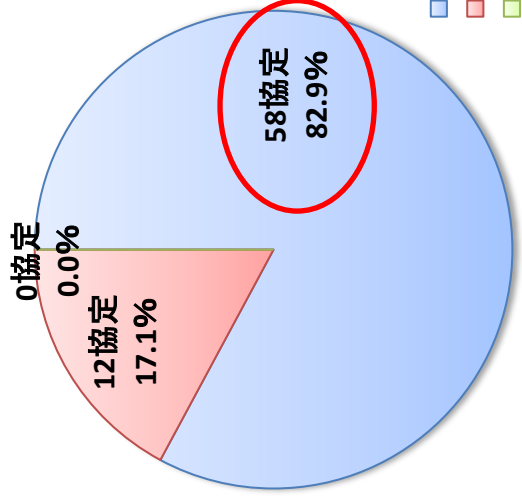
2. 連携法科大学院との円滑な接続②

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

③ 法科大学院教育を意識して、少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設

調査対象：70協定

(40の法曹コースがそれぞれ
法科大学院と締結した協定数)



<取組例>

- 少人数かつ双方向又は多方向の形式で行う演習科目（事例問題の検討、論文指導など）を開設（法科大学院教員や実務家が授業を担当するケースもある）

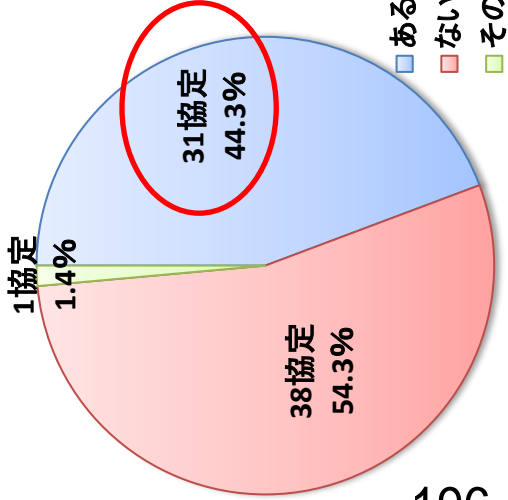
（北海道、東北、千葉、東京、一橋、新潟、金沢、信州、大阪、京都、神戸、岡山、広島、香川、九州、鹿児島、東京都立、学習院、上智、創価、中央、日本、法政、明治、明治学院、早稲田、同志社、立命館、関西学院、近畿、西南学院、福岡）

ある
ない
その他

④ 法科大学院における教育の導入としての科目の開設

<取組例>

- 2年次の法学演習において、法情報検索、法律問題の論述等の基本的、入門的な内容の授業を提供（千葉）
- 法科大学院で開設されるほとんどの科目について（法制史や比較法も含め）理論的な知見を含む高度な内容の授業を提供（東京）
- 法曹の仕事の魅力や法曹となるための方法を学ぶ科目を開設（信州、早稲田）
- 「法文書作成」「法解釈基礎」「応用法律」「法曹養成基礎」「法曹養成演習」など法科大学院における教育を意識した科目の開設（新潟、金沢、神戸、岡山、広島、香川、九州、東京都立、学習院、慶應義塾、日本、法政、早稲田、同志社、関西学院、近畿、西南学院）

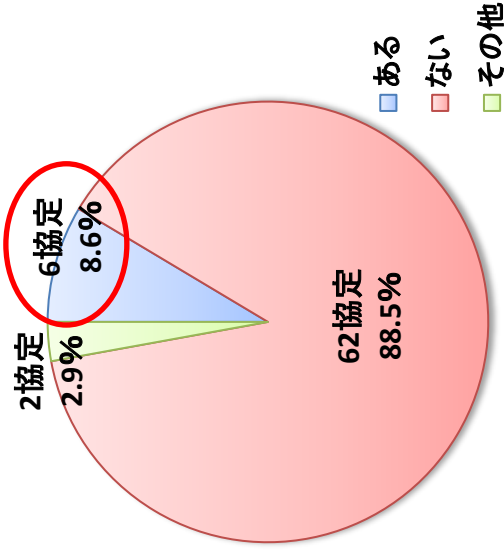


2. 連携法科大学院との円滑な接続③

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

⑤ 法科大学院と同じ演習問題の事案等を活用

調査対象：70協定
(40の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数)

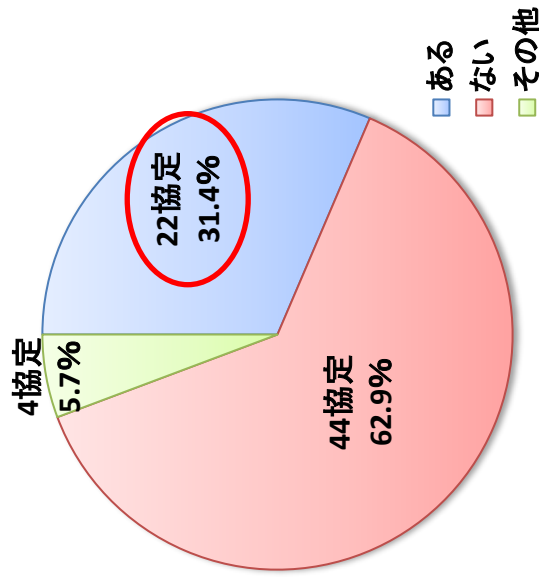


<取組例>

○ 法科大学院教員が担当する科目、法科大学院を意識した導入的な科目において、法科大学院と同じ演習問題の事案等を活用（担当教員の判断により実施しているケースもある）

（北海道大学×北海道大学法科大学院、千葉×千葉大学法科大学院、名古屋×名古屋大学法科大学院、神戸大学×神戸大学法科大学院、広島×広島大学法科大学院、九州×九州大学法科大学院、早稲田×早稲田大学法科大学院、関西学院×関西学院大学法科大学院）

⑥ 法科大学院の教員と法曹コースの教員が授業内容の共有や打合せを行っている



<取組例>

○ 共同開講科目や法科大学院の教員が担当する科目があるため、日常的に授業内容の共有や打合せを実施（北海道、東北、千葉、東京、一橋、名古屋、大阪、岡山、九州、東京都立、大阪公立、学習院、上智、福岡）

○ 法科大学院の教員や実務家教員と定期的に協議会等を開催し、授業内容や学生に関する情報を共有（金沢、広島、創価、中央、法政、早稲田、関西）

○ 法科大学院、法曹コースそれぞれのとりまとめの担当教員同士で定期的な打合せを実施（中央）

3. 法曹コースのFD活動

法曹コースの授業科目について、授業評価、授業参観等のFD活動【自由記述】

多くの法曹コースで、学生への授業評価アンケートを実施し、担当教員へフィードバックを実施。

特徴的なものとして、

- 連携法科大学院と合同FDを実施（金沢、学習院）
- 連携法科大学院の授業やFD集会に、法曹コースの教員が参加（日本、創価）
- 連携法科大学院との意見交換、グッドプラクティスなどの共有（北海道、東京、一橋、学習院、関西学院）
- 法曹コース教員相互の授業参観（神戸、鹿児島、大阪公立、法政）
- 教員に対するアンケートで指導実感等を把握（信州）

4. 法曹コースの特色ある取組①

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】

- 法科大学院入試前は、合格に必要な知識を深め、論述能力を高める指導を行い、入試合格後は、法律基本科目に関する事例分析能力と論述能力を高めるための入学前の事前学習指導を行うなど、段階に応じた個別指導を行う（北海道）
- 法曹コース奨学金の設置。進路講演会の開催。職場訪問の実施。少人数及び双方向型の教育を行う実務演習を多数設定し、幅広く選択させている。論述能力の涵養に関する長期プログラム、法科大学院の春期講習セミナーへの参加（東北）
- 法曹コースに登録しても、法曹コース必修科目以外は学生の自由な履修選択が可能であるところ、学部段階において、既に法制史や比較法を含めた高度な内容の授業を提供しており、法学を多角的に学ぶことが可能（東京）
- 正課内外を問わず、連携法科大学院である一橋大学法科大学院の修了生による指導を充実（一橋）
- アクティブラーニングを促す双方向型・多方向型の少人数の演習科目を開設し、自己表現・プレゼンテーション能力開発を重視（新潟）
- 専門教育で学んだ知識を現場体験を通じて定着させるため、法曹関係者の協力のもと、実習系科目(契約法務実習、捜査法務実習、裁判法務実習)を3年次の必修科目として配置（信州）
- 小人数で開講される演習形式の複数の授業（法解釈基礎および応用法律）を必修とすることで、きめ細かい指導と、法律文書能力の早期からかつ効果的な涵養が可能コース設計となっている（神戸）
- 基本科目（憲法、民法等）について、法科大学院未修者コースの学生と一緒に法科大学院の授業を前倒しで受講。本学法学部、法科大学院出身の若手弁護士が学修アドバイザーとして指導。法科大学院の自習室や資料室の利用が可能（岡山）
- 実際に法曹養成に携わっている法科大学院の教員や、弁護士，司法書士，及び行政機関での実務家，または実務経験を有する者が担当する科目を多く開講し，大学での学びと実社会での活躍の接続性を持たせるものとしている（広島）
- できるだけミスマッチを防ぐ目的で、最初の専攻教育科目の履修後の2年次前期終了時点で法曹コースへ登録（九州）
- 2年次前期の法曹コース登録に向け、1年次前期から法曹を意識した学修を行う「法学特修クラス」を設定（熊本）

4. 法曹コースの特色ある取組②

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】（続き）

- 法学部全体の少人数教育の方針を受け、法曹コースも少人数制を生かした運営を行なっている（例：法学政治学演習（導入演習）においては全ての2年次の法曹コース生が同一の双方向・多方向の少人数授業を履修）（東京都立）
- 演習科目における論文指導、連携法科大学院の授業を無料で受講可、夜間授業あり（北海学園）
- 法曹コースをキャリア教育プログラムの一環と位置付け、法学部卒業後の進路の一つとして法科大学院進学を後押しするスタンスをとっている。法学部卒業後の進路を法曹に限らず幅広く紹介し、法曹を目指す動機の明確化と、途中で法曹を目指すことを断念してもそれまでの努力が無駄にならない配慮を行う（学習院）
- 連携先の法科大学院との協働体制および、主要科目に関する応用演習の充実、法曹実務家による進路指導（慶應）
- 少人数教育により、コース生ひとりひとりに寄り添い、各コース生の長所や課題に即した丁寧な指導を行っている（上智）
- 法学部専任教員のほか、連携法科大学院所属教員、実務家教員も法曹コースの授業を担当し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図る授業を実現。教員、弁護士チャーターによる個々の学生へのきめ細やかな学修指導（創価）
- 本学一貫教育プログラムの集大成として3年次に必修としている「実定法特講」と「法曹特講」の連携。“アカデミックスタッフ（法科大学院教員）による講義形式の「実定法特講」と“法曹実務家による演習形式の「法曹特講」”において、車の両輪のように緊密な連携を取りながら、授業運営がなされている（中央）
- 課外で司法科研究室（学生研究室）との連携により、安価での司法試験に向けた準備が可能（日本）
- 学部と連携法科大学院との接続教育を円滑にするために、基礎知識の修得、法的思考能力の涵養、基礎的な文章起草能力の養成を目的とする法曹コース演習Ⅰ～Ⅳを実施（法政）
- 学内における国家試験指導センター（法制研究所）において、法曹を目指す者（法科大学院特別選抜入試のみに限定したものではない）を対象にした各種課外教育プログラムを実施し、学習支援を行っている（明治）